

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成30年3月14日(水)

こども家庭局保育課
文部科学省生涯学習政策局
国土交通省住宅局
農林水産省農村振興局
内閣府成年後見制度利用促進担当室
内閣府政策統括官（共生社会担当）
日本医療機能評価機構

目 次

【こども家庭局保育課】

- 1 障害児保育に関する地方財政の見通しについて…………… 1

【文部科学省生涯学習政策局】

- 2 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について… 5

【国土交通省住宅局】

- 3 居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）に対する居住支援について… 1 3 5

【農林水産省農村振興局】

- 4 農福連携について…………… 1 5 1

【内閣府成年後見制度利用促進担当室】

- 5 成年後見について…………… 1 6 7

【内閣府政策統括官（共生社会担当）】

- 6 第4次障害者基本計画について…………… 1 7 9

【日本医療機能評価機構】

- 7 産科医療補償制度の周知について…………… 1 8 5

こども家庭局保育課

障害児保育の概要

1. 財政支援

1 現 状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				
物件費	中度				
	軽度				

<H30改善点>

- ・ 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から800億円程度**に拡充
- ・ 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

H30：800億円程度

H29：400億円程度

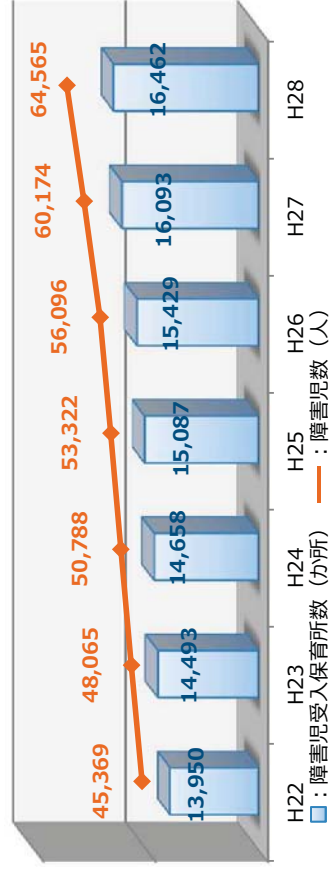
個別算定
(障害児数算定)

包括算定
(人口算定)

個別算定
(保育所在籍児童数算定)

2. 現 状

1 実施か所数及び受入児童数



2 障害児保育担当職員数 (H29.3.31時点)

単位：人

合 計	非常勤職員	
	常勤職員	非常勤職員
30,844	17,476	13,368

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

※障害児数には、軽度障害児を含む

※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員

文部科学省生涯学習政策局

○障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（文部科学省）

文部科学省では、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、省内の体制として、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」（オブザーバー：厚生労働省障害福祉課・障害者雇用対策課）を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設した。

これまで、昨年4月に「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題する大臣メッセージを公表し、障害者が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要としている。併せて、地方公共団体等への協力依頼の通知を発出している。

また、公益社団法人日本青年会議所とのタイアップによる事業等を「みんなのNIPPON 共生社会プロジェクト」として全国で展開するとともに、著名な障害者や支援者8名を「スペシャルサポート大使」に任命し、広報・普及啓発に協力いただいている。

さらに、平成29年度初めて、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、文部科学大臣表彰を行うこととし、61件の対象者を決定し、12月には表彰式と事例発表会を開催した。

これらの取組により、各方面への周知・機運醸成を図っているところである。

平成30年度予算案では、関係課の施策を「特別支援教育の生涯学習化推進プラン」としてパッケージ化し、共生社会の実現を目指し、特別支援学校や大学等の段階の取組を拡充するとともに、学校卒業後の学びやスポーツ、文化等の取組を新たに実施・拡充することとしている。

特に、「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を新規計上しており、①学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習プログラムや実施体制、福祉・労働等を含む関係機関・団体等との連携等に関する実証的な研究（14箇所）に取り組むこととしている。委託先としては、都道府県、市町村、大学、企業、社会福祉法人、NPO法人等を想定している。その他、②障害者が一般の生涯学習活動に参加する際の阻害要因や促進要因を把握・分析する調査研究の実施のほか、③人材育成のための研修会や障害者参加型フォーラムの開催等を予定している。

本事業と並行して、学校卒業後における障害者の学びに係る現状と課題を分析し、その推進方策について検討するための有識者会議を設置する予定である。

障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について

平成30年3月

文部科学省 生涯学習政策局
生涯学習推進課 障害者学習支援推進室

1. 背景・趣旨
2. 国における当面の取組
3. 平成30年度予算案
4. 主な取組事例
5. 自治体に期待される取組

「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」の設置

- 文部科学省では、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようになることが重要であるとの認識のもと、省内の体制を確立するため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設。
- 教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、学校卒業後における学びの支援、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に関する取組を横断的かつ総合的に推進。

推進体制

生涯学習政策局
生涯学習推進課
障害者学習支援推進室

室長

室長補佐
生涯学習推進課課長補佐
特別支援教育課専門官

係長

係員
生涯学習推進課係員

※網掛けの者は専任

特別支援総合プロジェクト 特命チーム

- ・生涯学習政策局
生涯学習推進課長
生涯学習推進課 障害者学習支援推進室長
生涯学習推進課 課長補佐
社会教育官
- ・スポーツ庁
健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室長
健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室 室長補佐
- ・文化庁
芸術文化課 課長補佐
- ・厚生労働省(オプザバー)
- 社会・援護局 障害保健福祉部
職業安定局 障害福祉課 課長補佐
雇用開発部 障害者雇用対策課 課長補佐
- ・初等中等教育局
特別支援教育課長
特別支援教育企画官
特別支援教育課 専門官
- ・高等教育局
学生・留学生課 課長補佐

(平成29年4月1日現在)

「特別支援教育の生涯学習化に向けて（大臣メッセージ）」等の発出①

- 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」(平成29年4月7日付 文部科学大臣メッセージ)

～大臣メッセージ ポイント～

○障害のある方々が、夢や希望を持って活躍できるような社会を目指していく必要。

その中でも、保護者の方々は、特別支援学校卒業後の 学びや交流の場がなくなることにより大きな不安を持っていること。

○今後は、障害のある方々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要。これを「特別支援教育の生涯学習化」と表現すること。

○各地方公共団体においても、関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきたいこと。

「特別支援教育の生涯学習化に向けて（大臣メッセージ）」等の発出②

- 同日（4月7日）付で、地方公共団体等への通知を関係局長等※の連名にて発出。

※生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ庁次長、文化庁次長

「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」依頼事項のポイント

第1 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について

- 「障害者学習支援推進室」を生涯学習政策局に設置。
- 都道府県・市町村においても、広く生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の分野の関係機関が連携し、障害者の多様な学習活動の支援に関する取組の充実を図るとともに、取組の推進等を行う部署の明確化など、体制の整備・充実を依頼。

第2 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について

- 障害者の生涯学習を支える活動を行う団体等を表彰予定※¹。適切な候補の推薦を依頼。
- ※1:5月9日付で都道府県等に推薦依頼、10月17日に決定。

第3 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について

- スポーツ事務の一元化を含め、障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備を依頼。

第4 「Specialプロジェクト2020」について

- 全国の特別支援学校においてスポーツ、文化、教育の祭典を開催するため、モデル事業を実施。都道府県の関係部署・団体等が連携した体制の構築を依頼。

第5 障害者による文化芸術活動の充実について

- 障害者の優れた文化芸術活動の取組の調査研究や、成果発表の公演などの支援を実施。
- 障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進、相互理解につながる文化芸術活動の充実を依頼。

第6 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実

- 近日中に告示予定※²の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨を踏まえ、障害のある児童生徒のスポーツ・文化芸術活動等の充実を依頼。
- 多くの特別支援学校で行われている卒業生のフォローアップ等について、障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるよう取組の充実を依頼。※2:4月28日付で告示済。

第7 小学校等における障害者に対する理解の推進

- 告示した幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領等の趣旨を踏まえ、学校教育における障害者に対する理解に関する取組の充実を依頼。

第8 高等教育における障害のある学生支援に関する検討

- 大学等における障害のある学生の修学支援の在り方について、検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめた。これを広く周知し、共通理解と連携を深め、取組の充実に努めるよう依頼。

障害者の生涯学習（教育、スポーツ、文化を含む）に関する条約・法令①

障害者の権利に関する条約（抄）（平成26年2月批准）

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。（以下略）

2～4 （略）

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。（以下略）

2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするために、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することとを可能とするための適当な措置をとる。

3～4 （略）

5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。（以下略）

障害者の生涯学習（教育、スポーツ、文化を含む）に関する条約・法令②

「障害者の権利に関する条約
第1回日本政府報告」より
(生涯学習関係)

(16.5) 教育基本法第3条において、障害者を含む国民一人一人の共通理解の下、国及び地方公共団体をはじめ、学校、家庭、さらに各種団体や企業等も含め地域を通じた社会全体で、生涯学習社会の実現が図られるべきという「生涯学習の理念」を規定している。また、同法第4条に教育の機会均等を規定し、その第2項として、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じる義務を国及び地方公共団体に課している。さらに、同法第12条に社会教育を規定し、個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならないとしている。

教育基本法（抄）

- 第三条** 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
- 第四条** すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。ず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2** 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3** 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。
- 第十二条** 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2** 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

障害者基本法（抄）

- 第三条** 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。
- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるときに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 第二十五条** 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

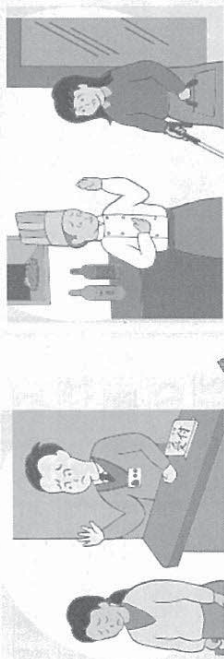
I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
事業者（学校法人など）

法的義務

【例1】受付の対応を拒否 【例2】介助者なしの入店を拒否



合理的配慮の提供

国・地方公共団体等（国公立学校など）
事業者（学校法人など）

法的義務
努力義務

【例1】携帯スロープで補助 【例2】手話通訳・要約筆記を実施
障害者に前列の席を確保



具体的対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

II. 差別を解消するための支援措置

- 相談・紛争解決 ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実
- 地域における連携 ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動 ● 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等 ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

III. 今後の主な課題

- 施行3年後の見直し ● 見直しに向けた課題整理が必要
- 認知度向上 ● 実効性確保に向けた更なる理解促進が必要

公民館の設置及び運営に関する基準〈抜粋〉

(平成15年文部科学省告示第112号)

(趣旨)

- 第1条 この基準は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。
- 2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

- 第3条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO(略)その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。
- 2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

- 第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第6条

- 3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

学校卒業後における障害者の学びに関する各種データ

自治体の現状

○障害をもつ人を主たる対象とした
生涯学習事業を実施している自治体数
145／1119(12.9%)

○障害をもつ人を主な対象とした
生涯学習事業を行っていない理由

- ・必要と思うが事業を担当できる
職員やスタッフ・ボランティアがない
511／1119(45.7%)
- ・必要と思うが、事業の予算、施設・設備
がない
443／1119(39.6%)

(明治大学小林繁教授
平成19年『障害者の生涯学習に関する実証的研究』より)

障害者のスポーツ実施率

○障害者の週1回以上のスポーツ実施率
(成人)
19.2%
(スポーツ庁平成27年度委託調査より)

知的障害のある生徒の進学状況

○高等部卒業後の大学・短大・
高等部専攻科への進学率 0.4%
(大学・短大・高等部専攻科・専門学校への進学率 0.5%)

※18歳人口に占める大学・短大への進学率56.8%
(大学・短大・高専・専門学校への進学率 80.1%)

(文部科学省平成29年度学校基本調査等より)

障害者の生涯を通じた学習活動の充実に関する閣議決定等

経済財政運営と改革の基本方針2017

(平成29年6月9日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

(2) 人材投資・教育

② 教育の質の向上等

…障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

2. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保

(3) 共助社会・共生社会づくりに向けた取組

…社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進め、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

市町村における地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制の整備を推進する…

人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点整理

(平成29年3月28日学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議)

4. 今後の社会教育の在り方と留意すべき点

(2) 社会教育に期待される役割と方向性

(社会教育に期待される三つの役割)

② 社会的包摂への寄与

○…特に、障害者が、学校卒業後も生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、社会教育が障害者の生きがいづくり、地域とのつながりづくりに貢献していくことが重要である。

未来投資戦略2017

(平成29年6月9日閣議決定)

5. 人材の育成・活用力の強化

⑥ 障害者等の就労促進

・来年4月の法定雇用率の引上げや企業への研修実施、キャリア教育など生涯を通じた学習の充実等を通じて、障害者の希望や能力を生かした就労支援の取組を進める。

自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上(第十次提言)

(平成29年6月1日教育再生実行会議)

3. これまでの提言の確実な実行に向けて

(2) 提言の実行に向け、特に注視する必要がある重要事項

④ 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育(第九次提言関連)

・障害のある人が学校卒業後も継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう学校外での利用しやすい学習・訓練等の機会を充実する。

1. 背景・趣旨
2. 国における当面の取組
3. 平成30年度予算案
4. 主な取組事例
5. 自治体に期待される取組

平成29年度予算事業

障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する主な平成29年度予算事業

○Specialプロジェクト2020（新規）7,600万円

【担当：スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室】

2020年東京大会のレガシーとして共生社会を実現するため、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するためのモデル事業や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業等を実施

○特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備（新規）3億4,500万円の内数

【担当：初等中等教育局特別支援教育課】

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため、教育局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援

○地域学校協働活動推進事業（拡充）64億3,500万円の内数

【担当：生涯学習政策局社会教育課地域学校協働推進室】

コーディネーターを中心として、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校を含め、全国的に推進

○障害者の文化芸術活動の充実（拡充）116億円の内数

【担当：文化庁芸術文化課】

・戦略的芸術文化創造推進事業 7.0億円の内数

芸術文化の振興に必要な芸術活動や障害者の優れた芸術活動の調査研究、国内外での成果発表のための公演・展覧会の開催等を実施

・文化芸術による子供の育成事業 52.2億円の内数

特別支援学校の子供たちへの文化芸術の鑑賞・体験機会を提
供

小中学校等の子供たちへ障害のある芸術家等による文化芸術の鑑賞・体験機会を提供

・文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 29.6億円の内数

地域の文化芸術資源（現代アート・メディア芸術・工芸・障害者芸術など）を活用した、地域経済の活性化や共生社会の実現につながる先導的な取組等を支援

○社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業

（新規）4,500万円 【担当：高等教育局学生・留学生課】

大学等や福祉・労働行政機関、企業等が協力し、障害のある学生の修学・就職支援を連携して進める「社会で活躍する障害学生支援センター」を形成

特別支援総合プロジェクト特命チーム 当面の取組

- 平成29年度予算事業を推進するとともに、以下の取組を進める。

当面の取組

各方面への周知・機運醸成

○各種会議における説明・依頼

都道府県・市町村等の関係者が参加する会議等において、大臣メッセージ等について説明、取組の充実や体制整備を依頼。

○公益社団法人日本青年会議所(JC)とのタイアップ

JCによる障害者支援のためのチャリティラン(4/29)を契機として、タイアップ宣言(7/7に大臣と青木会頭が調印)及びJCサマーコンサート(7/22に義家副大臣が登壇)、9月の障害児が参加するサッカーク大会など、JCと連携し機運を醸成。

スペシャルサポート大使

著名な障害者や支援者を「スペシャルサポート大使」に任命し、障害者の生涯学習の推進に関する広報に協力いただくことで、機運を醸成。8月29日に、任命式を実施。

文部科学大臣表彰の創設

障害者の生涯学習支援活動を行う個人、団体への表彰制度を創設。各都道府県等からの推薦・審査を踏まえ、10月17日に対象者を決定。12月7日に表彰式を実施。

スペシャルサポート・キャラバン

障害者の生涯を通じた学習支援について、現場の実態、課題を把握し、改善につなげるため、各都道府県の教育委員会と特別支援学校等を訪問し、意見交換を実施。

地方公共団体における体制整備

地方公共団体における、①障害者の生涯学習支援の推進等を行う部署の明確化など、体制の整備・充実を依頼(4/7)、②国との連絡調整を行う都道府県の担当窓口を把握。

市町村の担当窓口について確認中。

障害者の生涯学習に関する実態調査

障害者の生涯学習活動や多様な主体による学習プログラム提供の実態、支援ニーズ等に関する調査を実施中。

平成29年度事業の総点検

平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検の結果を踏まえた事業の見直しを実施。

平成30年度予算案

既存の施策の充実に加え、学校卒業後も教育・文化・スポーツに親しむための支援策について、ニーズを十分捉えながら、予算案計上。

タイアップ宣言 調印式 H29.7.7



障害者の生涯に寄り添った支援に関する
タイアップ宣言

平成29年7月7日

障害のある方が、生涯にわたり自らの可能性を追求し、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにするため、文部科学省と公益社団法人日本青年会議所はタイアップし、教育、スポーツ、文化や就労等の全体にわたり、障害のある方の生涯に寄り添って支援していくことをここに宣言します。

このタイアップにより実施する事業やイベントについて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、「みんなのNIPPON共生社会プロジェクト」と称し、広く全国で展開していきます。

このことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、思いやりのものもとに支え合う、共生社会を実現していきます。

文部科学大臣 松野 博一 公益社団法人 日本青年会議所
第66代 会頭 青木 照護

署名 松野 博一

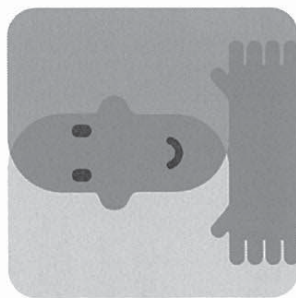
署名 青木 照護

タイアップによる取組

- 4月29日 障害者支援のためのチャリティランで義家副大臣と青木会頭が共に走り、チャリティを日本障がい者スポーツ協会に寄付
- 7月 7日 松野大臣と青木会頭によりタイアップ宣言の調印

※ 7日の調印式を踏まえ、JCでは、全国各地の青年会議所における取組として、以下を政策キットとして発信

- ①日の丸チャリティラン
- ②障害者総合支援意思共有サミット
- ③障害者総合支援協議会による活動の実施



みんなのNIPPON
共生社会プロジェクト

タイアップのロゴマーク 及びロゴコンセプト

お互い様の世の中で。

誰にだって、ちょっとしたハンデはある。

たとえ、人前で話すのが苦手だとか、数字が苦手だとか、文章が苦手だとか。

一方で、得意なこともある。

信じられないくらいに段取りをする人がいる、

録音かと思えるほどのスピーチをする人もいる。

私たちはみんな、苦手なことと助けられ、

得意なことと人の役に立つことができる。

これは少し言い過ぎなのかもしれないけど、

障害は、苦手なこととつてはないのだろうか。

そう考えると、障害者が健常者を助けることも、

健常者が障害者を助けることもある、という考えになる。

「お互い様だね」と言ってお互い助け合ってきた日本人にとって、

新しいことではない。

障害者と健常者が当たり前のように助け合う社会ができると思う。

お互い様という、どこかに安心感をもらうことの言葉を胸に、みんなのNIPPON 共生社会プロジェクト、はじまります。

「スペシャルサポート大使」 任命式

●平成29年8月29日、オリンピック銀メダリストの有森裕子さんやヴァイオリニストの川島成道さん、ラジオDJのレモンさんこと山本シュウさんなど6人の皆様にお越しいただき、障害者の一生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する「スペシャルサポート大使」の任命式を行いました。

●文部科学省の障害者学習支援推進室では、障害のある方々が、学校卒業後も一生涯を通じて教育や文化、スポーツなど様々な活動が続けられる環境づくりの大切さを全国に広め、福祉、保健、医療、労働等様々な分野との連携を全国的に進める取組を行っています。

●この取組を全国的に普及・啓発する為、力強い皆様に「スペシャルサポート大使」となっていただきました。

この日出席頂いた6名に、林大臣から任命証を交付しました。

【出席者】

有森裕子さん(公益財団法人スペシャルオリンピックス日
本理事長)

大日方邦子さん(一般社団法人日本パラスピアンズ協会
副会長)

河合純一さん(一般社団法人日本パラスピアンズ協会
会長)

川島成道さん(ヴァイオリニスト)

横溝さやかさん(studio COOCA所属作家)

レモンさんこと山本シュウさん(ラジオDJ)



●任命させていただいた大使は8名で、書道家の金澤翔子さんと女優の東ちづるさんからは、この日の為にメッセージを頂きました。

●林大臣は、「スペシャルサポート大使の皆様には、障害のある方の一生涯を通じた多様な学習の充実に向け、広く国民の皆様はこの取組の重要性をアピールするお手伝いをお願いしたいと思っております。スポーツや文化芸術、マスコミ等々幅広い分野で活躍しておられる皆様の力をお借りすることにより、より効果的かつ強力に全国の皆様への発信ができることと大いに期待しております」と挨拶しました。

●大使の皆様には2020年までの任期中、教育・スポーツ・文化芸術等の分野のイベントへの参加やご自身のSNSでの発信など、広報や啓発活動等への協力をお願いする予定です。

【参考】林大臣が上野の森を訪れ、金澤翔子さんの書展を鑑賞

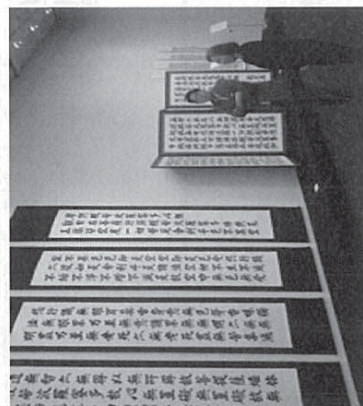
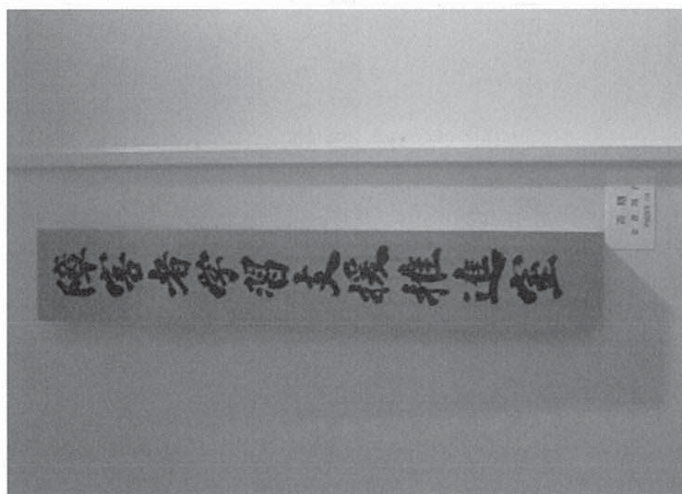
※文科省HPより（一部追加）

金澤翔子さんは、文部科学省の障害者の一生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する「スペシャルサポート大使」になっていただいております、省内の障害学習支援推進室の看板も書いて頂いています。

書展には、金澤さんが10歳の時の作品から最新作まで60点以上が並び、林大臣は、金澤泰子（翔子さんの母親）さんに、力強い作品の数々を説明していただきましたながら鑑賞しました。

また、内覧会では、翔子さんによる揮毫が行われ、『翔』が書き上げられました。翔子さんは、「皆さんに元気とハッピーと感動、心を込めて書きました」と話されました。

林大臣は、「素晴らしい、パワーをもらいました」と感想を述べました。



平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検について

— 平成30年度に向けた事業の見直しへ —①

目的

第193回国会における文部科学大臣の所信においては、「障害のある方の生涯を通じた学びを支援する観点から、文部科学省の実施する様々な施策を改めて見直す」こととしている。

このことを受け、文部科学省として、平成29年度事業について、障害者支援の観点から対応がなされているか点検するとともに、新たな観点で取り組むことがないか、全省的に見直しの検討を行うもの。

本総点検を通じ、文部科学省として、障害者支援の観点から事業の充実を図るとともに、地方自治体・関係団体における機運醸成、意識改革、取組推進を図る。

点検結果の概要

文部科学省における平成29年度事業について、所定の分類に該当するか点検を実施した結果、平成29年度の全426事業中、何らかの積極的な障害者支援等の取組を実施しているもの、又は実施予定のものは、281事業(約7割)であった。

※事業の単位は、平成28年度行政事業レビューをもとに、平成29年6月時点で更新したもの。また、各分類の事業数については複数回答あり。

※なお、障害者支援の観点から対応できない事業もあり、例えば、事業の趣旨・目的や経費の性質からならないもの（例：大規模研究開発機器の整備費、国際機関への拠出金）、既にテーマ設定や公募済のものなどである。

※ 障害者支援等に係る主な平成29年度事業

- ① 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する主な事業
- ② 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実
- ③ 障害者スポーツに関する主な施策

平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検について

— 平成30年度に向けた事業の見直しへ —②

点検結果を踏まえた対応

- 今後、文部科学省として共通的に対応可能と考えられる主な取組の例は、右記のとおり。
- 障害者支援の観点から積極的な取組が実施できていない事業をはじめ、文部科学省の全事業について、主な取組の例も参考にして、平成30年度に向けた見直し(改善や充実など)を検討していく。見直しの検討は、各事業の特性を踏まえつつ行う。

- なお、既に公募済などの理由により、現時点での対応が難しいと考えられる事業についても、例えば、採択通知の際に障害者への配慮を念頭に置いた事業の実施を促すなど、平成29年度中に運用上対応できることがないか検討する。

＜文部科学省として共通的に対応可能と考えられる主な取組の例＞

【実態調査・調査研究事業等】

- 委託調査における、障害者支援の現状把握
- 調査研究事業等における、障害者支援関係のテーマ設定
- 障害者就労施設等への業務発注
(報告書等の印刷、データ入力業務など)

【委託・審査事業等】

- 補助事業等における、障害者支援メニューの創設
- 公募要領等への、障害者支援に係る経費の計上が可能である旨の明記
- ガイドライン、事例集等における障害者支援の観点の項目創設

【試験・イベント事業等】

- 試験等実施時における、障害者支援の観点からの配慮
(点字使用・別室受験等)
- イベント実施時における、①施設のバリアフリー、②情報アクセシビリティ、の適切な確保・配慮
- 文部科学省における障害者差別解消法に係る対応の徹底、及び委託先等へ「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別的解消の推進に関する対応指針」を配布する等、周知徹底

1. 背景・趣旨
2. 国における当面の取組
3. 平成30年度予算案
4. 主な取組事例
5. 自治体に期待される取組

特別支援教育の生涯学習化推進プラン

平成30年度予算額
15,139百万円(内数除く)

共生社会の実現を目指し、特別支援学校や大学等の段階の取組の取組を拡充するとともに、学校卒業後の学びやスポーツ、文化等の取組を新たに実施・拡充

1. 特別支援学校等



○切れ目ない支援体制構築に向けた

特別支援教育の充実

14,909百万円

障害のある児童生徒等の自立と社会参加に向けた取組の更なる充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築

○特別支援学校等における障害者スポーツの充実(拡充)

●Specialプロジェクト2020

48百万円

2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の祭典を開催するための体制整備、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり等を実施

○障害者の文化芸術活動の充実(拡充)

●特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供

98百万円の内数



●特別支援学校の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会の提供

5,274百万円の内数

●小・中学校等の子供たちに対し障害のある芸術家

による文化芸術の鑑賞・体験機会の提供 5,274百万円の内数(再掲)

○地域学校協働活動推進事業

6,012百万円の内数

「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後等の学習・体験活動等を充実



2. 大学等

○社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業

40百万円

関係機関の連携を強化し、支援手法等の研究・開発・蓄積・展開

○放送大学における障害者の学習支援体制の推進

7,784百万円の内数

放送大学において、障害のある学生の受け入れや教育支援体制を推進

3. 学校卒業後

○学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業(新規)

106百万円

●障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究

73百万円

社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長するため、学校から社会への移行期や生涯の各ライフステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する研究を実施

●生涯学習を通じて共生社会の実現に関する調査研究

10百万円

障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等について調査研究

●人材育成のための研修会・フォーラムの開催等

24百万円



○特別支援学校等における障害者スポーツの充実(拡充)

●地域の課題に対応した障害者スポーツ推進プロジェクト(新規)

36百万円

障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、各地域における課題に対応して、身近な場所ですポーツを実施できる環境を整備



○障害者の文化芸術活動の充実(拡充)

●障害者が文化芸術活動に参加・接する機会の提供

1,250百万円の内数

●障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくり

1,110百万円の内数

●文化芸術創造拠点形成の推進

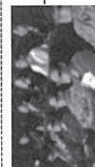
2,312百万円の内数

●全国各地で障害者が実演芸術を鑑賞できる機会の拡大に対する支援

2,799百万円の内数

●障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援

1,344百万円の内数



©NPOメディア・アクセス・サポートセンター

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

平成30年度予算額(案) 24億円(平成29年度予算額 22億円)

(切れ目ない支援体制整備充実事業)

○切れ目ない支援体制整備充実事業 1,600百万円(1,452百万円) [補助率1/3](拡充)

平成28年度の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。

◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 30地域⇒60地域(+30地域)

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

◆特別支援教育専門家等配置(拡充) 医療的ケアのための看護師 1,200人⇒1,500人(+300人)等

(医療的ケアに係る支援)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業 59百万円(45百万円)(拡充)

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

(発達障害に係る支援)

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 280百万円(280百万円)

◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業等

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築し必要な指導方法の調査研究等を行う。

◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業

(教職員の専門性向上)

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 86百万円(47百万円)(拡充)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

◆特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施等

◆【新規】教職員の専門性向上等に向けた幼児期から高等学校段階まで一貫した地域支援事業(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数)

(学習指導要領等の改訂)

○学習指導要領等の改訂及び学習・指導方法の改善・充実 104百万円(72百万円)(拡充)

学習指導要領の解説書や教科書等の作成、周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂の方向性を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

(心のバリアフリー)

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業 86百万円(85百万円)(拡充)

教育委員会が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

(上記以外の施策：就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

○特別支援教育就学奨励費負担等 11,567百万円(12,209百万円) [補助率1/2]

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要経費を援助する。

○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化) [補助率1/3等]



～障害の有無にかかわらず、すべての人が笑顔になる祭典～

(前年度予算額： 75,527千円)
30年度予算額： 48,000千円

●2020年からの新たな特別な特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育活動の全国的な祭典を開催

- 「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会
- 障害の有無等を超えて誰もが心が触れ合う機会
- 地域住民の主體的な参画

①祭典の企画立案等

国レベルの中央実行委員会を開催し、事業内容を具体化するとともに、関係機関とのネットワークを構築し、ロゴマーク作成やプロモーション等を行う。

②各地での祭典開催のための体制整備及び情報収集

各都道府県・地域において地域実行委員会を開催し、域内の関係機関とのネットワークを構築するとともに、特別支援学校で行われる運動会、文化祭に関する情報収集を行う。

③祭典に向けたモデル事業の実施

全国的な祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するため、モデル事業を実施する。

④特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業の実施

特別支援学校等における体育・運動部活動等を充実するとともに、特別支援学校等を拠点とした障害者の地域スポーツクラブの設立を支援する。

⑤特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援

全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るため、特別支援学校のスポーツ・文化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援する。

実行委員会(国レベル)

特別支援学校
関係団体

オリパラ関係機関

経済界

スポーツ関係団体

文部科学省
(初等中等教育局、スポーツ庁、文化庁)

文化関係団体

地方自治体関係団体

連携・協力

実行委員会(都道府県レベル)

文化関係団体

特別支援学校

都道府県
(教育担当部署、スポーツ担当部署、
障害者スポーツ担当部署、文化担当部署)

地元経済団体等

- ・地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」を創造
- ・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、地域の共生社会の拠点づくり

障害者スポーツ推進プロジェクト

(新 規)
30年度予定額：48,048千円

趣旨等

●障害者スポーツの振興を重点的に盛り込んだ「第2期スポーツ基本計画」(平成29年3月)を踏まえ、障害者スポーツを推進。

- ① 障害者の継続的なスポーツの実施促進に向けて、各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る。
- ② 障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援、民間企業等に対する障害者スポーツ支援への理解の促進等を行うことにより、障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実に努める。

事業内容

① 地域の課題に対応した障害者スポーツ推進プロジェクト

- 都道府県・市町村において、各地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備
- 障害者のスポーツ施設利用に関する意識啓発、障害者のスポーツ参加の課題等の調査研究

障害者が健常者と同様に
スポーツに親しめる環境整備

② 障害者スポーツ団体体制整備プロジェクト

- 障害者スポーツ団体の連携、体制整備への支援
- 民間企業等に対する啓発等

障害者スポーツ団体
の基盤強化

スポーツを通じた共生社会の実現

① 地域の課題に対応した障害者スポーツ推進プロジェクト

趣旨等

●障害者の継続的なスポーツの実施促進に向けて、各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備を図る。また、障害者が利用できるスポーツ施設の拡大に向けて、障害者のスポーツ施設利用の実態把握や施設管理者等に対する意識啓発を進めるとともに、障害者のスポーツ参加の課題等の調査研究を実施する。

- ◇週1日以上スポーツ実施率(成人) 障害者19.2%(一般42.5%) ⇒ 40%程度 (スポーツ基本計画における平成33年度までの目標)
- ◇総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加促進 40% ⇒ 50% (スポーツ基本計画における平成33年度までの目標)
- ◇障害者スポーツ施設※は全国で139か所にとどまる。※障害者専用、あるいは障害者が優先的に利用できるスポーツ施設
- ◇障害を理由にスポーツ施設の利用を断られた、又は条件付きで認められた経験のあるパラリンピック選手は21.6%

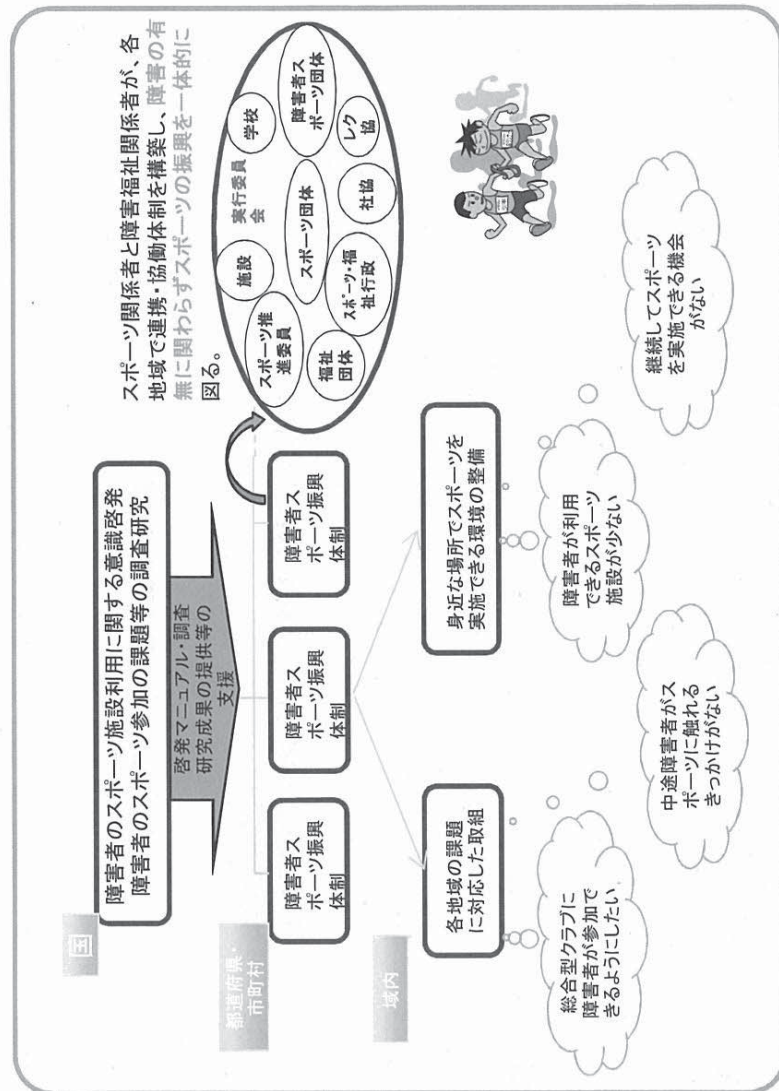
事業内容

○ 都道府県・市町村において、各地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備を実施

- ①地域における、生涯に亘る継続的な障害者スポーツの実施機会の提供
- ②地域の障害者福祉施設・医療リハビリ施設等と連携した中途障害者及び重度障害者に対するスポーツの機会提供
- ③地域のスポーツ関係者とスポーツ施設管理者の連携による、障害者のスポーツ施設利用の拡大
- ④総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加の促進

○ 障害者のスポーツ施設利用に関する意識啓発、障害者のスポーツ参加の課題等の調査研究

- ⑤障害者のスポーツ施設利用に関する実態把握、啓発マニュアルの作成
- ⑥障害者スポーツ参加の阻害要因や促進要因を障害種や程度別に把握した上で分析する調査研究



障害者の文化芸術活動に関する予算（平成30年度予算(案)）（文化庁）

障害者を含むあらゆる人々が文化芸術活動に参加・接する機会を提供

戦略的芸術文化創造推進事業

12.5億円の内数

障害者の優れた芸術活動の普及を促進することを目的として、活動の現状、普及施策等に関する調査研究や優れた芸術活動の成果を発表するための公演・展覧会の開催に係る事業を実施

障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくり

- ・日本映画製作支援事業(字幕・音声ガイド制作部分) 6.1億円の内数
- ・アニメーション映画製作支援事業(字幕・音声ガイド制作部分) 1.2億円の内数

聴覚や視覚に障害を持つ方々から、映画のバリアフリー字幕や音声ガイド制作に対して、支援を実施

- ・メディア芸術祭等事業(展示・調査研究) 3.8億円の内数
- 音声ガイド制作、メディア芸術作品を障害者が鑑賞する際の環境づくりに関する調査研究を実施

全国各地で障害者が実演芸術を鑑賞できる機会の拡大に対する支援

劇場・音楽堂等機能強化推進事業 28.0億円の内数
我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等へ支援。バリアフリー・多言語対応についても支援

特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供

全国高等学校総合文化祭

1.0億円の内数

全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供

特別支援学校の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会の提供

文化芸術による子供の育成事業

52.7億円の内数

特別支援学校において一流の文化芸術団体による実演芸術の公演や、芸術家を派遣し、特別支援学校の子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供

小・中学校等の子供たちに対し障害のある芸術家による文化芸術の鑑賞・体験機会の提供

文化芸術による子供の育成事業(再掲)

52.7億円の内数

小・中学校等の子供たちに、障害のある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露や車いすダンス体験等の機会等を提供

文化芸術創造拠点の形成の推進

文化芸術創造拠点形成事業

23.1億円の内数

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を支援

障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援

新進芸術家グローバル人材育成事業

13.4億円の内数

新進芸術家や芸術活動を支える人材の能力向上を目的として、障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対して支援を実施

学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業

平成30年度予定額
106百万円【新規】

趣 旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務。
このため、学校卒業後の障害者について、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する実証的な研究開発を行い、成果を全国に普及する。

事業内容

(1) 障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究

73百万円

- 学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、
 - (ア) 学校から社会への移行期
 - (イ) 生涯の各ライフステージ
 における効果的な学習に係る具体的な学習プログラム(※1)や実施体制(※2)、地域の生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体等との連携の在り方に関する研究を実施(14箇所)

※1：学習プログラムの例

- 学校卒業直後の者に対する、主体的に判断し行動する力などの社会で自立して生きるための基盤となる力を育むプログラム
- 生涯の各ライフステージにおいて必要となる、社会生活を自立して送る上で必要となる知識やスキルの習得のためのプログラム

※2：実施体制の例

- 障害者青年学級等の取組を行う公民館等の施設
- オープンカレッジや公開講座等を行う大学
- 同窓会組織等が卒業生対象の取組を行う特別支援学校
- 学習支援に取り組む企業、社会福祉法人、NPO法人、実行委員会・コンソーシアム等

- 上記においては、特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーター・指導者の配置やボランティアの活用方策に関する研究も実施

(2) 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究

10百万円

【実施主体】

民間団体
(企業、NPO法人等)



【内容】

共生社会の実現に関する効果的な対応策を立案するため、障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因や促進要因を把握・分析。

成果や課題を共有

(3) 人材育成のための研修会・フォーラムの開催等

24百万円

- ・ 実践研究に係る支援者向け研修会
- ・ 障害者参加型フォーラム
- ・ 事業の審査・評価、委託先等への助言、障害者の学習機会の整備方策等を検討する有識者会議を実施 等

第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（抜粋） （平成29年9月19日 第17回中央教育審議会教育振興基本計画部会）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

（13）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

測定指標候補

障害者の生涯学習の推進状況を測定する指標の設定および調査の在り方を今後検討

○ 学校卒業後における障害者の学びの支援

学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援のあり方等に関する研究や成果普及等を行い、障害者の各ライフステージにおける学びを支援する。このことを通じ、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる。

○ 地域学校協働活動の推進

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

○ 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用した教育の充実を図る。

○ 大学等における学生支援の充実

障害のある学生の在籍者数が急激に増加している高等教育段階の状況を踏まえ、各大学等における修学支援・就労支援体制の整備を促進するとともに、大学等と関係機関（福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等）とが連携した取組を促進することにより、各大学等における障害のある学生の修学を支援する。また、放送大学において、障害のある学生の受入れを一層進める。

○ 障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興

障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、身近な場所ですポーツを実施できる環境整備や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを進める。また、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る。

障害者基本計画（第4次）の策定に向けた障害者政策委員会意見（案）①

（平成29年12月22日 第40回障害者政策委員会）

9. 教育の振興

基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受け、受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。

また、高等教育における障害学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努める。

さらに、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

（1）インクルーシブ教育システムの推進

（2）教育環境の整備

（3）高等教育における障害学生支援の推進

（4）生涯を通じた多様な学習活動の充実

○学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行い、障害者の各ライフステージにおける学びを支援する。このことを通じ、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる。

○地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

○放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。

○公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備を促進する。

○その他、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

基本的考え方

全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。

また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。さらに、地域における障害者スポーツの層の普及に努めるとともに、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。

(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

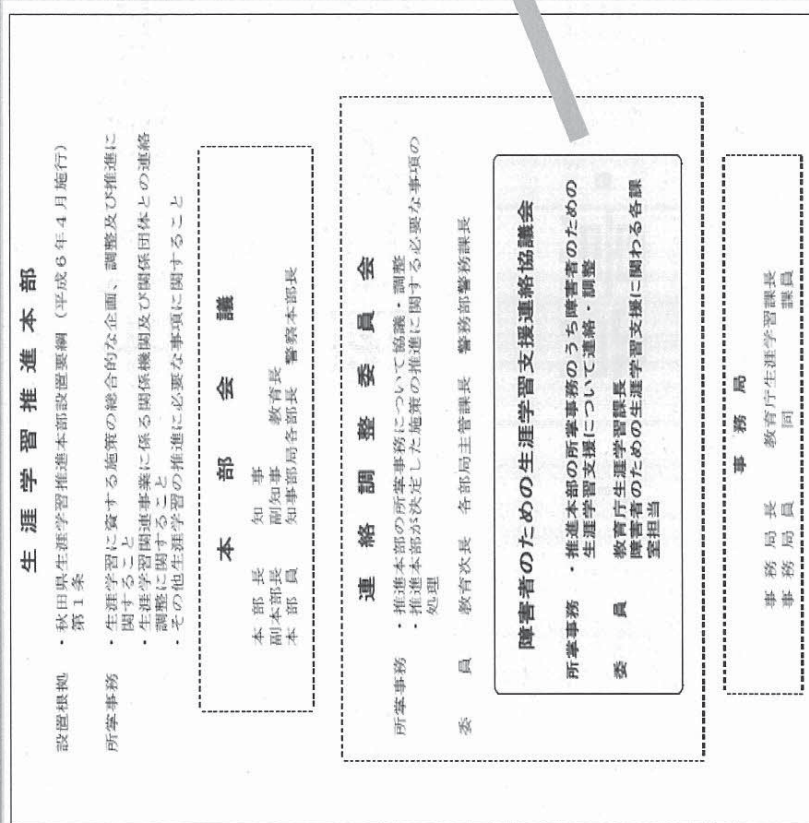
(2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

1. 背景・趣旨
2. 国における当面の取組
3. 平成30年度予算案
4. 主な取組事例
5. 自治体に期待される取組

秋田県における「障害者のための生涯学習支援連絡協議会」の設置と市町村の取組促進

- 秋田県においては、障害者の生涯を通じて多様な学習活動を総合的に支援するため、庁内関係部署が連携した体制を充実する観点から、県生涯学習推進本部（本部長：知事）に「障害者のための生涯学習支援連絡協議会」を新設（平成29年9月4日）。障害者のための生涯学習支援に必要な体制づくりについて協議し、関係各機関と連絡・調整。
- （関係課の事業等の取組・現状について、とりまとめ済）
- 秋田県内の市町村教育委員会委員長・教育長会議を、障害者の生涯学習支援をテーマに開催（平成29年11月10日）。「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰受賞団体の実践事例紹介、文部科学省の取組説明・意見交換。

「障害者のための生涯学習支援ネットワーク協議会」



障害者のための生涯学習支援連絡協議会委員 教育庁生涯学習課長（委員長） 次の各課室担当 あきたた未来創造部 [あきたた未来戦略課高等教育支援室] 観光文化スポーツ部 [文化振興課、スポーツ振興課] 健康福祉部 [障害福祉課] 産業労働部 [雇用労働政策課] 教育庁 [総務課、特別支援教育課、幼保推進課、義務教育課、 高校教育課、保健体育課、生涯学習課]	計 13人
--	--------------

国立市における障害者の生涯学習活動に係る取組

※国立市HP資料等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者への居場所づくりや社会参加の支援の取組が実施されてきたが、“障害者のための活動”ではなく“障害の有無にかかわらない活動”を志向。
- 障害者青年学級等の活動を“障害者/健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”と捉え直すとともに、公民館を中核に据えてコーディネーターとしての役割を果たすことで、積極的に活動を推進。



工夫点・ポイント

【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 公民館を中心として、教育から福祉・労働分野に至る市内関係部署や、若者サポートステーション・社会福祉法人などの関係団体と連携し、「自立に課題を抱える若者支援」の取組を実施。

(例：新たに「中高生の学習支援」(地域未来塾)事業を開始、発達障害や外国にルーツのある中高生の支援も展開する、等 ※右下の活動写真参照)

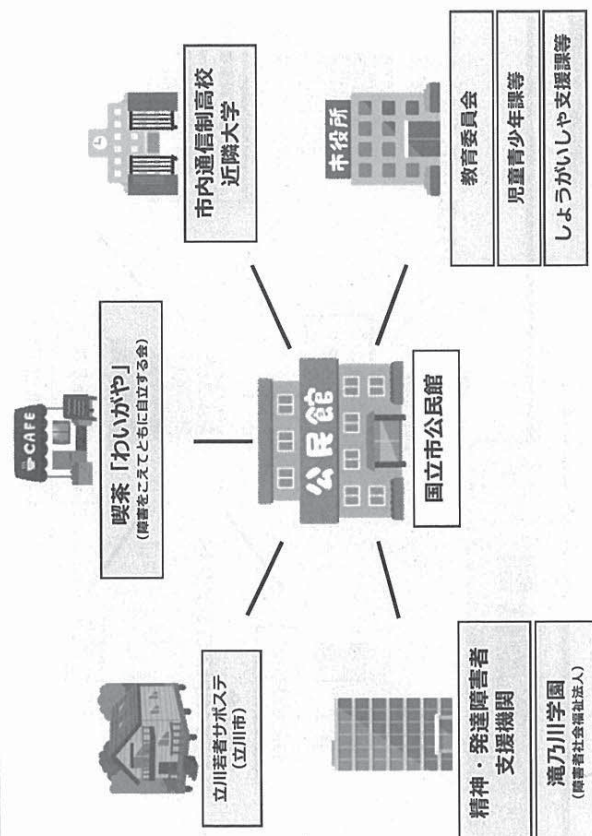
【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 公民館における「しょうがいしゃ青年教室」や「青年講座」、市民グループ運営の喫茶「わいがや」といった各プログラムが相互に連携して活動を展開。

(例：「しょうがいしゃ青年学級」の学級生が「わいがや」での喫茶実習に参加する、等)

- 【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】
公民館の職員にコーディネーターの役割を付与し、関係部署・団体等との連携を進めるとともに、市内関係部署とも協働して人材配置・活用を促進。

実施体制



取組の成果

- “障害者/健常者という枠組を越えた「共生」の拠点”を発展させて、新たに「自立に課題を抱える若者」のニーズを顕在化することができた。また、こうしたニーズに対し、公民館による学習支援・中間的就労・コーディネートが有効だと明らかにできた。
- 公民館職員に付与したコーディネーターの役割について、特に若者の継続参加を支える「ユースワーク」と、関係機関・支援者を繋ぐ「ネットワーク」の両面が重要であることを示すことができた。
- 公民館の機能を補完するために有効なネットワークの構築準備に着手できた。



京都市における障害者の生涯学習活動に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- ①基本的知識を養う継続的な学習による社会的・職業的自立、②相互交流を通じた種々の困難の改善・克服、社会参加への態度の育成、③クラブ活動等を通じた余暇の活用、趣味の拡充による生きがいの形成を主な目的として「障害のある市民の生涯学習事業」を昭和47年度から予算化。（市独自事業）
- 知的障害者の学習のための施設提供・相談等を実施する「知的障害者学習ホームひかり学園」を昭和58年より展開。（市独自事業）
- また、特別支援学校において同窓会を年1回実施。



工夫点・ポイント

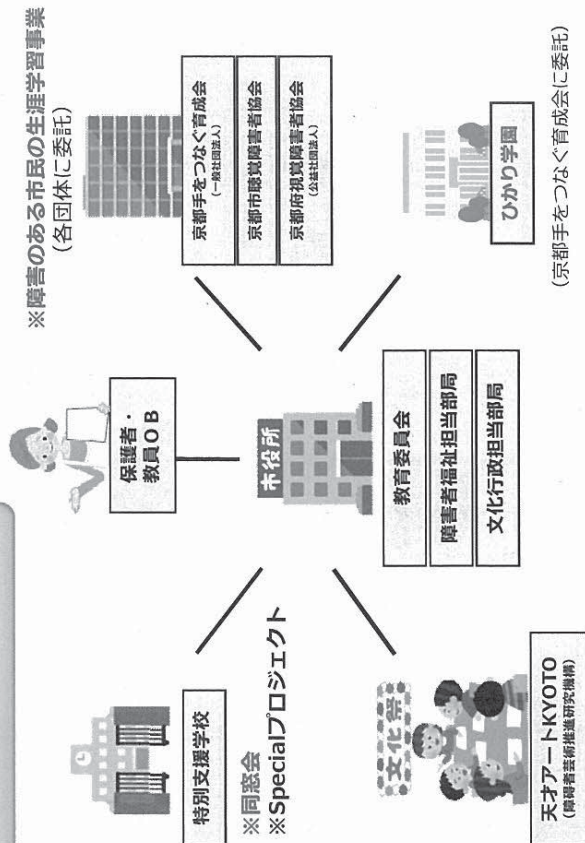
【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 障害のある方への生涯学習事業等については、教育委員会が窓口として対応するとともに、障害者スポーツの振興や就労支援等は障害者福祉担当部局が対応。
- 呉竹総合支援学校においては、Specialプロジェクト2020体制整備事業を活用して関係団体と連携した芸術・スポーツの祭典を開催予定。
- NPO法人「天オアートKYOTO」と協働した文化芸術活動を推進
(NPO法人障害者芸術推進研究機構において、特別支援学校卒業後の障害者の多様な余暇活動の創出や作品販売・商品化等に取り組んでいる)

【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 市から、企画実施や運営方法に関するノウハウを有する団体に活動を委託して、生きがいづくりや社会参加につながるプログラムを実施。
- 【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】
- 特別支援学校卒業生の保護者や特別支援学校教員OB等が、指導者や運営の中核を担う。

実施体制



取組の成果

- 視覚、聴覚、知的障害の各障害種に対応した生涯学習事業を通じ、生きがいづくりや社会参加に寄与。
- 教育、スポーツ、文化の各分野で特色ある活動が展開。
- 特別支援学校卒業生の保護者や特別支援学校教員OB等が、知見や経験を生かしつつ事業の運営に当たる。



都立あきるの学園（特別支援学校）における放課後子供教室に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- 都立あきるの野学園（特別支援学校）のPTA主催で始まった「あきるのクラブ」は、学校、地域、企業と連携し、「チームあきるの野」として、放課後子供教室の委託を受けて、学校内を主な活動場所として実施。また、様々な企業からCSR活動の一環としての協力を得て活動をしている。
- 特別支援学校に通う子供たちの余暇活動を充実させるとともに、地域における障害者の生涯学習の場を提供することを目的に実施（平均参加児童生徒数は、各回80名程度）。



工夫点・ポイント

【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 「チームあきるの野」を中心として、地域の団体や企業等と連携し、各種の取組を実施。
- 障害の有無・種別や年齢を問わず、近隣学校の児童生徒の参加も受け入れるなど、地域に対して開かれた活動を展開。

【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

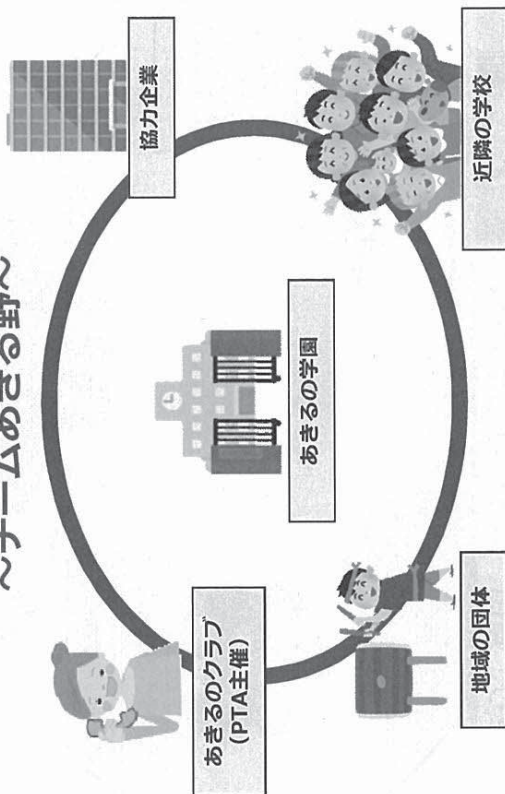
- 地域の太鼓クラブが指導する太鼓教室や、企業がコーディネートし外国人従業員が講師として運営するプログラム「外国語で遊ぼう」など、実施主体がそれぞれの強み・得意分野を活かしたプログラムを展開。

【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 学校・PTA関係者から地域の団体・企業に至るまで、関係者が「チームあきるの野」として一堂に会することで、組織的に活動を展開。
- 活動時に「特別支援サポーター」を配置することで、きめ細やかな配慮を実施。

実施体制

～チームあきるの野～



取組の成果

- 地域住民・企業の方などの協力を得ることで、多様なプログラムの実施が可能。
- 特別支援学校を会場にして「バリアフリー」を確保するとともに、参加者に条件を設けないことで、在校生のみならず、地域における障害者の生涯学習の「場」として機能。



一麦会（社会福祉法人・和歌山県）における障害者の生涯学習活動に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- 昭和52年以降、障害者・家族との出会いの中で「ほっとけやん」（放っておけない）として、「地域協同」のもと、障害種別を超え、福祉の谷間や対象とされなかった人についての支援の仕組みづくりを推進。
- はぐるま共同作業所結いの学習活動、ポズックの創作品販売やちんどん楽団、ハートフルハウス創の古民家カフェを通じて交流、みんなで踊り隊のよさこい踊り、「青年学級すばらしき仲間たち」の当事者活動、アートサポートセンターRAKUの表現活動や作品展、作業所交流運動会、文化祭、夏祭り、登山、スキーなどを展開。



工夫点・ポイント

【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域生活支援センター、福祉事業所、病院、保健所、特別支援学校、企業など、多様な主体とネットワークを形成し専門的知見を活用。
- 可能な限り地域の自主的な団体や活動と連携し、地域生活を豊かにする取組を推進。

【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 一麦会全体を通じて、教育、文化、スポーツ、余暇・レクリエーション、居場所づくりなど多種多彩なプログラムを展開。
- 結いでは、生活、実用計算、文化、テーマ学習、話し合い、相談等の学習プログラムを実施。
- ポズックでは、芸術・創作活動と仕事をつなげていき、生涯学習と起業の一体的な取組を志向。

【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 特別支援学校教員OB、企業経験者、福祉施設職員等の専門家が各活動のネットワークの中核として活動。

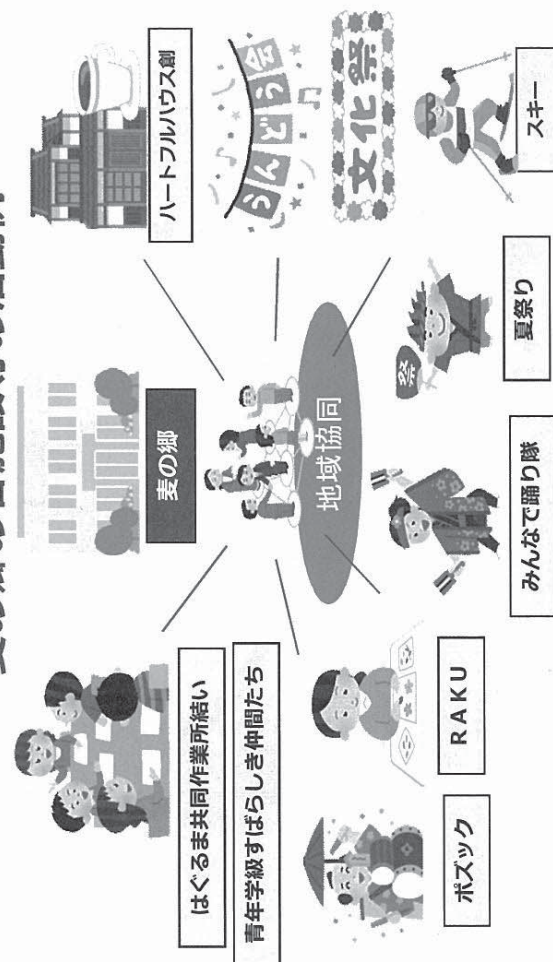
取組の成果

- 関係機関・団体との連携や個々人のネットワークを通じて、量的・質的に充実した活動を総合的に展開。地域の健常者との交流活動も活性化。
- 福祉・教育制度の狭間で支援が届かなかった人が、多様な活動に携わることで、生きがいづくりや社会参加につながり、共生社会の実現にも寄与。



実施体制

～麦の郷の各施設等の活動例～



オープンカレッジ東京における障害者の生涯学習活動に係る取組

1. 概要

- 18歳以降の成人期知的障害者(2004年以降は定型発達者も含む)を対象に、東京学芸大学で実施。
- 1995年開始、22年目。大学における成人期知的障害者への生涯学習支援では、最も歴史あり。
- 運営委員会は、大学教授、学生、特別支援学校教員、特例子会社職員、福祉関係職員等30名で構成。
- 毎講座50名ほど参加、幾つかのグループを作って活動。

2. 学習内容

毎年 9月～12月に計4回講座を実施
1995年～2016年の講座数 110講座

【AAMR】
コミュニケーション資源の
利用、余暇、
実用的な学業、
健康と安全
【ICF】
学習と知識の応用
運動・移動
コミュニケーション・社
会生活・市民生活
(主要な生活領域)

【AAMR】
身辺処理、
家庭生活
【ICF】
セルフケア、
家庭生活

【AAMR】
労働
自律性
【ICF】
一般的な課題
と要求、主要
な生活領域

【AAMR】
コミュニケーション
社会的スキル
【ICF】
コミュニケーション
対人関係

学ぶ・
楽しむ
(学習・余暇)

くらす
(自立生活)

はたらく
(作業・就労)

かかわる
(コミュニケーション)

生涯発達支援と地域生活支援の4領域



講座の様子

4領域をもとに学習内容を取り上げ、
成人期にとって真に重要な学習内容を見いだす
講座内容の4領域への分類

書道でSHOW

学ぶ・
楽しむ

Let' Dance

サイエンスラボ(科学講座)

デイスカバール-JAPAN・World(地理講座)

安心安全ケータイライフ

自分を守る～消費者被害からの回避

自分を守る2～携帯電話でのトラブルと消費者金融

日常生活の“考えるわざ”～携帯電話の契約と生活費

くらす

くらしのマネー講座～今後の生活設計

自己理解

キャリアをデザインする

裁判と人権

自分を守る(街で・職場で出会うトラブル、嫌な気分の時)

好印象を与える身だしなみ

はたらく

かかわる

1. 背景・趣旨
2. 国における当面の取組
3. 平成30年度予算案
4. 主な取組事例
5. 自治体に期待される取組

自治体に期待される取組

● 障害者の生涯学習支援に必要な体制づくり

- ・ 障害者の生涯学習支援担当部局(窓口)の明確化
- ・ 自治体の組織内における、障害者の生涯学習支援担当部局を中心とした、教育・スポーツ・文化、福祉、労働等の関係部局との連携体制づくり
- ・ 障害者教育や障害の特性等に関する知見を蓄積している特別支援学校、大学や企業や社会福祉法人、NPO法人等の関係機関・団体等との連携体制づくり
(・ 都道府県については、市区町村の体制整備や取組の充実の促進)

● 自治体の事業等における、障害者の生涯学習支援に係るプログラム等の充実

- ・ 上記のとおり必要な体制を構築しつつ、自治体の事業について、効果的なプログラムの実施に向けた既存事業の見直しや新規事業化など、障害者の生涯学習支援に関する取組の充実
- ・ 生涯学習における交流及び共同学習等を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の一層の推進

● 域内での障害者の生涯学習支援の取組に関する情報収集・提供

自治体レベルの取組(都道府県については、域内の市区町村の取組を含む)をはじめ、近隣の特別支援学校、大学、企業、社会福祉法人、NPO法人等の関係機関・団体の取組に関する現状の把握と情報収集、ホームページ等による積極的な情報提供

※ その他、自治体において、総合教育会議における協議・調整事項とすること、教育振興基本計画や障害者基本計画に盛り込むことなども考えられる。

～ お知らせ ～

文部科学省HPでは、障害者の生涯学習の推進に関する情報を公開しています！
是非ご覧ください！

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm

障害者の生涯学習

検索

or



とくべつし えんきょういく しやうがいがくしゅうか む
 特別支援教育の生涯学習化に向けて

へいせい ねん がつ にち
 平成 29 年 4 月 7 日

もんぶかがくだいじん まつの ひろかず
 文部科学大臣 松野 博一

わたし はかねてより、しょうがい かがたがた にほん しやかい ゆめ きぼう も
 私はかねてより、障害のある方々が、この日本の社会でどうしたら夢や希望を持って
 かつやく かんが なが いんしやうてき とくべつし えん
 活躍していくことができるかを考えてきました。その中でも印象的だったのが、特別支援
 がっこう おも ちてきしょうがい しんたいしょうがい せいと ほごしや で あい せいと
 学校での重い知的障害と身体障害のある生徒とその保護者との出会いです。その生徒は
 こうとうぶ ねんせい はる がっこう そつぎょう よてい ほごしや そつぎょうご まな こうりゅう
 高等部 3 年生で、春に学校を卒業する予定であり、保護者によれば、卒業後の学びや交流
 ば おお ふあん も ほか おお ほごしや
 の場がなくなるのではないかと大きな不安を持っておいででした。他にも多くの保護者か
 どうよう ごいけん いただ
 ら同様の御意見を頂きました。

これまでのぎょうせい しょうがい かがたがた たい がっこう そつぎょう とくべつし えんがっこう
 これまでの行政は、障害のある方々に対して、学校を卒業するまでは特別支援学校を
 がっこうきょういくしきく がっこう そつぎょう ふくししきく ろうどう
 はじめとする「学校教育施策」によって、学校を卒業してからは「福祉施策」や「労働
 しきく しえん おこな しょうがい かがたがた
 施策」によって、それぞれ支援を行ってきました。しかし、これからは、障害のある方々
 がっこうそつぎょうご しょうがい つう きょういく ぶんか さまざま きかい した
 が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことが
 きょういくしきく しきく ふくししきく ろうどうしきくとう れんどう しえん
 できるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援して
 じゅうよう わたし とくべつし えんきょういく しょうがいがくしゅうか ひょうげん
 いくことが重要です。私はこれを「特別支援教育の生涯学習化」と表現することとし
 ました。

もんぶかがくしやう かんてん さくねん がつ もんぶかがくしやう しやかん ぶんや
 文部科学省では、このような観点から昨年 12 月に「文部科学省が所管する分野におけ
 しょうがいしきく いしきかいかく ばっぼんてき かくじゅう こうひよう あわ しょうない たいせい かくりつ
 る障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」を公表しました。併せて、省内の体制を確立

するために「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置しました。さらに、今年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設しました。

今後、この「障害者学習支援推進室」を中心に、全道的に「Specialプロジェクト2020」や特別支援学校等における地域学校協働活動の推進、卒業後も含めた切れ目ない支援体制の整備の促進、障害のある学生への大学等における支援体制の充実等に取り組んでいきます。

各地方公共団体におかれては、障害のある方々がそれぞれのライフステージで夢と希望を持って生きていけるよう、生涯にわたる学習活動の充実を目指し、生涯学習や特別支援教育、スポーツ、文化、福祉、労働などの関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきますようお願いいたします。

今週（4月2日～8日）は発達障害啓発週間です。

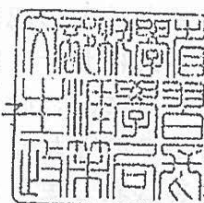
改めて、国と地方公共団体、企業に加えて地域の皆様と共に、障害のある方々が分け隔てなく、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していきたいと強く願います。



29 文 科 生 第 13 号
平成 29 年 4 月 7 日

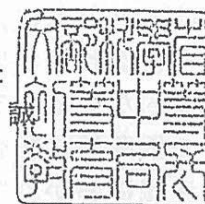
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省生涯学習政策局長
有 松 育 子



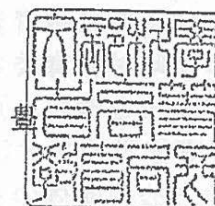
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 誠



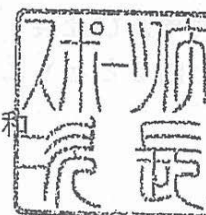
(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
常 盤 豊



(印影印刷)

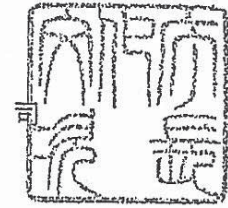
スポーツ庁次長
高 橋 道 和



(印影印刷)

文化庁次長

中 岡



(印影印刷)

障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）

文部科学省では、これまで学校教育を中心に展開されてきた特別支援教育施策を、就学前や学校卒業後も含めた総合的な取組として展開していくことが必要であるとの認識のもと、昨年12月に別添1のとおり「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」を公表しました。

さらに、このたび、障害者の生涯にわたる多様な学習活動の充実を期して、別添2のとおり「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題する大臣メッセージを公表しました。

あわせて、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を設けるとともに、福祉、保健、医療、労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に総合的に取り組むこととしています。

貴職におかれては、文部科学省との連携協力により、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援する観点から、下記のとおり、特段の御配慮と御協力をお願いします。

都道府県教育委員会におかれては所管の学校等（専修学校を含む。）及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては所管の学校等（専修学校を含む。）に対し、都道府県知事におかれては所轄の学校法人及び学校（専修学校を含む。）に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対し、附属学校を置く国公立大学長におかれては管下の附属学校に対し、専修学校を置く国立大学長におかれては管下の専修学校に対し、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対し、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について

障害のある子供が、学齢期に充実した特別支援教育を受けるのみならず、就学前や卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要です。

このため、文部科学省においては、障害者のライフステージ全体に着目して、多様な学習活動を支援する取組を推進する体制を確立し、厚生労働省等とも連携しながら、教育やスポーツ、文化の施策全体にわたって一体的に推進するため、「障害者学習支援推進室」を生涯学習政策局に設けました。

各都道府県及び市町村におかれても、広く生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の各分野の関係機関が連携し、障害者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を進めていただくことが重要です。別添1に記載の文部科学省の取組のうち、平成29年度の主な予算事業を一覧にまとめましたので（別添3）、本資料も参考にしながら、取組の充実を図っていただくようお願いします。

また、こうした取組の推進等を行う部署を明確にするなど、体制の整備・充実を図っていただくようお願いします。

なお、都道府県及び指定都市におかれては、文部科学省に置かれた「障害者学習支援推進室」との連絡調整を行う担当窓口を明確化していただくようお願いします。

第2 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について

文部科学省では、スポーツ活動や文化活動を含む障害者の生涯学習を支える活動について、その内容が他の模範と認められる団体等に対し文部科学大臣表彰を行うことを予定しています。

後日、要綱に基づき被表彰対象候補の推薦を依頼する予定としていますので、都道府県及び指定都市におかれては、域内の団体等のうち被表彰対象として適切な候補の推薦をお願いします。

特に、スポーツ分野では、既に生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰等の制度があり、障害者スポーツ団体が表彰されている実績もありますが、今般新たに設ける表彰制度においても、表彰の対象となる予定ですので、積極的な推薦に御配慮いただくようお願いします。

第3 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について

平成26年度に障害者スポーツの所管が厚生労働省から文部科学省へ移管されたことに伴い、国レベルでは障害者スポーツを含めたスポーツの事務が一元化されています。

しかしながら、国と同様にスポーツの事務が一元化されている都道府県は7都県であり、多くの地方公共団体では障害福祉部局が障害者スポーツの事務を担っている状況です。障害者スポーツを各地域に普及するに当たっては、人材、ノウハウ、施設等を有するスポーツ部局や、公立学校を所管する教育委員会等との連携・協働による取組が不可欠です。

各地方公共団体におかれましても、障害者スポーツを含めたスポーツの事務の一元化を含め、障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制を整備いただくようお願いします。

第4 「Special プロジェクト 2020」について

スポーツ庁では、平成32年（2020年）に全国の特別支援学校においてスポーツ、文化、教育の全国的な祭典を開催するための「Special プロジェクト 2020」を推進していますが、その一環として、平成29年度から同プロジェクトに向けたモデル事業（別添3の別紙1）を地方公共団体に委託して取り組むこととしています。各地方公共団体におかれては、同プロジェクトの趣旨を踏まえ、都道府県の関係部署、スポーツ・文化関係団体、特別支援学校、経済団体等が連携してプロジェクトの推進に向けた体制を構築していただくとともに、積極的なモデル事業の受託について御配慮いただくようお願いします。

第5 障害者による文化芸術活動の充実について

文化庁では、障害者の優れた文化芸術活動を広く一般に普及するための取組の調査研究や、国内外での成果を発表するための公演、展覧会の開催、特別支援学校の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会の提供、小中学校等の子供たちへの障害のある優れた芸術家等による文化芸術の鑑賞・体験機会の提供など、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援を行っています（別添3の別紙2）。こうした支援を活用しつつ、障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進、さらには、障害の有無にかかわらず、あらゆる人々の相互理解へとつながる文化芸術活動の充実に努めていただくようお願いします。

第6 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実

近日中に告示を予定している特別支援学校小学部・中学部学習指導要領において、障害のある児童生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、持てる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努

めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、幸福で豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮することについて位置づける予定です。学校設置者におかれましても、この趣旨を踏まえ、小・中学校等も含め、障害のある児童生徒のスポーツ・文化芸術活動等の充実に努めていただきますようお願いします。

また、現在、多くの特別支援学校で行われている、卒業生の様子をフォローアップしたり、進路などの相談窓口になったりするなどの支援は重要な取組であり、引き続き障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるよう取組の充実にお願いします。

第7 小学校等における障害者に対する理解の推進

障害者の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めていくためには、周囲の人々や地域の障害者に対する理解を進めていくことが必要です。このため、平成29年3月31日に告示した幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領等においても、特別支援学校等との間の連携や交流を図るとともに、障害のある子供たちとの交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを求め、障害者に対する理解に関する内容を充実させているところです。この趣旨を踏まえ、学校教育における取組の充実に努めていただくようお願いします。

第8 高等教育における障害のある学生支援に関する検討

文部科学省では、大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）における障害のある学生の支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、検討結果を「第二次まとめ」（別添4）として3月に取りまとめました。

第二次まとめは、学長等の大学等の教職員や学生、高等学校・特別支援学校・専修学校、ハローワーク等の就職支援機関等、全ての関係者が、障害のある学生に対する支援への理解を深め、適切な支援を行うため参照することを想定しています。また、これらの支援の充実に、行政機関の福祉担当部局等との連携も不可欠であるため、地方公共団体においても参照いただきたいと考えています。

この第二次まとめを広く周知し、関係者間の共通理解と連携を深め、大学等におけるこれらの取組の充実に努めていただきますようお願いします。

本件担当

【全般に関する内容及び第1, 第2に関する内容について】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

障害者学習支援推進室

TEL 03-5253-4111 (内線3460)

【第3, 第4に関する内容について】

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

障害者スポーツ係

TEL 03-5253-4111 (内線3490)

【第5に関する内容について】

文化庁文化部芸術文化課

企画調査係

TEL 03-5253-4111 (内線2828)

【第6, 第7に関する内容について】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

企画調査係

TEL 03-5253-4111 (内線3193)

【第8に関する内容について】

文部科学省高等教育局学生・留学生課

厚生係

TEL 03-5253-4111 (内線2519)

報道発表



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成29年10月17日

平成29年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る
文部科学大臣表彰について

文部科学省では、今年度より初めて、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣表彰を行うこととしました。

このたび、本年度の被表彰対象者が決定しましたので、お知らせいたします。

1. 被表彰対象者：

61件（うち個人14件、団体47件）

※学習関係29件、スポーツ関係21件、文化関係11件

※詳細は別紙1のとおり

2. 表彰式（予定）：

（日 時） 平成29年12月7日（木）13：00～14：00

（場 所） 文部科学省旧庁舎6階第二講堂

※表彰式終了後、同会場にて事例発表会を開催予定（14：15～16：00）

※詳細は後日公表予定

3. 取材について：

全日程取材可・事前登録制とします。

取材を希望される報道関係の方は、12月5日（火）18：00までに、「報道関係者取材申込書」（別紙2）を御提出くださるよう、お願いします。

＜担当＞ 生涯学習政策局生涯学習推進課
障害者学習支援推進室

室長補佐 高見 暁子 （内線 2989）

専門職 高橋 和也 （内線 3460）

電話：03-5253-4111（代表）

平成29年度「障害者の生涯学習支援活動」被表彰対象者一覧

別紙1

※その他の障害:発達障害、精神障害等

No.	推薦者 (都道府県・指定都市等)	被表彰対象者の名称 (個人名・団体名)	活動名称	活動の分類	
				分野	主な対象
【都道府県・指定都市関係】					
1	北海道	満田つもる	北海道における障害者スポーツに関する指導	スポーツ	肢体不自由
2		布の絵本のんの	布の絵本の製作及び製作品の補修	文化	その他の障害
3	青森県	十和田点訳・朗読奉仕会	市広報・議会だよりの録音テープ製作及び青森県視覚障害者情報センター依頼の点字・音訳図書製作等	学習	視覚障害
4		ボランティアサークル 虹の会	知的障がいのある成人の生涯学習スクール「ビュアフレックス」	学習	知的障害
5	岩手県	特定非営利活動法人岩手音声訳の会	録音図書製作事業等	文化	視覚障害
6	宮城県	宮城MAX	車いすバスケットボール	スポーツ	肢体不自由
7	秋田県	NPO法人 障害者アクアレッシン ミラクルスイミー	障害児・者に対する水泳指導	スポーツ	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 知的障害 その他の障害
8	山形県	尾花沢市身体障害者福祉協会	障害者スポーツ・レクリエーション	スポーツ	肢体不自由
9	栃木県	熱気球ふれあい事業実行委員会	熱気球ふれあい事業	学習	知的障害 その他の障害
10		特定非営利活動法人 次世代たかねざわ	なかよしコンサート	文化	知的障害 その他の障害
11	埼玉県	埼玉県点訳研究会	視覚障害者及び公共図書館、視覚障害者情報提供施設のための点訳奉仕	学習	視覚障害
12	千葉県	市川市 日曜大学	日曜大学	学習	知的障害
13		浦安市堀江公民館	きぼう青年学級	学習	知的障害
14	東京都	遠藤 美枝子	視覚障害者等に対する音訳活動 対面音訳や録音音訳に携わる音訳者の育成	学習	視覚障害
15		特定非営利活動法人 えこお	スポ・レクひろば	スポーツ	知的障害
16		市川 健一	障がい児スポーツ教室	スポーツ	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 知的障害 その他の障害
17		松本 芳信	すみだ教室	学習	知的障害
18	神奈川県	秦野市(たけのこ学級)	たけのこ学級	学習	知的障害
19	新潟県	早川 淳子	パソコン・ココの会	学習	視覚障害
20		点訳・音声訳の会新潟県連合会	点字・録音教材の作成協力活動	学習	視覚障害
21	富山県	視覚障害者ITサポートとやま	定例勉強会・特別勉強会	学習	視覚障害
22	山梨県	竹内 正直(ペンネーム 花里 鬼童)	身体障害者福祉展、障害者文化展、ふれあい創作活動、第13回全国障害者芸術・文化祭等	文化	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 知的障害 その他の障害

23	長野県	松本養護学校同意会「あすなろ会」	同窓会館設立、同窓生を対象とした進路・悩みごと相談等	学習	知的障害
24	岐阜県	毛利 静香	文字でにこにこコミュニケーション	学習	聴覚障害
25	愛知県	一般社団法人愛知県知的障害児者生活サポート協会	ふれあいアート展	文化	知的障害
26	大阪府	YYクラブ	YYクラブ	学習	知的障害
27	島根県	公益財団法人 島根県障害者スポーツ協会	障がい者のスポーツ活動の振興	スポーツ	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 知的障害 その他の障害
28	岡山県	岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会組織委員会	岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会	スポーツ	肢体不自由
29	広島県	東雲親の会青年学級	東雲親の会青年学級(東雲親の会の事業)	学習	知的障害
30	徳島県	徳島市水泳協会	障がい者スポーツ(水泳)の普及	スポーツ	肢体不自由 知的障害
31		徳島県グランドソフトボールクラブ	徳島県グランドソフトボールクラブ	スポーツ	視覚障害
32	香川県	特定非営利活動法人 香川県要約筆記サークルゆうあい	要約筆記者派遣事業及び要約筆記者養成事業、要約筆記の普及啓発事業	学習	聴覚障害
33	福岡県	公益財団法人 福岡県障がい者スポーツ協会	障がい者スポーツ指導	スポーツ	肢体不自由 その他の障害
34		朝倉市手話の会 愛音の会	市社会福祉協議会聴覚障がい者向け情報教室における情報保障(手話通訳)等	学習	聴覚障害
35	佐賀県	飯盛 清彦	視覚障害のあるマラソンランナー(柳川春己氏)の伴走	スポーツ	視覚障害
36	長崎県	瑞宝太鼓(社会福祉法人南高愛隣会)	障がい者・夢大使活動、チャレンジ・ドンたいこ講習、粋活き太鼓教室等	文化	知的障害
37	大分県	学校法人後藤学園 楊志館高等学校 ボランティア部	楊志館高等学校ボランティア部	学習	聴覚障害
38		河津 知子	かわづ寺子屋『ふくろう』	学習	聴覚障害
39	宮崎県	串間市音声訳ボランティア「カナリヤ会」	視覚障害者への朗読活動	学習	視覚障害
40	鹿児島県	特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブ	サウンドテーブルテニス	スポーツ	視覚障害 知的障害 その他の障害
41	沖縄県	NPO法人 日本バリアフリーダイビング協会	バリアフリーダイビング	スポーツ	視覚障害 肢体不自由
42		特定非営利活動法人サポートセンターケントミ	ケントミファミリーによる訪問ライブ活動等	文化	知的障害 その他の障害

43	札幌市	札幌市特別支援教育研究連絡協議会	レインボーピック、レインボーフェスティバル、札幌特選バスケットボールチーム等	学習	知的障害 その他の障害
44	仙台市	障害児(者)を守る日実行委員会	みんな仲よし音楽交流会、子どもと市民のつどい運動会、私たちの作品展	学習	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 知的障害 その他の障害
45	相模原市	中澤 吉裕	車いすテニスサークル「Smile」	スポーツ	肢体不自由
46	静岡市	「静岡市あおい講座」運営委員会	静岡市あおい講座	学習	知的障害
47	浜松市	浜松ボッチャ倶楽部COOL	浜松ボッチャ大会の開催等	スポーツ	肢体不自由 知的障害
48	京都市	一般社団法人 京都手をつなぐ育成会	青年学級(日曜教室、学習会、クラブ活動)	学習	知的障害

No.	分野 ＜連携先団体等＞	被表彰対象者の名称 (個人名・団体名)	活動名称	活動の分類	
				分野	主な対象
【文部科学省関係】					
49	障害者スポーツ ＜公益財団法人日本障がい者スポーツ協会＞	大同生命保険株式会社	全国障害者スポーツ大会特別協賛企業	スポーツ	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 知的障害 その他の障害
50		田島 文博	障害者スポーツにおける医科学サポート	スポーツ	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 知的障害 その他の障害
51		日本車いすツインバスケットボール連盟	文部科学大臣杯争奪 日本車いすツインバスケットボール選手権大会等開催	スポーツ	肢体不自由
52		一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟	内閣総理大臣杯争奪 日本車椅子バスケットボール選手権大会等開催	スポーツ	肢体不自由
53		日本障害者フライングディスク連盟	全日本障害者・高齢者フライングディスク競技大会等開催	スポーツ	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 知的障害 その他の障害
54	障害者文化芸術活動 ＜全国芸術系大学コンソーシアム＞	桑原 教彰	「京都府下の認知症他の障害を有する方の才能の発掘支援事業」	文化	知的障害
55		川口 吾妻	『障害児のためのマルチメディア療育支援ソフト』の開発	文化	知的障害 その他の障害
56		大手 裕子	「BA+Cプロジェクト」	文化	知的障害
—	障害者文化芸術活動 ＜2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク＞	瑞宝太鼓(社会福祉法人南高愛隣会)	障がい者・夢大使活動、チャレンジ・ドンたいこ講習、粋活き太鼓教室等	文化	知的障害
57	特別支援教育 ＜全国特別支援教育推進連盟＞	株式会社りそなホールディングス りそなグループ Re:Heart倶楽部	全国特別支援学校文化祭	文化	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 知的障害 その他の障害
58	オープンカレッジ ＜「全国オープン・カレッジ研究協議会」の参加大学等＞	青森県立保健大学「発達保障研究会」サークル	飛び出せ!オープンカレッジin青森	学習	知的障害
59		オープンカレッジ東京運営委員会	オープンカレッジ東京	学習	知的障害
60		大阪府立大学研究推進機構 21世紀科学研究センター 教育福祉研究センター 大阪府立大学オープンカレッジ	大阪府立大学オープンカレッジ	学習	知的障害
61		鳥根大学 知的に障がいのある人のオープンカレッジin松江実行委員会	知的に障がいのある人のオープンカレッジin松江	学習	知的障害

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰 事例

○ 学習

被表彰者	松本 芳信 【東京都】
活動内容	昭和 39 年、小・中学校の特殊学級の卒業後アフターケアの必要性等から日本で最初に障害者を対象とした青年学級として「すみだ教室」を開設。 知的障害者が、社会生活のルールやエチケット、仕事をするときの心構えを学んでいるほか、スポーツ・文化活動等を通じた仲間づくり等を目的として、年間 50 回程度活動。受講生は 39 名であり、「すみだ教室」は、全国の障害者を対象とした青年学級のモデルとなっている。 松本氏は、この青年学級の講師として長年関わり、現在は管理責任者として活動している。「すみだ教室」の受講者の高齢化、卒業の問題等の課題に対し、管理責任者として調整や実現に尽力した。

被表彰者	秦野市（たけのこ学級） 【神奈川県】
活動内容	公民館等において、知的障害者（39 名）を対象とした学習の場である「たけのこ学級」を実施。平成 2 年から 28 年目となる活動。「スポーツ」「音楽」「手工芸」の 3 グループに別れて行う「グループ活動」のほか、野外活動や市内中学校を巡回し交流会等を開催。 集団活動の中で学級生の自主性が養われ、日常生活での社会性を培い、将来の生き方の一助となっている。活動を通してリーダーシップが芽生え、物事に対する積極性が増している様子も見られる。

被表彰者	東雲（しののめ）親の会青年学級 【広島県】
活動内容	広島大学附属東雲中学校特別支援学級の生徒の卒業後のアフターケアを目的に開級し、10～60 歳代の約 400 名が在籍。約 50 年間継続。読み書き、計算、コミュニケーションの取り方等の学習会に加え、レクリエーション活動も実施。毎月第 3 日曜日に活動し、毎回、約 50 名の参加あり。 社会的自立に必要な知識、対人関係、余暇の使い方などについて、学校卒業後も学べる場があることで、ライフステージに応じた活躍が出来るようになってきた。また、幅広い年齢が集い相談する場があることで、学級生や保護者が社会で孤立することを防いでいる。さらに成長する学級生の姿に感銘した企業が、学級生を雇用するようになってきている。

被表彰者	オープンカレッジ東京運営委員会 【「全国オープン・カレッジ研究協議会」の参加大学等】
活動内容	オープンカレッジ東京（2006年度より、1995年から2005年までは「東京学芸大学公開講座」）として、年4回の講座と、講座の再学習機会である活動発表会の計5回の活動を実施。現在のテーマは「考える“わざ”を学ぶ」であり、自己決定に関わる問題解決能力の形成を目的に講座を展開している。受講生は例年60名～70名であり、知的障害のある人々だけでなく、大学生や障害のない方も含まれている。 オープンカレッジ東京運営委員会は大学教員、特別支援学校教員、社会福祉法人職員、特例子会社職員、学生など、約20名で構成しており、月に1度運営委員会を東京学芸大学で開催し、講座の作成に取り組んでいる。

○ スポーツ

被表彰者	大同生命保険株式会社 【公益財団法人日本障がい者スポーツ協会】
活動内容	障害者スポーツがまだ広く認知されていなかった1992（平成4）年より、全国知的障害者スポーツ大会に対して、特別協賛企業として、協賛金の提供等の支援を行っており、25年間、特別協賛は継続している。（累計額：26億円） 長年にわたる多額の協賛金の寄付だけでなく、役職員や関係者が、式典への参加やブースの出展・運営など、大会の運営を様々な面でサポートしている。 さらに、日本障がい者スポーツ協会が主催するジャンパラ競技大会への支援協力、障害者アスリートの雇用など、障害者スポーツの普及・発展に広く貢献している。

被表彰者	浜松ボッチャ倶楽部COOL 【浜松市】
活動内容	6月の「浜松ボッチャ大会」、10月の「ふじのくにボッチャ選手権大会」、毎月開催の「ねえねえ、ボッチャやろうよ!」、浜松市障害者スポーツ大会におけるボッチャの体験コーナーの開催等、浜松市において、広くボッチャを体験し、広める活動を実施。 これらの活動を通じ、会員の社会参加や日頃の練習の成果を発揮する機会を創設するとともに、地域住民との「ボッチャ」を通じた交流により、共に生きる社会づくりを実践している。

○ 文化

被表彰者	瑞宝太鼓（社会福祉法人南高愛隣会） 【長崎県・2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク】
活動内容	知的障害者で構成される和太鼓集団であり、市内外において年間100回を超える公演活動と、障害者・子どもを中心とした体験活動を実施。 「障がい者・夢大使活動」として、小中学校、特別支援学校、施設等への講話、演奏、ワークショップの実施や、障害者対象の講習「太鼓フィットネス」として、音楽とダンスと太鼓をミックスしたフィットネスで、健康づくりやストレス発散の場を設ける等の活動を行っている。 様々な活動を通じ、共生社会を目指し、障害者の自立と社会参加の支援等を進めている点、特別支援学校高等部等へ「障がい者・夢大使」の活動の説明や公演に行き、障害者へのキャリア教育に貢献している点、全国各地に多くの瑞宝太鼓サポーターを作り、交流の輪と絆を広げ、障害のある者とそうでない者が自然体で語り合い、支え合い、ともに活動する場面が広がりつつある点等が活動の成果として見られる。

被表彰者	一般社団法人愛知県知的障害児者生活サポート協会 【愛知県】
活動内容	平成20年度より、会員からアート作品を公募し展示する「ふれあいアート展」を開催。あわせて、平成22年度からは、愛知県知的障害者福祉協会と連携して公募作品展「ぼくらのアート展」を開催。 平成26年度からは、愛知県主催の展覧会の事務局を担当。平成28年には、愛知県で開催された「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」の運営に参画。アートを通じた就労促進にあたって、県、労働局とともに、主に福祉面、アート面から個別事例の調整にあたっている。 10年にわたる公募展の開催を通して、同協会が県における障害のある人のアート活動の推進・普及において成し遂げた功績は非常に大きい。

平成29年度
「障害者の生涯学習支援活動」に係る
文部科学大臣表彰

事例集

平成29年度
文部科学省 生涯学習政策局
生涯学習推進課 障害者学習支援推進室

平成 29 年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰 事例集の発行にあたって

文部科学省では、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、省内の体制を確立するため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成 29 年 4 月から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設しました。

現在、教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、学校卒業後における学びの支援、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に関わる取組を横断的かつ総合的に推進しています。

この取組の一環として、今年度初めて、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ、文部科学大臣表彰を行うこととなりました。

本事例集は、今年度表彰対象となった 61 の個人及び団体の活動を広く紹介するため、関係者の皆様に作成いただいた内容を冊子にまとめたものです。本事例集を多くの方に御覧いただき、障害者の生涯学習支援活動が一層推進されることを期待いたします。

最後に、本事例集作成に当たりまして、被表彰者や都道府県、市区町村、関係団体等の関係者の皆様方に多大な御協力をいただきましたことを、心より感謝申し上げます。

平成 29 年 12 月

文部科学省 生涯学習政策局

生涯学習推進課 障害者学習支援推進室長 橋田 裕

目 次

No.	推薦者	被表彰者の名称 (個人名・団体名)	活動名称	こんな活動です	分野	ページ
【都道府県・指定都市関係】						
1	北海道	満田つもる	北海道における障害者スポーツに関する指導・普及	身体障がい者全般にわたるスポーツ指導・普及	スポーツ	1
2	北海道	布の絵本のんの	布の絵本の製作及び製作品の補修	障害児や誰もが楽しめる布の絵本の製作	文化	2
3	青森県	十和田点訳・朗読奉仕会	市広報・議会だよりの録音テープ製作及び青森県視覚障害者情報センター依頼の点字・音訳図書製作	見ることが不自由な人のための本づくり	学習	3
4	青森県	ボランティアサークル 虹の会	知的障がいのある成人の生涯学習スクール「ピュアフレンズ」	障がいに立ち向かい生きがいを求め活動する人たちを応援します！	学習	4
5	岩手県	特定非営利活動法人岩手音声訳の会	録音図書製作事業等	望まれる録音図書を正確に迅速に！	文化	5
6	宮城県	宮城MAX	車椅子バスケットボール	車椅子バスケットボール体験教室	スポーツ	6
7	秋田県	NPO法人 障害者アクアレッシン ミラクルスイミー	障害児・者に対する水泳指導	プールを通して健康増進・社会参加！	スポーツ	7
8	山形県	尾花沢市身体障害者福祉協会	障害者スポーツ・レクリエーション	障がい者スポーツレクリエーションで生き生き元気！	スポーツ	8
9	栃木県	熱気球ふれあい事業実行委員会	熱気球ふれあい事業	障がいのある人も無い人も、みんなで熱気球を楽しもう！	学習	9
10	栃木県	特定非営利活動法人 次世代たかねざわ	なかよしコンサート	みんなバリアフリーで音楽を楽しもう	文化	10
11	埼玉県	埼玉県点訳研究会	視覚障害者及び公共図書館、視覚障害者情報提供施設のための点訳奉仕	読みたい・知りたい・学びたい視覚障害者のために！	学習	11
12	千葉県	須和田 日曜大学	日曜大学	サークル活動を通して、みんなで楽しみ語り合おう。	学習	12

No.	推薦者	被表彰者の名称 (個人名・団体名)	活動名称	こんな活動です	分野	ページ
【都道府県・指定都市関係】						
13	千葉県	浦安市堀江公民館	きぼう青年学級	ノーマライゼーションの理念に基づき、就労する知的障がい者の余暇支援、地域交流事業の実施支援、社会的自立支援などを目的として、ボランティアスタッフの協力のもと、地域に根差した公民館事業として開催しております。	学習	13
14	東京都	遠藤 美枝子	視覚障害者等に対する音訳活動 対面音訳や録音音訳に携わる音訳者の育成	視覚障害者のための音訳活動、音訳活動の支え手である音訳者の育成を通して視覚障害者の生涯学習を支援	学習	14
15	東京都	特定非営利活動法人 えこお	スポ・レクひろば	知的障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション活動	スポーツ	15
16	東京都	市川 健一	障がい児スポーツ教室	学齢から18歳以下の障がいのある子供等の余暇活動を支援する教室	スポーツ	16
17	東京都	松本 芳信	すみだ教室	義務教育終了後の知的障害者が、社会生活のルールやエチケット、仕事に対する心構えを学ぶとともに、スポーツ・文化活動等とおした仲間づくり、余暇を有効に利用するための機会の提供	学習	17
18	神奈川県	秦野市(たけのこ学級)	たけのこ学級	知的障害者が生涯に渡って学習できる交流学級	学習	18
19	新潟県	早川 淳子	パソコン・ココの会	音声パソコン学習会	学習	19
20	新潟県	点訳・音声訳の会新潟県連合会	点字・録音教材の作成協力活動	加入団体に所属する点訳・音声訳者の養成 視覚障害者団体等が実施する事業への協力 等	学習	20
21	富山県	視覚障害者ITサポートとやま	定例勉強会・特別勉強会	パソコンを使って、レッツコミュニケーション！	学習	21
22	山梨県	竹内 正直(ペンネーム 花里 鬼童)	身体障害者福祉展、障害者文化展、ふれあい創作活動、第13回全国障害者芸術・文化祭等	創造的な喜びを芸術に結びつける	文化	22
23	長野県	松本養護学校同窓会「あすなる会」	同窓会館設立、同窓生を対象とした進路・悩みごと相談等	地域で豊かに生活するために、同窓生を支えます	学習	23
24	岐阜県	毛利 静香	文字でにこにこコミュニケーション	手作り筆談グッズで、いつでもどこでも誰とでも文字でコミュニケーション	学習	24

No.	推薦者	被表彰者の名称 (個人名・団体名)	活動名称	こんな活動です	分野	ページ
【都道府県・指定都市関係】						
25	愛知県	一般社団法人愛知県知的 障害児者生活サポート協会	ふれあいアート展	ボーダレスなアートの流れを創る	文化	25
26	大阪府	YYクラブ	YYクラブ	体験活動で人生活力UP	学習	26
27	島根県	公益財団法人 島根県障 害者スポーツ協会	障がい者のスポーツ活動の振興	気軽なスポーツ参加で生涯学習！	スポーツ	27
28	岡山県	岡山吉備高原車いすふれ あいロードレース大会組織 委員会	岡山吉備高原車いすふれあい ロードレース大会	車いす選手と一般ランナーが同じ フィールドで競いふれあうロード レースです。	スポーツ	28
29	広島県	東雲親の会青年学級	東雲親の会青年学級(東雲親の 会の事業)	もっと勉強したい！自分たちで創る 学びの場！	学習	29
30	徳島県	徳島市水泳協会	障がい者スポーツ(水泳)の普及	43年にわたって、障がい者の水泳 教室を開き、指導に当たってきまし た	スポーツ	30
31	徳島県	徳島県グランドソフトボール クラブ	徳島県グランドソフトボールクラブ	目指せ！グランドソフトボール全国 制覇！！	スポーツ	31
32	香川県	特定非営利活動法人 香 川県要約筆記サークルゆう あい	要約筆記者派遣事業及び要約筆 記者養成事業、要約筆記の普及 啓発事業	健聴者・難聴者の心の架け橋にと「YOU&I」 「友・愛」という意味を込めて・・・「ゆうあい」に。 『話』を『文字』で伝えよう！要約して伝えよう！	学習	32
33	福岡県	福岡県障がい者スポーツ協 会	障がい者スポーツの普及・振興	エンジョイ・スポーツ！	スポーツ	33
34	福岡県	朝倉市手話の会 愛音の 会	情報保障(手話通訳・要約筆記) 等	いつも笑顔で謙虚に厚かましく、継 続は力なり！	学習	34
35	佐賀県	飯盛 清彦	視覚障害のあるマラソンランナー (柳川春己氏)の伴走	夢を追い、共に走る	スポーツ	35
36	長崎県	障がい者長崎打楽団 瑞宝 太鼓 (社会福祉法人南高愛隣 会)	障がい者・夢大使活動、チャレ ンジ・ドンたいこ講習、粋活き太鼓教 室等	①障がい者・夢大使活動 ②チャ レンジ・ドンたいこ講習 ③粋活 き太鼓教室 ④太鼓フィットネス ⑤ 瑞宝会クラブ活動	文化	36

No.	推薦者	被表彰者の名称 (個人名・団体名)	活動名称	こんな活動です	分野	ページ
【都道府県・指定都市関係】						
37	大分県	学校法人後藤学園 楊志館高等学校 ボランティア部	楊志館高等学校ボランティア部	障害のある人との交流	学習	37
38	大分県	河津 知子	かわづ寺子屋『ふくろう』	笑顔いっぱい、元気いっぱい 一人ひとりが「ありのまま」でいられる環境で活動	学習	38
39	宮崎県	串間市音声訳ボランティア「カナリヤ会」	視覚障害者への朗読活動	市報を声で伝え！26年で300回超を達成！	学習	39
40	鹿児島県	特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブ	サウンドテーブルテニス	耳を澄ましてボールに集中！	スポーツ	40
41	沖縄県	NPO法人 日本バリアフリーダイビング協会	バリアフリーダイビング	障害者の生涯スポーツ支援として、バリアフリーダイビング体験や大会運営、指導者養成等を実施。	スポーツ	41
42	沖縄県	特定非営利活動法人サポートセンターケントミ	ケントミファミリーによる訪問ライブ活動等	障がい者と健常者とが共になり、音楽を通じた訪問ライブや音楽祭などの交流を行っている。	文化	42
43	札幌市	札幌市特別支援教育研究連絡協議会	レインボーピック、レインボーフェスティバル、札幌特連バスケットボールチーム等	みんな なかよく たくましく！	学習	43
44	仙台市	障害児(者)を守る日実行委員会	みんな仲良し音楽交流会、子どもと市民のつどい運動会、私たちの作品展	「子どもたちに元気と笑顔を！」	学習	44
45	相模原市	中澤 吉裕	車いすテニスサークル「Smile」	車いすテニスを通じて、「笑顔」で自分自身を表現しよう！	スポーツ	45
46	静岡市	「静岡市あおい講座」運営委員会	静岡市あおい講座	よく働き、よく学び、よく遊ぶ	学習	46
47	浜松市	浜松ボッチャ倶楽部COOL	浜松ボッチャ大会の開催等	ボッチャで楽しく自己実現！！	スポーツ	47
48	京都市	一般社団法人 京都手をつなぐ育成会	青年学級(日曜教室、学習会、クラブ活動)	仲間で寄り合い、学び合う	学習	48

No.	推薦者	被表彰者の名称 (個人名・団体名)	活動名称	こんな活動です	分野	ページ
【文部科学省関係】						
49	障害者スポーツ ＜公益財団法人 日本障がい者ス ポーツ協会＞	大同生命保険株式会社	全国障害者スポーツ大会特別協賛企業	四半世紀にわたり、大会に特別協賛するとともに、役職員がボランティアとして参加し、大会の盛上げに協力。	スポーツ	49
50		田島 文博	障害者スポーツにおける医科学サポート	メディカルチェックをすればスポーツは万能薬	スポーツ	50
51		日本車いすツインバスケットボール連盟	文部科学大臣杯争奪 日本車いすツインバスケットボール選手権大会等開催	重度障がい者でもできる、工夫された競技スポーツ	スポーツ	51
52		一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟	内閣総理大臣杯争奪 日本車椅子バスケットボール選手権大会等開催	クラブチーム日本一を決める、国内の車いすバスケットボール競技最高峰の大会	スポーツ	52
53		日本障害者フライングディスク連盟	全日本障害者・高齢者フライングディスク競技大会等開催、全国での指導者養成講習会開催 等	フライングディスクを通して、すべての人に感動を！	スポーツ	53
54	障害者文化芸術活動 ＜全国芸術系大学コ ンソーシアム＞	桑原 教彰	「京都府下の認知症他の障害を有する方の才能の発掘支援事業」	誰もが持っている優れた才能を発掘して輝こう！	文化	54
55		川口 吾妻	『障害児のためのマルチメディア療育支援ソフト』の開発	芸術とICTの力で障害児者を支援	文化	55
56		大手 裕子	「BA+Cプロジェクト」(ボーダレスアート+コミュニケーション プロジェクト)	知的障害のある方の表現活動に学生が関わり、展示や、ワークショップの実施、共働による制作など多様な形の展開を14年にわたり継続して行っています。	文化	56
-	障害者文化芸術活動 ＜2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク＞	障がい者長崎打楽団 瑞宝太鼓 (社会福祉法人南高愛隣会)	障がい者・夢大使活動、チャレンジ・ドンたいこ講習、粋活き太鼓教室等	①障がい者・夢大使活動 ②チャレンジ・ドンたいこ講習 ③粋活き太鼓教室 ④太鼓フィットネス ⑤瑞宝会クラブ活動	文化	36
57	特別支援教育 ＜全国特別支援教育推進連盟＞	株式会社りそなホールディングス りそなグループRe:Heart倶楽部	全国特別支援学校文化祭	真心込めた手作り表彰式で、めいっぱい楽しんでもらう	文化	57
58	オープンカレッジ ＜「全国オープン・カレッジ研究協議会」の参加大学等＞	青森県立保健大学「発達障害研究会」サークル	飛び出せ!オープンカレッジin青森	学生と交流を通して、様々なことにチャレンジしよう!	学習	58
59		オープンカレッジ東京運営委員会	オープンカレッジ東京	日常生活に必要な“考えるわざ”を学ぼう	学習	59
60		大阪府立大学研究推進機構 21世紀科学研究センター 教育福祉研究センター 大阪府立大学オープンカレッジ	大阪府立大学オープンカレッジ	学生主体で運営している知的障害者の通う大学です!	学習	60
61		島根大学 知的に障がいのある人のオープンカレッジin松江実行委員会	知的に障がいのある人のオープンカレッジin松江	知的障がいのある人の教育の機会や発達の可能性を保障する取り組みです。	学習	61

プロフィール

所在地	北海道岩見沢市
氏名	満田 つもる
活動名称	北海道における障害者スポーツに関する指導・普及
こんな活動です	身体障がい者全般にわたるスポーツ指導・普及
連携している団体等	北海道障害者スポーツ指導者協議会、北海道ボッチャ協会

活動分野
スポーツ
主な対象
身体障がい者及び障がい者スポーツに関わる指導者

活動の説明

①活動内容	・昭和40年5月～56年6月 北海道立身体障害者更生指導所勤務 福祉指導員、機能訓練係長として、入所者の機能訓練や生活指導、処遇についての業務に携わるとともに、身体障害者スポーツの普及に尽力した。 ・昭和57年4月～61年3月 北海道身体障害者福祉協会勤務（嘱託） 協会のスポーツ、レクリエーション事業の指導業務に従事 ・昭和62年4月～平成6年3月 北海道障害者スポーツ振興協会勤務 スポーツ指導員として、身体障害者、知的障害者のスポーツ大会、スポーツ教室の企画、実施に携わるなど、道内の障害者スポーツの普及・啓発に努めるとともに、スポーツコーチの資格を活かし、選手の指導・養成並びに地域における指導者の育成等に尽力した。 平成6年3月に協会を退職後も道内に2名しかいないスポーツコーチの技術を活かし、北海道障害者スポーツ振興協会が行う全道スポーツ大会など主要な事業の審判員、研修講師として活躍した。 ・平成10年から現在 障害者スポーツコーディネーター、日本障害者スポーツ協会公認指導者及び北海道障害者スポーツ指導者協議会会長として現在も活躍している。 <活動歴> ・昭和48年から現在 公認身体障害者スポーツ指導員 ・昭和62年から現在 公認身体障害者スポーツコーチ ・平成10年から現在 障害者スポーツコーディネーター、日本障害者スポーツ協会公認指導者 北海道障害者スポーツ指導者協議会会長、北海道ボッチャ協会会長
②活動体制	北海道障害者スポーツ指導者協議会会長として、事務局と連携し、北海道全体の指導者養成に務めている。他、北海道ボッチャ協会会長として、重度障がい者の競技育成、普及に務めている。
③活動の効果等	毎年度、北海道障害者スポーツ指導者協議会では、「中級」障がい者スポーツ指導員養成講習を1箇所、「初級」障がい者スポーツ指導員養成講習を2～3ヶ所で開催しており、年間100名を超える指導員養成が図られている。 また、北海道ボッチャ協会では、今年度で18回を数える全道大会が開催されており、重度障がい者のパラ競技の意識の高揚がされ、スポーツの振興・普及が図られ、加えて道民への障がい者スポーツ理解に大きく貢献している。

活動の様子

 活動の様子の写真1	 活動の様子の写真2
--	---

プロフィール		
所在地	北海道旭川市	活動分野 文化 主な対象 図書館に来館する障害児など 団体の規模（団体の場合のみ） 会員 20 名
団体名	布の絵本のんの	
活動名称	布の絵本の製作及び製作品の補修	
こんな活動です	障害児や誰もが楽しめる布の絵本の製作	
連携している団体等	図書館、公益財団法人「ふきのとう文庫」（札幌市）	

活動の説明	
①活動内容	図書館のボランティアとして主に障害のある子どもを対象とした「布の絵本」の制作及び制作品の補修を定期的実施するとともに、制作した布の絵本を市内の 15 の図書館・分室の子どもの本のコーナーに設置し、来館者（障害を持つ子どもと保護者など）が館内での読み聞かせや遊びの場面で使用し楽しんでいる。年に 1 回、中央図書館で特集コーナーに布の絵本を展示し、来館者に布の絵本や制作活動の紹介をしている。また、中央図書館の子どもの本のコーナーに飾ってある木のタペストリーは「布の絵本のんの」の制作で、季節ごとにその時期にあった飾りを付け替えて、一年中楽しめるようになっている。
②活動体制	週 1 回、中央図書館に集まり、布の絵本の制作、補修を行っている。障害を持つ子どものための本づくりなどを行う公益財団法人「ふきのとう文庫」（札幌市）とも連携した活動をしており、年に 1 回、講師をお招きして布絵本の制作や活動に対するアドバイスをもらうスキルアップのための研修会を実施したり、布の絵本の制作キットを購入したりしている。
③活動の効果等	手作りのやさしさ、ぬくもりとともに布の持つあたたかさ、やわらかさが相まって利用者にとっても好評で、障害児に限らず多くの親子のふれあいなどに役立っている。

活動の様子	
	
制作中の布の絵本	布の絵本の制作の様子

プロフィール

所在地	青森県十和田市
団体名	十和田点訳・朗読奉仕会
活動名称	市広報・議会だよりの録音テープ製作及び青森県視覚障害者情報センター依頼の点字・音訳図書製作
こんな活動です	見ることが不自由な人のための本づくり
連携している団体等	中学校、図書館、社会福祉法人、その他

活動分野
学習
主な対象
視覚障害
団体の規模（団体の場合のみ）
会員 21 名

活動の説明

① 活動内容	毎月発行されている市の広報「とわだ」や年4回発行されている議会だよりの朗読をテープに録音し、十和田市民図書館や市内の視覚障害者団体を通して視覚障害者等に提供している。 青森県視覚障害者情報センターの依頼により、図書の点訳・音訳をボランティアとして行っており、点字・音訳図書については平成元年から平成28年までに597冊の製作に携わってきた。また、年1回市民を対象とした県内ゆかりの文学作品の朗読会「朗読のひととき」を行っている。 視覚障害者に対する理解を深めてもらうことを目的に市内中学校において点訳指導を行うとともに、中途失明者の点字指導もボランティアとして行っている。
② 活動体制	会員の資質向上を図るため、点訳部と朗読部に分かれ、对外活動の他に、定期的に学習会を行い、積極的に活動している。また、青森県視覚障害者情報センターや十和田市社会福祉協議会と連携し情報を共有しながら、障害者の読書活動を中心とした生涯学習に役立つ活動ができるよう努めている。
③ 活動の効果等	定期的に製作している広報の録音テープや点字・音訳図書は、障害者の方から大変好評を得ている。通年の活動の他にも、市内中学校での点訳指導や今年で23回目となる朗読会「朗読のひととき」など、視覚障害に対する理解を深める活動と障害者の生涯学習支援に貢献している。

活動の様子

	
録音風景	朗読のひととき

プロフィール		活動分野
所在地	青森県弘前市	
団体名	ボランティアサークル 虹の会	
活動名称	知的障がいのある成人の生涯学習スクール 「ピュアフレンズ」	
こんな活動です	障がいに関わり合い生きがいを求め活動する人たちを 応援します！	
連携している 団体等	特別支援学校、公民館、社会教育関係団体、NPO 法人、 社会福祉法人、行政（教育委員会、保健・福祉部局）	学習 主な対象 知的 団体の規模（団体の場合のみ） 18 名

活動の説明	
①活動内容	「ピュアフレンズ」は概ね18歳以上の知的障がい者（ピュアフレンズ）に生涯学習機会を提供し、文化的教養の高揚、日常生活環境への適応、障がい者相互の親睦を図ることを目的としている。 ボランティアスタッフ（ボランフレンズ）は、毎回異なるテーマで実施する音楽やスポーツ活動、料理教室やモノづくり等のクラブ活動、また、近隣商店で行う買物学習などのプログラムをピュアフレンズとともに実践しながらその活動を支援している。 活動内容は、午前に全体学習を行い、昼に、決められた金額の範囲内で昼食などを購入。昼食後は、スポーツ、音楽とカラオケ、料理、パソコンの4つのクラブ活動を実施している。活動には、毎回約30人のピュアフレンズと約20人のボランフレンズが参加して賑わい、笑顔があふれている。 【全体学習のテーマ】5月：クイズラリー、6月：歌とゲーム、7月：スポーツ&レクリエーション、9月：体のよこぶ料理教室、10月：木工ランド、11月：サイエンス・ワールド、12月：ケーキづくりと冬のお楽しみ会、2月：新聞づくり・餅つき。
②活動体制	ボランティアサークル虹の会は、特別支援学校の教員退職者をはじめ、ピュアフレンズの保護者、社会福祉関係機関に所属する方など、有志が集い平成7年に結成された。発足当初から弘前市教育委員会をはじめとする行政機関との緊密な連携・協力体制を築きながら、自主的な運営を心掛け無理をせず、息の長い活動を目指している。
③活動の効果等	知的障がい者の生活環境は主に家庭と入所（通所）する所属施設に限定される傾向にある中で、ピュアフレンズとボランフレンズの相互交流活動が豊かな暮らしを実現する生涯学習活動の実践の場となっている。また、本活動は、障がい者の家族や施設職員にも広く認知され、複数年にわたり継続して参加するピュアフレンズも多くいる。多くの障がい者が生涯学習活動に取り組むことのできる環境が整ったことにより、障がい者に対する理解、支援への取り組みが一層期待されている。

活動の様子	
	
みんなでクリスマスのケーキづくり	体を動かしながら楽しく歌おう♪

プロフィール

所在地	岩手県盛岡市
団体名	特定非営利活動法人岩手音声訳の会
活動名称	録音図書製作事業等
こんな活動です	望まれる録音図書を正確に迅速に！
連携している団体等	図書館、NPO 法人、企業・事業所、行政（教育委員会）、行政（保健・福祉部局、広報・議会部局）、市町村音声訳関係団体、市町村広報部局

活動分野
文化
主な対象
視覚障がい者
団体の規模（団体の場合のみ）
会長 1 名、副会長 2 名、理事 15 名 （一般会員 113 名、賛助会員 11 名）

活動の説明

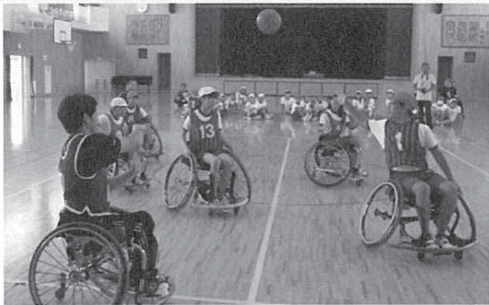
①活動内容	○49 年間の長さわたり、文学作品の他、歴史書・専門書・雑誌等の幅広いジャンルの書籍の音声訳を行う活動を継続して実施しています。 ○対面朗読サービス・依頼図書（取扱説明書など）作成・ガイドマップ作成を通して視覚障がい者の情報環境向上に努めるとともに、会員が各市町村で講師として音声訳の講習を行う活動を継続し、各地域の視覚障がい者の情報環境への理解を普及させ、支援活動への参画も促進しています。 ○正確でわかりやすい録音図書作成のため、月に 3 つの勉強会を実施し、全国的な研修会にも会員を派遣するなど、調査研究及び会員の資質向上に努めています。 【平成 28 年度活動実績】 ・録音図書製作事業 録音図書及び録音雑誌の製作。デジタル化。 （録音図書製作 265 タイトル、従事者：会員 80 名対象者、視覚障がい者約 80 名） ・音声訳技術の向上に関する事業 月定例活動、校正者勉強会（従事者：会員 112 名） ・録音図書製作に係る調査研究事業 音声版選挙のお知らせ製作研修会・国際シンポジウム・音訳指導技術講習会（出席 会員 6 名） ・音声訳の普及啓発事業 北上市、奥州市、花巻市、宮古市、陸前高田市、滝沢市にて講習会実施（14 回従事者：会員 4 名、対象：一般市民約 110 名） ・視覚障害者支援事業 「県議会だより」音声版製作（従事者：会員 10 名、対象者：視覚障がい者約 60 名） 「いわてグラフ」音声版製作（従事者：会員 10 名、対象者：視覚障がい者約 60 名） 「県議会議員選挙のお知らせ」音声版（従事者：会員 23 名、対象者：視覚障がい者約 110 名）
②活動体制	○月 1 回の定例会及び県内各地の 113 名の会員が各自宅で活動を行うことにより、多くの書籍・資料の音訳を行っています。 ○NPO 法人として組織的な活動を展開し、会員の研修も充実させています。
③活動の効果等	○書籍・資料の音訳により、多数の視覚障がい者の読書活動・情報環境向上の機会を確保しています。 ○会員が各市町村で講師として音声訳の講習を行う活動を継続し、地域への普及に貢献しています。 ○視覚障がい者の読書活動・情報環境への理解及び支援活動への参画を促進しています。

活動の様子

		
発声練習と編集の様子		対面朗読の様子

プロフィール		活動分野
所在地	宮城県亶理郡亶理町	スポーツ
団体名	宮城 MAX	主な対象
活動名称	車椅子バスケットボール	肢体不自由
こんな活動です	車椅子バスケットボール体験教室	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している団体等	小学校、中学校、企業・事業所、行政（教育委員会）	選手 19 名、スタッフ 7 名

活動の説明	
①活動内容	○人権教育事業「わたりの協働教育」「人権を考える」「車椅子バスケットをとおして身体障害者の人権を考える」亶理町教育委員会生涯学習課が町内の小学校を対象に人権教育の一環として実施している。 平成17年度より18回（平成29年11月現在）講師として協力している。 ○サントリー東北サンさんプロジェクト（チャレンジド・スポーツ支援） サントリーホールディングス㈱が東日本大震災の被災地復興支援事業として実施しているサントリー東北サンさんプロジェクト。4つのプロジェクトのひとつでチャレンジド・スポーツ（障がい者スポーツ）の育成・普及を応援する支援のメニューのひとつとして、車椅子バスケットボールの体験教室を開催している。 平成26年9月より12回、講師として協力している。 ※上記講座の他、県内小中学校より依頼を受け体験教室を開催している。（平成28年度 23回） 【体験教室の内容】 ・車椅子での日常生活の話 ・車椅子バスケットの説明（バスケットと日常車の違い、ルール等） ・選手によるデモンストレーション ・バスケット用車椅子の基本操作体験（全員） ・選手と参加者のミニゲーム など
②活動体制	各事業とも主催者より連絡が入り、開催校の要望等を確認し活動に反映させている。 参加者の人数にもよるが、講師として当団体から4～6名協力している。 実施校からの感想等を聞いた県内の小中学校から、直接チームに体験教室を依頼されるケースが増えている。
③活動の効果等	車椅子バスケットボールを通し、障害者と交流を図ることで、障害者を身近に感じ理解するとともに、事故や病気などにより現在の身体になった経緯や、車椅子バスケットと出会いアスリートとして活躍している話などを聞くことで、子どもたちの「生きる力」を育む一助となっている。 また、車椅子バスケットボールの普及にも効果がみられる。

活動の様子	
	
人権教室 選手と参加者のミニゲーム	人権教室 選手と参加者のミニゲーム

プロフィール

所在地	秋田県秋田市	活動分野
団体名	NPO 法人 障害者アクアレッシン ミラクルスイミー	スポーツ
活動名称	障害児・者に対する水泳指導	主な対象
こんな活動です	プールを通して健康増進・社会参加！	肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害その他の障害
連携している団体等	特別支援学校、スポーツ団体、県立プール	団体の規模（団体の場合のみ）
		職員数 17 名、会員数 103 名

活動の説明

①活動内容	1. 障害児・者アクアレッシン事業（マンツーマンレッスン 48 名、グループレッスン 55 名） 障害の種類や程度は個々に異なることから、その一人一人に対応するために 1 回 45 分のマンツーマンレッスンを一定の技術（水慣れから面かぶりクロール）を習得するまで行う。 その次のステップとして、泳法・泳力・体力向上と仲間づくりや社会性を身に付けることを目的にして、1 回 60 分のグループレッスンを行う。グループは泳法別または泳力別に分けて、3 人～10 人までの 1 グループとしている。 2. 障害児・者アクアレッシン指導者養成事業 障害児・者の種類や特性を学びながらその水泳指導者を養成する事業。水泳指導のノウハウを指導している。 3. 障害児・者アクアレッシン指導者派遣事業 特別支援学校や作業所等の障害児者施設の水泳教室等に、インストラクターを派遣して水泳指導を行う事業。総合的な水泳指導から専門的なノウハウの提供までを行う。 4. 障害児・者アクアレッシン普及啓発事業 様々な企画・イベントを開催することで、広く障害児・者水泳の普及と啓発を行う事業。特に障害児・者以外の方々に参加していただけるような企画内容で開催している。
②活動体制	理事長 1 名、専務理事 1 名、理事 2 名、監事 2 名、インストラクター 11 名（延べ人数） 月曜から金曜の週 5 日間、午後から夜にかけて秋田県立総合プールで水泳指導を行っている。県立総合プールとは随時打ち合わせをして、必要な施設（例えば仮設の親子更衣室等）を設置していただいたり、練習コースの場所の配慮（プールサイド側のコース）をしていただいたりと、協力体制を築いている。 受講生の家族とはメール等での連絡を欠かさず行い情報共有をし、指導内容のこと、レッスン中の様子などについても話し合うようにしている。
③活動の効果等	マンツーマンレッスン、グループレッスンとも泳力が向上し、そのため健康増進にもつながっている。仲間も増え、社会性の向上にもつながり、レッスン中は笑顔一杯のことが多い。 また競泳アスリートの育成も進めており、全国障害者スポーツ大会水泳競技大会や知的障害者水泳大会全国大会などで優勝者も輩出するなど、生涯スポーツ＆競技スポーツの両方の充実を今後も推進する。

活動の様子

	
マンツーマンレッスンの様子	グループレッスンの様子

プロフィール

所在地	山形県尾花沢市	活動分野
団体名	尾花沢市身体障害者福祉協会	スポーツ
活動名称	障害者スポーツ・レクリエーション	主な対象
こんな活動です	障がい者スポーツレクリエーションで生き生き元気！	肢体不自由
連携している団体等	社会福祉法人、行政（保健・福祉部局）、尾花沢市母子寡婦福祉連合会	団体の規模（団体の場合のみ）
		会員数 138 名、役員数 13 名

活動の説明

①活動内容	会員及び非会員を対象にスポーツ・レクリエーション活動を実施しています。スポーツ文化に触れる機会を創出し、豊かな生活を送れるよう支援しています。また、山形県身体障がい者レクリエーション大会、山形県障がい者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、尾花沢市健康福祉フェスティバル等への協力、参加を行っています。平成 29 年 10 月 28 日から 30 日にかけて、愛媛県にて行われた第 17 回全国障害者スポーツ大会フライングディスク競技に会員が参加し、優秀な成績を収めました。
②活動体制	役員（体育部長）を中心に障がい者スポーツ・レクリエーション競技・大会への協力を積極的に行い、会員の競技力向上に努めています。
③活動の効果等	活動により身体障がい者のリハビリテーション環境を充実するとともに、生涯学習活動の支援が進められ、障がい者どうしの交流のほか健常者との交流が図られています。地域社会における障壁の大きさから閉じこもりがちな障がい者が多い中で、スポーツ・レクリエーション交流を通じて障がい者が抱える不安や生活課題についても理解を深め合い、生きる力を育み、潤いある人生を過ごすための目標を持つことができます。

活動の様子

	
会員によるフライングディスク競技	会員によるボッチャ競技

プロフィール

所在地	栃木県塩谷郡高根沢町	活動分野
団体名	熱気球ふれあい事業実行委員会	学習
活動名称	熱気球ふれあい事業	主な対象
こんな活動です	障がいのある人も無い人も、みんなで熱気球を楽しもう！	知的障害、その他の障害
連携している団体等	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、社会教育関係団体、社会福祉法人、企業・事業所、行政（教育委員会）	団体の規模（団体の場合のみ）
		実行委員 10 名

活動の説明

①活動内容	自閉症などの発達障がいや知的障がいのある子どもとその家族の余暇支援を目的に始めた活動です。熱気球搭乗という経験を通して、子どもたちの心身の発達を促すとともにボランティアスタッフとの交流を図っています。特に、中学生・高校生ボランティアには、障がいのある子どもと一対一で付き添ってもらい、障がい者に対する理解を高める機会としています。参加ボランティアには一週間前に事前説明会を行い、発達障がいや知的障がいについての講義、接し方や注意点等の説明、ミニ気球作りの練習などを行い、イベント当日へのモチベーションを高めてもらっています。イベントは、毎年2回（7月頃と12月頃）開催し、係留の熱気球搭乗、ミニ気球作り、ミニコンサート、ダンボールクラフト等、様々な体験が出来る場を提供しています。
②活動体制	有志による『熱気球ふれあい事業実行委員会』を組織し、平均月1回の実行委員会を開催して企画立案から事業の実施まで行っています。また、行政や地元企業、NPO等の支援や地元中高校等のボランティア支援も受け、活動体制が広がっています。参加家族の保護者が、参加を重ねるごとにボランティアで参加したり、高校生ボランティアで参加していた人が実行委員になったりと、長年続けたことによる体制への支援効果も出てきています。地元のイベント等へも積極的に参加し、活動のPRも行っています。
③活動の効果等	参加した障がい者の中には、この活動への参加をきっかけとして自らも活動の企画運営に携わる事例もあり、障がい者の自立や社会参加に向けた主体的な取組になっています。そして、参加者は、日頃体験できない活動をすることで、心身のリフレッシュが図られ、今後の活動意欲に繋がっていると思われます。参加家族同士の交流で、日頃の悩みなどの相談をし合う姿も見られます。また、中学生や高校生等のボランティアは子どもたちとともに熱気球搭乗という非日常の体験をすることで、お互いの距離が急速に縮まり、障がいについて深く理解できるようになっています。加えて、地域社会の一員としての自覚や社会とのつながりを肌で感じる場ともなっています。

活動の様子

	
ボランティアと熱気球搭乗、思わず手を振りたくなります	みんなでミニ気球を飛ばしています

プロフィール

所在地	栃木県塩谷郡高根沢町	活動分野
団体名	特定非営利活動法人 次世代たかねざわ	文化
活動名称	なかよしコンサート	主な対象
こんな活動です	みんなバリアフリーで音楽を楽しもう	知的障害、その他の障害
連携している団体等	幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校、児童館、図書館、文化芸術を行う団体、行政（教育委員会）、その他（「障害児者生活支援センターすまいる」）	団体の規模（団体の場合のみ）
		50名

活動の説明

①活動内容	町内の人も町外の人、障がいのある人も障がいのない人も、大人も子どもも、赤ちゃんもお年寄りも、音楽を通じて交流を深めながらみんなで楽しもうという活動です。 中心となっている高根沢町児童館「きのこのもり」は、ひとつの建物内に障がい児学童保育・児童館・健常児学童保育の3者が共存するという特徴のある児童福祉施設で、日常的に3者の利用者が自然に交流し、職員たちが協力しあう体制ができています。その中で、年に1回の行事として、音楽による交流の場「なかよしコンサート」を開いてきました。 このコンサートでは、障がい児の学童保育「すまいる」と児童館を利用する小学生、学童保育の小学生が音楽ユニット「がくすま」を結成して毎回参加し、歌やダンスを披露しています。 その他にも、小中学校の金管バンド部や地域の音楽愛好家の団体等が参加し、お互いに演奏を披露し、交流しています。今年度（平成29年度）で11回目を迎え、参加グループも増えてきています。
②活動体制	NPO 法人 次世代たかねざわが管轄・運営する児童館が中心となって実施し、町内外で活動している音楽団体や小中学校、来館者や学童保育利用者、障がい児学童保育利用者に出演の呼びかけを行っています。
③活動の効果等	障がいのある児童や学童クラブの児童、来館児童達が一つの出演グループを作り、練習を重ねていく内に仲良くなって、日常のあいさつや遊びの活動でも交流の声かけが見られるようになりました。また、参加者の間では、「障がいのある児童」という意識も薄れています。

活動の様子

	
「がくすま」によるダンスの披露	ノリノリの障がい児学童「すまいる」メンバー

プロフィール

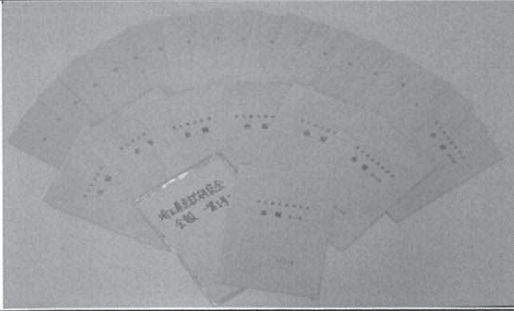
所在地	埼玉県さいたま市
団体名	埼玉県点訳研究会
活動名称	視覚障害者及び公共図書館、視覚障害者情報提供施設のための点訳奉仕
こんな活動です	読みたい・知りたい・学びたい視覚障害者のために！
連携している団体等	図書館、NPO 法人、社会福祉法人、視覚障害者情報提供施設

活動分野
学習
主な対象
視覚障害者
団体の規模（団体の場合のみ）
122 名

活動の説明

①活動内容	埼玉県立図書館及び全国の視覚障害者情報提供施設・視覚障害者個人からの依頼による点訳・校正作業。 一般的な書籍の点訳だけではなく、逐次刊行物・カルチャースクールなどのテキストの点訳や、国語（古典）・英語・数学・楽譜・六点漢字・情報処理・東洋医学など、特殊な点訳技術を必要とする専門分野の点訳を担う七つの部会を有しているので、専門書・辞書・教科書・参考書・問題集等の依頼にも応じている。また、点訳者の研修の場を保障し、その資質の向上を図るために毎月勉強会（研修会）を開催し、各部会もそれぞれ勉強会を開催している。 ホームページを定期的に更新し、視覚障害者からの問い合わせや依頼を受けている。点訳したものは、紙による提供だけではなく、データを「サピエ図書館」に登録することで、全国の視覚障害者や図書館等からのダウンロードも可能になっている。 2017年6月21日現在、2780タイトルの点字データを登録。
②活動体制	会員は主に埼玉県内点訳グループに所属するボランティアを中心に組織され、役員のほか、各地域から地区役員を選出し、会を運営している。視覚障害者及び関係機関との連絡のためにコーディネーターを置き、また、点字印刷や「サピエ図書館」への登録・データ保存等を行うために「プリンティングセンター」を設置している。
③活動の効果等	埼玉県内にとどまらず、全国の視覚障害者情報提供施設や視覚障害者からの依頼に対し、広範囲の分野で点訳に応じることができている。 今後も点訳・校正技術の向上に努め、読みたい・知りたい・学びたい多くの視覚障害者の支援を続けていきたい。

活動の様子

	
埼玉県点訳研究会 33 年のあゆみ	点字・点図編集ソフト「エーデル 8」勉強会

プロフィール		活動分野
所在地	千葉県市川市	学習
受賞者名	須和田 日曜大学	主な対象
活動名称	日曜大学	知的障害
こんな活動です	サークル活動を通して、みんなで楽しみ語り合おう。	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している団体等	特別支援学校、PTA、社会福祉法人、行政（教育委員会）、（市民部ボランティア・NPO 課）、市民ボランティア、元教職員	会員数約 150 名、事務局約 10 名 （※毎回）PTA、教職員ボランティア、保護者約 30 名

活動の説明	
①活動内容	昭和32年に設立した市川市立養護学校（現 市川市立須和田の丘支援学校）では、昭和50年に青年学級を開級し、後に日曜大学と名称を改め、今年で42年目を迎える。 市川市立須和田の丘支援学校（高等部）の卒業生を中心とし、卒業後の長い生活を豊かに過ごすことを目的としている。午前中に、ソフトボールや卓球、ポッチャ、調理、手芸、カラオケなどのサークル活動を通して、友だちやボランティアとの交流を図り、昼にサークル活動が終わると、全員が集まり、軽食をとりながら参加者同士で思い出話に花を咲かせるなど、和やかな時間を過ごしている。 毎回のサークル活動には、約30～40名程度の会員が参加している。下は18歳から上は60歳まで幅広い参加者が集まっており、年齢に関係なく楽しく活動に参加している。入会にあたっては、毎年卒業生に参加の案内を出している。 通常のサークル活動の他には、クリスマス会や成人を祝う会等も行っている。特に成人を祝う会は、在学中に関わった教職員や関係者も出席する一大行事である。保護者が子育て談を、成人を迎えた卒業生が近況報告や将来の夢などを語り合うなど、その成長した姿に一同が感動を共有し、人生の節目を祝う大切な会となっている。
②活動体制	毎月1回（主に第1又は第3日曜日）12：30時まで活動。※年に10回程度。 参加者は、当日に好きなサークル活動を選んで活動する。支援者として、保護者、学校関係者、市民ボランティアなどが協力している。 卒業後2年目の保護者を中心として役員が引き継がれ、事務局として、学校の職員が計画や当日の運営、準備に協力をする。
③活動の効果等	学校卒業後も、自身の趣味や特技を活かしながら、生涯にわたり余暇を楽しむことができる。また、友だち同士の親睦を深め合い、互いの近況報告や相談事など情報交換ができる。 参加する教職員やボランティアにとっても、卒業後も生徒との交流を継続でき、就労先での様子を知ることができる。また、保護者との情報交換の場ともなっている。 本活動の周知方法としては、手をつなぐ親の会等の広報紙にて紹介。また、いちかわボランティア団体として登録し、Webにて活動の紹介、ボランティアの募集などを行っている。

活動の様子	
	
クリスマス会の様子	サークル活動（卓球）の様子

プロフィール

所在地	千葉県浦安市
団体名	浦安市堀江公民館
活動名称	きぼう青年学級
こんな活動です	ノーマライゼーションの理念に基づき、就労する知的障がい者の余暇支援、地域交流事業の実施支援、社会的自立支援などを目的として、ボランティアスタッフの協力のもと、地域に根差した公民館事業として開催しております。
連携している団体等	社会福祉協議会など

活動分野	学習
主な対象	就労している知的障害者
団体の規模（団体の場合のみ）	職員 5 名、スタッフ 16 名、 学級生 30 名

活動の説明

①活動内容	知的障がい者の休日の過ごし方を「①より良い社会生活をおくるためのマナーやルールを身につける。②学級生相互の親睦と互いに励まし合いながらより豊かな人間関係を育む。③いろいろな経験・活動を通じた日々の生活のリフレッシュをする。」の3つの目的として掲げ、昭和59年から実施している。学習主題として、就労する知的障がい者の社会的自立を支援すること。日常生活に必要な常識を身につける等の自立性を伸ばすことを目的としている。事業実施回数は年12回（月1回第3日曜日） 「きぼう青年学級」は、就労している知的障がい者を対象とした余暇支援、地域交流事業の実施支援、社会的自立等を目的として、地域に根差した公民館事業として開催している。具体的な内容は調理実習、館外学習、レクリエーション、初詣、クリスマス会等の活動を実施している。
②活動体制	平成29年度の体制は学級生が30名、ボランティアスタッフは16名、職員5名となっており、ボランティアは有償で地域住民が中心で、他には福祉関係の大学生や社会人、教員経験者などで構成されている。1つの班に学級生6～7人。バスや電車を利用した館外研修の場合は2班ずつの2グループ体制で活動している。1グループの引率には職員とスタッフが6人程度で進めている。
③活動の効果等	就労する知的障がい者の社会的自立を支援、日常生活に必要な常識を身につける等の自立性を伸ばす支援をボランティアスタッフの協力のもと行うことができた。 平成25年度には30周年を迎え、平成26年度には記念祝賀会と記念誌の発行をした。 「きぼう青年学級」の取組がきっかけに「きぼうよさこいクラブ」が誕生し、障がいの有無を越えて、よさこい踊りを楽しむ交流の場となった。

活動の様子

	
クリスマス会	輝貌チームよさこい

プロフィール

所在地	神奈川県横浜市
氏名	遠藤 美枝子
活動名称	視覚障害者等に対する音訳活動 対面音訳や録音音訳に携わる音訳者の育成
こんな活動です	視覚障害者のための音訳活動、音訳活動の支え手である音訳者の育成を通して視覚障害者の生涯学習を支援
連携している団体等	東京都立中央図書館

活動分野
学習
主な対象
視覚障害

活動の説明

①活動内容	約50年前の大学在学時に朗読者としての活動を開始した。 昭和48年1月、都立中央図書館開館に当たり、「音訳者」として、視覚障害者の読書要求（専門書、学術書などをもっと読みたい、知りたい、学びたい）に応えるべく音訳活動を行った。 平成10年以降今日まで、都立中央図書館において音訳者講習会の講師を始め、大田区、北区、江東区、品川区、渋谷区、新宿区、墨田区、豊島区、港区、目黒区、国立市、国分寺市、多摩市、西東京市、東久留米市、武蔵野市、横浜市、静岡県、新潟県、の各自治体においても、音訳講習会の講師を務めた。（平成28年度には、年間62回実施） 都立中央図書館において、音訳活動を44年間継続している。また、居住する神奈川県横浜市においては横浜市中立中央図書館の音訳者として活動した。
②活動体制	① 都立中央図書館を拠点とした録音図書の作成等の活動（週1回）。居住地域における音訳活動 ② 都立図書館における音訳者講習会の講師及び他の自治体からの招きに応じた音訳者養成講座等の講師（年62回実施）
③活動の効果等	① 都立中央図書館が収蔵する約2,300点のデイジー図書のうち、遠藤氏の音訳であることを確認できるデイジー図書だけで91点を数える。医学書の音訳では、1点の録音時間が60時間に及ぶものもあり、視覚障害者等が生涯を通じて学習を継続していく上での大きな支援となっている。 ② 全国の自治体における音訳指導に関する講師実績により、全国各地の自治体の音訳サービスの質の向上に貢献している。 ③ 専門書を中心とした音訳図書の製作を行うことにより、視覚障害者等の幅広い読書要求に応えている。また、その音訳技術の高さは視覚障害者への確かな読書支援となっている。 ④ 都立図書館における研修指導の実績により、都立図書館の音訳者においても、遠藤氏のような高いレベルの音訳者に対する指導・育成能力を有する後継者が現れてきている。

活動の様子

	
対面音訳	音訳講習会

プロフィール			
所在地	東京都文京区	活動分野	
団体名	特定非営利活動法人 えこお	スポーツ	
活動名称	スポ・レクひろば	主な対象	区内在住・在勤の高校生以上の知的障害者
こんな活動です	知的障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション活動	団体の規模（団体の場合のみ）	
連携している団体等	特別支援学校、スポーツ団体、企業・事業所、行政	会員数 32 名	

活動の説明	
①活動内容	スポ・レクひろばは、区内に在住、在勤している高校生以上の知的障害者を対象に、季節の行事も取り入れながら、原則として月 1 回、スポーツを中心とした各種レクリエーションを実施している。 参加者は、体動かしが苦手な方たちが多いので、一人一人の個性や当日の体調に合わせ、無理はせず、みんなが楽しめる体操、ダンス、大玉転がしやボウリングピン倒し、フライングディスクなどの活動を中心に実施（写真①）。年に 1 回開催している城北地区（北区、台東区、荒川区、文京区）4 区合同レクリエーション大会では、参加者同士が交流を深めながら、大会の目標や実施種目などを選択して企画・実施している（写真②）。 ふだんはなかなかできない体験の幅を拡げながら、夏にはプール、秋は郊外へのバスハイク、冬にはクリスマス会や餅つき大会など季節に合わせた行事を行い、親睦を図っている。 本活動が、参加者にとって、安心できる、安全な、楽しい居場所づくりとなることよう、参加者もスタッフもお互いの顔が皆わかる関係づくりを心がけ、活動している。コミュニケーションのとりにくい彼らの特性を肌で感じ、地域でともに生きていることを知るきっかけづくりとなるため、地域のボランティアの方々にも積極的に協力の声掛けをし、参加者と一緒に楽しく活動を行っている。 現在、参加者は 52 名。
②活動体制	団体スタッフの他、区スポーツ推進委員会、区内企業、区スポーツボランティア、障害児スポーツ指導員等の協力により実施
③活動の効果等	NPO 法人「えこお」は、地域の子供と大人が共に楽しみ・感動を共有できる場作りとしての文化、芸術活動を行うことを通して、障害により支援を必要とする人たちの余暇支援・学習支援活動を展開している。これらの活動は、文京区内の青少年育成事業及び社会福祉事業等にも貢献している。知的障害者が楽しみながら体を動かすことを目指した本事業への参加により、参加者と地域の人たちとのつながり、顔の見える関係ができています。

活動の様子	
	
ボウリングやフライングディスクなど、運営も自分たちで	1 年に 1 回他区との交流も（北区・台東区・荒川区と）

プロフィール

所在地	東京都町田市
氏名	市川 健一
活動名称	障がい児スポーツ教室
こんな活動です	学齢から18歳以下の障がいのある子供等の余暇活動を支援する教室
連携している団体等	行政（保健・福祉部局）

活動分野
スポーツ
主な対象
学齢から18歳以下の障がいのある子供等

活動の説明

①活動内容	原則として、毎週、土曜日の午後に体育館とプールの2箇所で開催 ○ 活動内容 ・体育館（市立） ウォーキング・ランニング、巧技台、トランポリン、マット運動、バスケットボール、バレーボール、なわとび等を1時間半程度実施 ・プール（市立） 水泳の練習及び水遊び等を1時間半程度実施
②活動体制	○ 参加者 149名（平成29年7月10日現在）体育館91名、プール58名 ○ 指導員 有償ボランティア指導員55名程度。教室の企画・運営・指導を行う。 ○ 親の会 参加者の保護者。教室運営に協力する。
③活動の効果等	○ 「障がい児スポーツ教室」は、参加者の生活リズム作り、健康作り、仲間作り、生きがいの場作りと社会性の向上に寄与している。 ○ 市立施設を会場として実施することで、地域の人々の障害及び障害者理解の促進に寄与している。 ○ 「障がい児スポーツ教室」の開催が、地域の福祉事業所におけるスポーツプログラムの拡大に繋がっている。 ○ 「障がい児スポーツ教室」は、高校生、大学生、市民等のボランティア養成の活動拠点となっている。 ○ 「障がい児スポーツ教室」は、参加者の保護者同士の情報交換等の場となっている。 ○ 学齢期から成人期という長いライフステージにおいて、スポーツのある生活の在り方を考えていくことが今後必要だと考えている。

活動の様子

	
体育館での活動の様子	プールでの活動の様子

プロフィール

所在地	千葉県船橋市
氏名	松本 芳信
活動名称	すみだ教室
こんな活動です	義務教育終了後の知的障害者が、社会生活のルールやエチケット、仕事に対する心構えを学ぶとともに、スポーツ・文化活動等とおした仲間づくり、余暇を有効に利用するための機会の提供
連携している団体等	スポーツ団体、行政（教育委員会）、地域活動団体（横貳睦）

活動分野
学習
主な対象
義務教育終了後の知的障害者

活動の説明

①活動内容	【すみだ教室の概要】 義務教育終了後の知的障害者が社会生活のルールやエチケット・仕事をする時の心構え等を学び、スポーツ・文化活動等を通した仲間作り、余暇の有効利用の場となることを目指し、開設された。 主な活動には、班活動（物づくり等）・クラブ活動（スポーツ、音楽、お花、パソコン、クッキング、絵手紙、カラオケ）や、社会見学、宿泊研修（1泊2日）、他区との合同レクリエーション大会、もちつき会、忘年会、新年会等があり、年19回活動している。 【すみだ教室における活動】 第7回すみだ教室（昭和45年度）から、平成11年から平成14年の3年間を除く43年間、本事業に携わる。平成18年からは、教室の管理責任者として、①宿泊研修や地域でのもちつき会等行事における明確な目標設定、②各部の活動の取りまとめ、③班長会（各部の受講生班長と開会式・閉校式・宿泊研修の進行等についての話し合い）を援助・統率、④受講生が使用するオリジナルテキストの「社会生活のルールやエチケットを学ぶための心構え」の執筆担当を行う。 活動日以外にも、新規ボランティアや受講生の面接、宿泊研修の実地踏査、行政・各部の主任講師との次年度の活動計画作り等を行っている。
②活動体制	○ 受講生：年齢により、青年部（19歳から34歳）：2班、成人部（35歳から44歳）：3班、壮年部（45歳以上）：4班 ○ 講師（平成29年6月1日現在）：各班に2名配置。講師15名、ボランティア18名が活動を支援
③活動の効果等	すみだ教室以外の民間スポーツクラブを受講する人や、自炊に取り組む人など、すみだ教室への参加が他機関での生涯学習のきっかけや生活自立の一助となっている。また、すみだ教室設立時から通い続けている受講生も複数あり、すみだ教室は、地域の障害者の生涯学習機会として位置づいている。

活動の様子

	
四区青年学級連合レクリエーション大会の様子	宿泊研修の様子

プロフィール		活動分野
所在地	神奈川県秦野市	学習
団体名	秦野市（たけのこ学級）	主な対象
活動名称	たけのこ学級	知的障害者
こんな活動です	知的障害者が生涯に渡って学習できる交流学級	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している団体等	中学校、公民館、大学のボランティアサークル、福祉団体（ボランティア参加）	秦野市生涯学習文化振興課員及び障害福祉課から2名、保護者会36名、個人ボランティア11名、団体ボランティア2団体

活動の説明	
①活動内容	平成2年に活動を開始し、今年で28年目を迎えます。 毎月第3日曜日（8月を除く）に、ボランティア指導者のもと、「スポーツ」「音楽」「手工芸」の3グループにわかれて行うグループ活動を中心に活動しています。 「スポーツ」グループではキックベースを簡易化したゲームを行っており、試合を重ねるごとに作戦が立てられるなど、白熱したゲームが展開されています。 「音楽」グループでは、手話を学びながら合唱をしたり、一人ずつ好きな曲を舞台上で発表したりしています。発表者以外は曲に合わせてタンバリンなどの楽器でリズムを取り、グループのメンバーみんなで発表者を盛り上げています。 「手工芸」グループでは、牛乳パックでの小物入れ作りや、草木染め、クリスマス時期には木の実でのクリスマスツリー作りなど、毎回異なる作品を作成しています。学級生（知的障害者）は作品作りに集中し、思いおもいに仕上げています。 グループ活動後は、全員が集まる前で、学級生自らグループごとに成果を発表しています。 また、毎年11月には市内中学校において交流会を実施しています。生徒と学級生が一緒になって、合唱やジャンケン列車ゲーム、学級で毎回行っているマイムマイムを歌って踊るなど、楽しく過ごすとともに、相互に理解を深める機会としています。 その他、七夕飾り作り、野外活動、クリスマス会、書き初め大会、運動会、料理を学級生とともに作るお楽しみ会など、季節に合わせたイベントを行っています。 学級生からは、「楽しかった」「来月もまた来るね」などの声が聞かれ、学級活動に期待感を持つとともに、充実感を得ている様子がうかがえます。
②活動体制	秦野市生涯学習文化振興課及び障害福祉課が合同で企画、運営し、ボランティアや保護者会等との協働により活動しています。
③活動の効果等	学級活動の中では、学級生にリーダーシップが芽生えたり、物事に対する積極性が増していたりする様子が見られます。 主な活動場所としている本町公民館では、学級の活動で作った七夕飾りや書き初めを館内に展示し、来館者へ活動を紹介している他、中学校交流会での紹介や、「秦野市社会福祉大会」において成果の展示などを行うことで、知的障害者への理解を深めてもらう契機としています。 今後も知的障害者が生涯に渡り学習できる場として、たけのこ学級を開催していきます。

活動の様子	
	
グループ活動（音楽）	新春恒例の書き初め大会

プロフィール

所在地	新潟県長岡市
氏名	早川 淳子
活動名称	パソコン・ココの会
こんな活動です	音声パソコン学習会
連携している団体等	社会福祉法人、行政（保健・福祉部局）

活動分野
学習
主な対象
視覚障害者

活動の説明

①活動内容	パソコン・ココの会は視覚障害者がIT情報社会化に遅れないようにと、平成11年に立ち上げられ学習活動を始めました。 現在、毎月第1、第3日曜日に、毎回、視覚障害者10名ほどが集い音声ソフトによるパソコン操作をマンツーマンで学習しています。学習の都度、一人ひとり習いたいことや疑問、パソコンのOS、インストールされている状態を確認し合っています。学習時間に制限はありません。年間、延べ約200名に及んでいます。
②活動体制	長岡市や市社会福祉協議会、地元医療機関、企業、市民からパソコンや音声ソフトの寄贈、当活動についての広報、会場の提供など支援を受けています。 ボランティア体制は、会長（視覚障害者）の下、事務局長ほか4名です。
③活動の効果等	最初は文字だけの入力でしたが、メールはもちろんインターネットを使って情報を得るほか視覚障害者の専用図書館HPから本を音声リクエストし、デジタイズで聴くことができるようになっています。 学習後は、自立と社会参加が促進され日常生活の豊かさが増し喜ばれています。 受講者の感想 「パソコンは自分には関係ないと思っていたが、文字を使ってメールのやり取りができるようになり本当にうれしい」 女性（62）

活動の様子

あなたも
パソコン・ココの会
障がいがあってもパソコンをしよう！

自分や家族でもパソコンを触りたいという目的のもと、音声ソフトを使い、自由なペースでパソコンを学びます。入力した文字やファイルの管理などを音声で聞き取り、すべてを音声を使って操作します。音声での操作は慣れが必要ですが、それが長く続けてこられた理由です。お気軽に参加してください。

学習後は、自立と社会参加が促進され日常生活の豊かさが増し喜ばれています。

受講者の感想

「パソコンは自分には関係ないと思っていたが、文字を使ってメールのやり取りができるようになり本当にうれしい」 女性（62）

（会 所）長岡市 協賛
（活動場所）長岡市社会福祉センター
（会 費）無料（教材費は別途）

お問い合わせ先
社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会
〒951-8501 長岡市中央1-1-1
TEL 025-251-1111 FAX 025-251-1112

社協たよりのご案内に掲載



社協ボラ室にて学習会

プロフィール

所在地	新潟県新潟市	活動分野
団体名	点訳・音声訳の会新潟県連合会	学習
活動名称	点字・録音教材の作成協力活動	主な対象
こんな活動です	加入団体に所属する点訳・音声訳者の養成 視覚障害者団体等が実施する事業への協力 等	視覚障害
連携している 団体等	社会福祉法人	団体の規模（団体の場合のみ）
		会員 812 名

活動の説明

①活動内容	新潟県内の視覚障害者（約 5,800 人）が学習に用いる点字・録音教材の作成協力活動をおこなっている。これまでに作成した教材は参考書、試験問題集から実用書まで多岐にわたり、幼児から高齢者まで幅広い年代に提供している。 また、点訳・音声訳それぞれで会員同士の研修会がおこなわれているほか、全国団体が実施する指導員講習会に会員を派遣するなど、技術・意識の向上に積極的に取り組んでいる。 【これまでの資料提供実績】 - 点訳資料 『合格でる順（社会・英語・国語）』『鍼灸医学大辞典』『ポケット六法平成 28 年度版』『小学 1 年生が習う漢字と書き順』 ほか多数 - 音声訳資料 『視覚障害者のための ipad 体験会資料』『盲学校高等部専攻科理療科入学学力試験（過去問題）』『都市ガス工業概要（供給編）』 ほか多数 - その他の形態の資料 テキストデータ 『社会福祉士国家試験のためのレビューブック 2017』 ほか多数
②活動体制	県内各地域の点訳 21 団体・音声訳 26 団体で活動している。内容に応じて分担するなど、団体相互に協力し、質の高い学習教材の提供に努めている。
③活動の効果等	高等学校、大学受験のほか、各種試験での合格者を出している。連合会加入団体で相互協力を行うことで、ボランティア空白地域に在住する視覚障害者への支援を可能とし、地域格差を最小限に抑えることができる。 今後もより多くの方の希望に沿った支援ができるよう、学習教材作成に必要な知識や技術の取得に努めていきたい。

プロフィール

所在地	富山県富山市
団体名	視覚障害者 IT サポートとやま
活動名称	定例勉強会・特別勉強会
こんな活動です	パソコンを使って、レッツコミュニケーション！
連携している団体等	各種学校、社会教育団体、病院、県眼科医会、盲導犬協会、地方公共団体、公民館、県視覚障害者協会、県視能訓練士会 他

活動分野
学習
主な対象
視覚障害者・晴眼者
団体の規模（団体の場合のみ）
93 名

活動の説明

①活動内容	・ 音声ソフトを利用したパソコンの設定や操作、その他情報機器操作等の支援活動を通して、視覚障害者の情報バリアフリーと社会参加・自立のための支援活動を実施している。外出が難しい方へは在宅サポートを実施している。 ・ 月1回の定例勉強会、特別勉強会、サポーター研修会を実施している。 ・ 月2回の点字触読会を実施し、日常生活でつかえる点字の習得をめざしている。 ・ 年3回、県内各地で視覚障害者向け生活便利グッズ展示会を実施し、併せて体験コーナー、相談コーナーを設けて、視覚障害者への支援活動を行っている。 ・ 地域の方々を対象に、視覚障害者への支援推進に向けた啓発活動を実施している。 ・ 各種学校、社会教育団体、病院、県眼科医会、盲導犬協会、地方公共団体をはじめ、県視覚障害者協会や視覚障害者ケアネットワークとやま、県スマートサイト推進委員会など関連団体と連携し、サービス向上に取り組んでいる。
②活動体制	・ 代表1名、副代表1名、事務局長1名、運営委員15名（会計1名を含む）、会計監査1名を含む、会員93名体制で勉強会、触読会等を実施している。視覚障害者、晴眼者の割合はおおよそ半々である。 ・ 晴眼者がサポーター研修会等で学習し、学んだことをもとに定例勉強会で視覚障害者とともに学習活動を行う。
③活動の効果等	・ 視覚障害者のインターネットを利用した情報収集や多くの方とのコミュニケーションづくりは、生活への前向きな姿勢づくりと心のリハビリになっている。 ・ 勉強会をはじめ様々な行事等へ参加する機会が増え、視覚障害者の社会参加への意欲が高まっている。 ・ 便利グッズ展示会などにより、地域の方々の視覚障害者への理解が深まっている。

活動の様子



地区文化祭での多くの方々に活動紹介 盲導犬も参加



定例勉強会でペアになり学習中

プロフィール		活動分野
所在地	山梨県南巨摩郡富士川町	
氏名	竹内 正直（ペンネーム 花里 鬼童）	
活動名称	身体障害者福祉展、障害者文化展、ふれあい創作活動、第13回全国障害者芸術・文化祭等	
こんな活動です	創造的な喜びを芸術に結びつける	主な対象
連携している団体等	文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人	
		身体・知的・精神

活動の説明	
①活動内容	竹内氏は身体に障害がありながらも、闘病生活を通じて感じた命の大切さを伝えるため、詩作に精力的に取り組み、花里鬼童として7冊の詩集を執筆している。また、闘病生活や詩作を通して自らと同じく障害がある人々に自己表現の機会を与えたいとの思いを持ち、山梨県身体障害者連合福祉会の一員として知事に働きかけ、「身体障害者福祉展（1969年）」の開催を実現させた。これは身体・知的・精神といった障害の枠を越えた出展者による「障害者文化展」として現在まで続いており、創作活動による障害者の社会参加・自己実現の場となっている。 更に、外出の機会が得づらい在宅障害者に芸術文化活動の機会を提供する「ふれあい創作活動（1998年～）」では竹内氏自らが指導者として出向き、在宅障害者が生涯にわたって芸術文化活動に親しむための支援を精力的に行ってきた。 この他にも平成25年度に本県で開催した「第13回全国障害者芸術文化祭やまなし大会」の誘致活動とともに大会実行委員会の副会長として尽力し、大会を成功に導いた。また、この大会を一過性のものにしないために「山梨県障害者芸術・文化祭」の創設を知事に要望し開催を実現させ、今年度で4回目の開催になるなど、障害者の自己表現の場として定着しつつある。
②活動体制	県や市町村、障害者福祉施設等、県内の障害福祉関係者と連携を取り、活動を行っている。 ふれあい創作活動の指導者養成においては、自ら講演を行うなど、自身の経験や知識を後世に伝えている。
③活動の効果等	指導者として永年にわたる地道な取り組みにより、外出が難しい重度の障害者が作品等を出展できる環境を作り、生涯学習への意識高揚を図ることができた。 活動は在宅・施設入所の枠を超え全県下に普及し、才能を有しながらも世に出るチャンスがなかった者の紹介にも積極的に取り組んでいる。

活動の様子	
	
ふれあい創作活動指導者研修で講演する竹内氏	障害者文化展の審査会にてあいさつする竹内氏

プロフィール		活動分野
所在地	長野県松本市	学習
団体名	松本養護学校同窓会「あすなろ会」	主な対象
活動名称	同窓会館設立、同窓生を対象とした進路・悩みごと相談等	知的障がい
こんな活動です	地域で豊かに生活するために、同窓生を支えます	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している団体等	特別支援学校、PTA、NPO 法人、社会福祉法人、行政（保健・福祉部局）	事務局（常任理事）9 名、 会員数 668 名

活動の説明	
①活動内容	・同窓会館設立（平成 7 年） ・同窓会館内にレスパイトサービスを行う「療育支援センターあいむ」を設置（平成 13 年） ・同窓会館西側に共同作業所（現 NPO 法人就労支援センター）ホープを建設（平成 15 年） ・同窓会館内に在校生の放課後等の余暇活動を支援する「まつようクラブ」を設立（平成 20 年） その他、以下の取組を継続して実施 同窓生を対象とした進路、悩み事相談 「同窓会だより」の発行（年 2 回） 「同窓生のつどい」開催（年 1 回 200 名以上の参加） 日帰りバス旅行（時に 1 泊 2 日旅行、2 泊 3 日旅行も。年間で 100 名参加） 余暇活動事業（フライングディスク、ボウリング、フロアホッケー、旅行、ダンス、カラオケ同好会）
②活動体制	・同窓会役員組織：会長 1 名 副会長 3 名 理事若干名、監事 2 名 顧問若干名。 ・余暇活動指導員を、同窓生家族や元学校職員、地域ボランティアに依頼。 ・学校、PTA との連携強化のために、同窓会役員に多くの学校職員、PTA 役員を指名。 ・松本市手をつなぐ育成会とともに松本市との懇談会を毎年実施。
③活動の効果等	・平成 7 年に同校敷地内に同窓会館設立以降、20 年以上に渡り継続して在校生と同窓生への支援を実施しており、地域の障害者支援施設の中心となっている。特に余暇活動事業は、卒業生にとって社会参加のきっかけの一つとして位置づいており、楽しいイベントになっている。

活動の様子	
	
平成 29 年度 同窓生の集い アトラクション	平成 29 年度 日帰りバス旅行 戸隠そば打ち体験

プロフィール

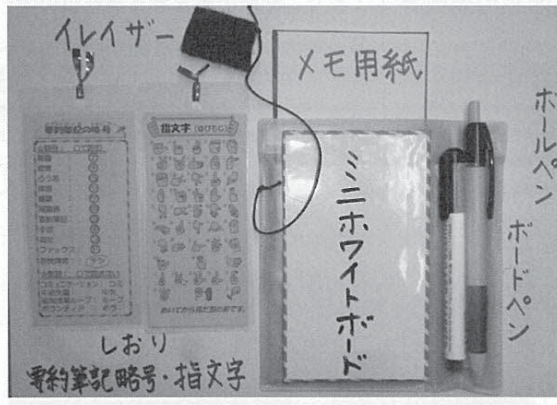
所在地	岐阜県羽島郡笠松町
氏名	毛利 静香
活動名称	文字でにこにこコミュニケーション
こんな活動です	手作り筆談グッズで、いつでもどこでも誰とでも文字でコミュニケーション
連携している団体等	NPO 法人

活動分野
学習
主な対象
聴覚障害

活動の説明

①活動内容	筆談グッズ「にこにこコミグッズ」は、カバンの中に入れて持ち歩けるコンパクト・サイズで、材料も百円均一ショップで手に入る安価なもので手作りしています。 筆談グッズを無償もしくは材料費だけで広く配布することにより、誰もが、いつでも、どこでも、聴覚に障がいのある方々と、簡易に文字でコミュニケーションをとることができます。 コミュニケーションを簡易にすることで、高齢による難聴や聴覚に障がいのある方々が、より広く学びの機会に出会えるよう応援しています。
②活動体制	「(特非) ぎふ難聴者協会」及び「(特非) ぎふ要約筆記かがり火」の行事やイベント、関連催事等において配布しています。
③活動の効果等	県内外問わず、また、聴覚に障がいのある方だけでなく、広く配布することで、高齢者の難聴や聴覚障害者の特性と文字でのコミュニケーションへの理解を広めています。 近年、障がい福祉の面からだけでなく、人権の関係でも広まりつつあります。

活動の様子

	
ホワイトボードに書いて知らせたりメモ用紙に記録して渡したりします。	にこにこコミグッズの中に入っている物

プロフィール

所在地	愛知県豊橋市
団体名	一般社団法人愛知県知的障害児者生活サポート協会
活動名称	ふれあいアート展
こんな活動です	ボーダレスなアートの流れを創る
連携している団体等	NPO 法人、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、企業・事業所、行政（保健・福祉部局）

活動分野
文化
主な対象
知的障害、発達障害
団体の規模（団体の場合のみ）
会員 5,589 名（知的障害者、保護者、後見人）

活動の説明

①活動内容	平成 20 年度より、会員からアート作品を公募し展示する「ふれあいアート展」を名古屋市内で開催している（平成 29 年度からは、対象を非会員にも拡大）。開始当初から一貫して 200 点前後の作品応募があり、作品のレベルも年々上がっている。公募作品のうち優秀作品には、会期初日の表彰式で「ふれあいアート展大賞」を始め各賞が贈られる。また、会期中には、障害のある人の芸術に関連するトークイベントも開催。 平成 22 年度からは、愛知県知的障害者福祉協会と連携して、東三河地域で「ぼくらのアート展」を開催。公募作品とあわせ「ふれあいアート展」の入選作品を展示しており、県内 2 カ所で年 2 回の公募作品展を継続開催している。 「ふれあいアート展」は、同協会の各県支部からも注目されており、今年は新たな試みとして、「ふれあいアート展」の入選作品を福井県の協会が主催の作品展に出展する。また、「ふれあいアート展」の経験や知見をいかして、同協会では、愛知県主催の「あいちアール・ブリュット展」（障害のある人の公募作品展）や、平成 28 年に開催された「第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」の運営に参画。さらに、愛知県におけるアートを活用した雇用の取組においても、中心的な役割を担っている。
②活動体制	同協会の文化活動委員会を中心に運営。事務局となる障害者支援施設では、造形活動専任の職員を配置し、アート活動に取り組んでいる。企画運営のアドバイザーや審査員として、芸術の専門家や NPO 法人が参画し、後援（各賞の授与）や広報で、行政、企業等とも連携している。
③活動の効果等	作品の出展・展示が、障害のある人にとって日々の活動の励み、生きがいや自信となるとともに、来場者に作品をご覧いただくことで、障害への理解の促進にもつながる。作品制作、作品展を通して、障害の有無を超えた交流、社会づくりの一助となっている。10 年にわたる「ふれあいアート展」の積み重ねは、愛知県における障害のある人のアート活動の広がり基礎となっただけでなく、就労支援など、福祉や芸術文化の枠を超えて広がっている。

活動の様子

	
展示会場の様子	表彰式の様子

プロフィール

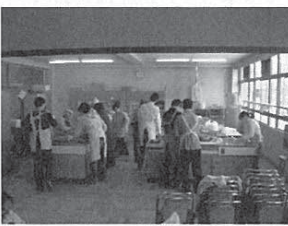
所在地	大阪府八尾市
団体名	ＹＹクラブ
活動名称	ＹＹクラブ
こんな活動です	体験活動で人生活力ＵＰ
連携している団体等	府立八尾支援学校、八尾市ボランティア協会

活動分野
学習
主な対象
知的障害
団体の規模（団体の場合のみ）
50名「事務局8名、会員（メンバー）42名」

活動の説明

① 活動内容	<活動開始の理由> ・府立養護学校（現支援学校）教員として勤務していた現ＹＹクラブ代表が、知的障がい者の余暇活動が極めて限られたものであることを知り、改善できないものかと考え、平成元年、京都教育大学に内地留学した際に、養護学校卒業生や在校生を対象に余暇活動に関するアンケート調査を行った。調査・研究した知的障がい者の余暇活動の実態について、平成2年9月の日本特殊教育学会第28回大会で発表し、その研究成果をもとに、平成2年から活動を開始して、本年で28年目となる。 ・活動開始当初は、月2、3回の活動から始め、1回は養護学校を会場とし、他は、地域の施設（市民プール、キャンプ場、公園、博物館、ボウリング場、他）を活用していた。 <現在> ・支援者の力を借りずに、ＹＹクラブメンバー（知的障がい者）のみで地域の施設を活用して余暇を過ごすことができるようになったことから、全体の活動は月3回から2回へ、そして現在は月1回となった。 ・平成12年、メンバーから一泊旅行がしたいとの要望があがった。支援者から「メンバーで企画してはどうか」と返したところ、2年後には、メンバーが旅行社に行き、企画を策定するまでに至り、現在、年1回の一泊旅行が定着した。 ・現在、月1回日曜日の定例会として、サッカー教室、バスケットボール教室、料理教室、パソコンクラブ、そして一泊二日の旅行（メンバーで企画）、などの活動を行っている。
② 活動体制	・サッカー教室、バスケットボール教室、パソコン教室では、現支援学校教諭や支援学校退職教諭などの支援で活動している。 ・料理教室では、管理栄養士免許を持つ通所介護施設の施設長の方と八尾市ボランティア協会の方に協力いただいている。それぞれの教室で活動後は、料理教室で作られた料理を昼食として、昼食希望者みんなが歓談しながら食べている。
③ 活動の効果等	・卒業後に作業所や企業に就労している者や在宅になっている者など、様々な立場の者同士が、定例会で日々の活動や自分自身の思い、苦勞していることや趣味のことなどについて語り合ったり、スポーツや料理など好みの活動に参加することで、心身の健康を維持し、気持ちを発散し、明日への活力を得る場となっている。年1回の一泊二日の旅行は、毎月積み立てをしながら旅行当日を心待ちにするなど、生活のはりともなっている。

活動の様子

 		 
サッカー教室	一泊旅行	調理と会食

プロフィール		
所在地	島根県松江市	活動分野
団体名	公益財団法人 島根県障害者スポーツ協会	スポーツ
活動名称	障がい者のスポーツ活動の振興	主な対象
こんな活動です	気軽なスポーツ参加で生涯学習！	障がい種別全般
連携している団体等	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、社会教育関係団体、スポーツ団体、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、企業・事業所、行政（教育委員会、保健・福祉部局）	団体の規模（団体の場合のみ）
		4 名 （事務局）

活動の説明	
①活動内容	(1)「しまねレクリエーション・フェスティバル」の開催 障がいの有無を問わず多くの方がスポーツを通じて交流を図るイベントで、障がい者スポーツやレクリエーションスポーツなどを気軽に体験できる。H28 年度は県内 2 会場で延べ 545 人が参加した。 (2) 障がい者スポーツ活動の支援 協会加盟の有無に関わらず幅広く団体・個人が利用できる「障がい者スポーツ活動支援助成金」を通して、地域に根差した障がい者スポーツ活動を支援している。H29 年度は 24 団体が利用した。 (3) 障がい者アスリートの発掘・強化支援 東京パラリンピックでの活躍を目指すトップアスリートの発掘及び強化支援を行っている。また、パラリンピアンを招いた講演会や競技体験会等を開催し、裾野の拡大に取り組んでいる。 (4) 県大会の開催と全国大会への選手派遣 毎年県内各地で県障がい者スポーツ大会を開催し、H28 年度は 11 競技に延べ 725 名が参加した。また、毎年全国障害者スポーツ大会に県選手団を派遣し、H29 年度は過去 2 番目の好成績を収めた。
②活動体制	・各競技団体や県障がい者スポーツ指導者協議会、障がい福祉事業所、特別支援学校、県障がい福祉課と緊密に連携しているほか、障がい者スポーツの支援に積極的に取り組むあいおいニッセイ同和損害保険㈱が、H29 年 10 月に県と包括業務提携を締結したことを受け、同社とも連携して活動していく予定。 ・「しまねレクリエーション・フェスティバル」の開催にあたり、共催団体である県保健体育課、県障がい福祉課、県体育協会及び県レクリエーション協会と定期的に会議を持つ等、緊密な連携を図っている。
③活動の効果等	・県唯一の障がい者スポーツを促進する団体として、長年にわたり地域に根差した活動を展開してきたことにより、障がい者スポーツ活動の取り組みの発展と、裾野の拡大につながっている。 ・障がい者と健常者の垣根を越えたスポーツ交流活動を通して、障がい者の社会参加と理解増進の促進につながっている。

活動の様子	
 	 第18回島根県障がい者スポーツ大会 フライングディスク競技会を開催しました！ 日時：平成29年6月4日（日） 会場：県立浜山公園陸上競技場
H29 しまねレクリエーションフェスティバル／本協会強化指定選手	県障がい者スポーツ大会／全国障害者スポーツ大会

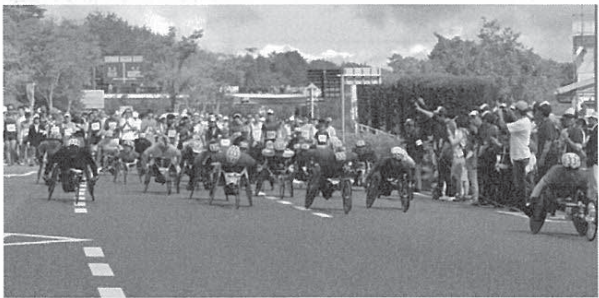
プロフィール

所在地	岡山県加賀郡吉備中央町	活動分野
団体名	岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会 組織委員会	スポーツ
活動名称	岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会	主な対象
こんな活動です	車いす選手と一般ランナーが同じフィールドで競いふれあうロードレースです。	肢体不自由
連携している団体等	スポーツ団体、社会福祉法人、企業・事業所、行政（教育委員会、保健・福祉部局、吉備中央町）	団体の規模（団体の場合のみ）
		パナソニック吉備株式会社 他 14 団体

活動の説明

①活動内容	昭和 63 年から継続して、車いす選手と一般ランナーが同じコースを走り、共に競いあうロードレースを開催している。大会を通して、障害のある人もない人もお互いの理解を深め、交流を広げており、健康や体力づくりの面からも大きな貢献をしている。 大会運営に当たっては、車いす選手や支援者等からの意見を取り入れ、ユニバーサルな大会運営に心がけている。
②活動体制	構成：岡山県障害者スポーツ協会、吉備高原医療リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、国立吉備青少年自然の家、株式会社吉備 N C 能力開発センター、社会福祉法人吉備の里、きびプラザ会、岡山県身体障害者陸上競技連盟、株式会社吉備高原都市サービス、社会福祉法人ももたろう会、パナソニック吉備株式会社、吉備中央町、吉備中央町教育委員会、吉備中央町体育協会、岡山県 共催：株式会社山陽新聞社 後援：公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、他 30 団体 構成団体間で役割を分担し、官民一体となって大会を運営している。大学生等若い人にボランティアとして活動してもらうよう声がけしている。
③活動の効果等	パラリンピック出場者等、国内トップクラスの選手を含む県内外から約 1,500 人の選手（車いす選手約 100 人、一般ランナー約 1,400 人）が参加する大会に成長しており、約 1,200 人の大会ボランティアが地域住民の方々の協力を得ながら大会運営をサポートし、地域全体で大会を盛り上げようという機運にあふれている。 今年度は第 30 回目の節目の年であり、今後の活動の継続と更なる発展が期待される。

活動の様子

	
同時に走る車いす選手と一般ランナー	ボランティア等による大会準備

プロフィール

所在地	広島県広島市	活動分野
団体名	東雲親の会青年学級	学習
活動名称	東雲親の会青年学級（東雲親の会の事業）	主な対象
		知的障害
こんな活動です	もっと勉強したい！自分たちで創る学びの場！	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している団体等	小学校、中学校、特別支援学校、PTA、社会福祉法人、企業・事業所、広島大学	会員約 400 名

活動の説明

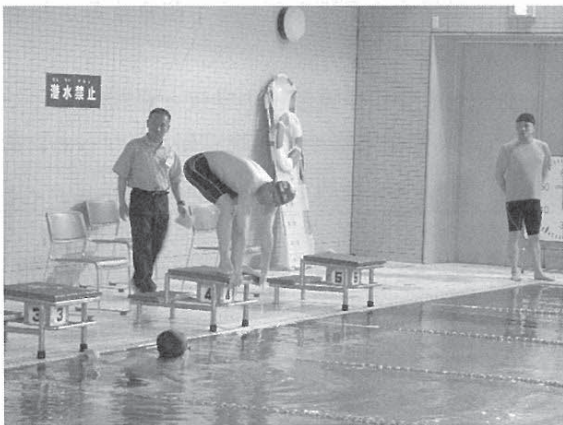
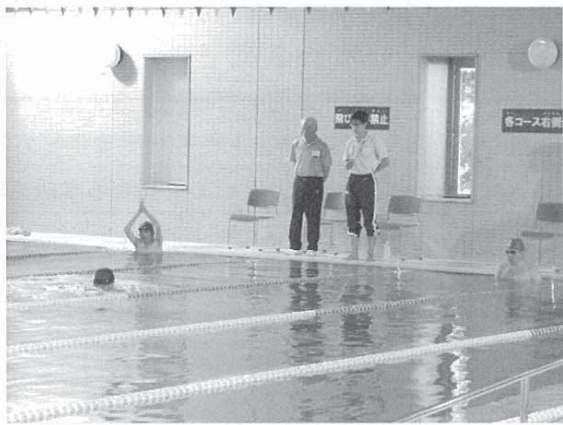
①活動内容	○ 広島大学附属東雲中学校特別支援学級の卒業生の卒業後のアフターケアを目的として昭和 45 年に開級し、現在は 10～60 歳代の約 400 名が在籍している。 ○ 障害のある人が豊かな人生を送るための生涯学習という観点から、読み書き、計算、コミュニケーションの取り方等の学習会に加え、充実した余暇活動の場として、スポーツや旅行など、レクリエーション活動も取り入れている。
②活動体制	○ 毎月第 3 日曜日に、主に東雲中学校で活動している。 ○ 毎回、約 50 名の幅広い年代の参加がある。特に、運動会や交流発表会では、参加者が 200 名を超えており、とても活気がある。 ○ 年間行事計画、会計、案内ハガキの発送等、全ての学級運営は学級生が行っており、活動内容に応じて保護者、東雲中学校教員、広島大学生ボランティアがサポートしている。 ○ 活動経費は親の会会費と参加者からの実費徴収のみで運営しており、助成金等は活用していない。
③活動の効果等	○ 社会的自立に必要な知識、対人関係、余暇の使い方などを、学校卒業後も学べる場があることで、障害を持った方々がそれぞれのライフステージに応じた活躍が出来るようになってきた。 ○ 幅広い年齢が集い相談する場があることで、学級生や保護者が社会で孤立することを防いでいる。 ○ 年 3 回の行事（進路を語る会、運動会、交流発表会）を東雲小中学校と合同実施しており、参加した在校児童生徒の保護者にとっても「青年学級生から学ぶ場」となっている。 ○ 学びを通して成長する学級生の姿に感銘し、学級生を雇用した企業がある。

活動の様子

	
学習風景	進路を語る会

プロフィール		
所在地	徳島県徳島市	活動分野 スポーツ 主な対象 肢体不自由、知的障がい 団体の規模（団体の場合のみ） 20名
団体名	徳島市水泳協会	
活動名称	障がい者スポーツ（水泳）の普及	
こんな活動です	43年にわたって、障がい者の水泳教室を開き、指導に当たってきました	
連携している団体等	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、スポーツ団体、社会福祉法人、行政（教育委員会）	

活動の説明	
①活動内容	「水泳の普及と指導」、「水泳関係者諸団体の育成と強化」、「水泳振興に関する各種行事の開催」等を目的として昭和43年に結成された当団体は、昭和49年1月に徳島県青少年センターが開館して以降、施設内の温水プールを利用して、月・水・金曜日に身体障がい者の水泳教室を行うほか、地域のスイミングクラブで障がい者の水泳大会を開催してきた。 二十数年前から、障がい者の水泳大会の予選会（現ノーマピックススポーツ大会）にて、審判や大会の運営に尽力しており、障がい者スポーツセンターにて、知的障がい者の水泳教室を開いている。また、全国障害者スポーツ大会徳島県出場選手団のコーチとして強化練習の指導に当たっている。
②活動体制	会長，副会長（4名），理事長1名，事務担当者1名，会員約20名
③活動の効果等	障がい者が水泳に取り組む機会を創出し、障がい者スポーツの普及・促進に大きく貢献した。

活動の様子	
	
障がい者水泳教室 1	障がい者水泳教室 2

プロフィール

所在地	徳島県阿南市
団体名	徳島県グランドソフトボールクラブ
活動名称	徳島県グランドソフトボールクラブ
こんな活動です	目指せ！グランドソフトボール全国制覇！！
連携している団体等	特別支援学校、徳島県視覚障害者連合会、徳島県障がい者スポーツ協会、全日本グランドソフトボール連盟、西日本グランドソフトボール協会

活動分野
スポーツ
主な対象
視覚障害
団体の規模（団体の場合のみ）
所属 19 名

活動の説明

①活動内容	昭和 25 年 4 月、「盲人野球（現グランドソフトボール）をやりたい！」という強い気持ちで、徳島県立盲学校（現徳島視覚支援学校）の卒業生・理療科教員を中心に、設立されたクラブです。これまで全国身体障害者スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の地区予選を勝ち抜き、21 回出場しました。結果は、3 連覇を含む 9 度の優勝。この大会で 3 連覇しているのは、当クラブだけです。 また全日本グランドソフトボール選手権大会では、5 連覇（平成 19 年～23 年）を果たしました。 平成 28 年からは「徳島すだち杯グランドソフトボール大会」を主催し、地域のみなさんや他県のチーム関係者と交流・親睦を図っています。現在参加している大会は、下記の通りです。 ・全国障害者スポーツ大会四国地区予選会 ・全日本グランドソフトボール選手権大会 ・西日本グランドソフトボール協会リーグ戦 ・広島折り鶴杯グランドソフトボール大会 ・徳島すだち杯グランドソフトボール大会 など。
②活動体制	監督・主将を中心に、大学生などのボランティアにも参加してもらっています。大学や高等学校、地域に呼びかけ、広くボランティアを募集しています。また徳島県障がい者スポーツ協会や徳島視覚支援学校と連携し、コーチを迎えています。
③活動の効果等	視覚障害者の親睦・交流にとどまらず、県内の大学や高等学校と連携することで、障害者理解の啓発・促進しています。また、徳島視覚支援学校や小学校のグラウンドで「徳島すだち杯グランドソフトボール大会」を実施することで、地域のみなさんと親睦・交流が深まり、相互理解が進んでいるとともに、視覚障害者の積極的な地域参加への意欲向上にもつながっています。

活動の様子



試合前に行うエール交換の様子



試合中、徳島県のエースが投球している様子

プロフィール		
所在地	香川県高松市	活動分野
団体名	特定非営利活動法人 香川県要約筆記サークルゆうあい	
活動名称	要約筆記者派遣事業及び要約筆記者養成事業、 要約筆記の普及啓発事業	
こんな活動です	健聴者・難聴者の心の架け橋にと「YOU&I」 「友・愛」という意味を込めて・・・「ゆうあい」に。 『話』を『文字』で伝えよう！要約して伝えよう！	
連携している 団体等	NPO 法人、行政（保健・福祉部局）	
		学習
		主な対象
		聴覚障害者
		団体の規模（団体の場合のみ）
		約 100 名

活動の説明	
①活動内容	○ 要約筆記者派遣事業及び要約筆記者養成事業（県・市町の委託事業） 県内各地で行われる聴覚障害者等が参加する各種行事等において、大会主催者等からの依頼を受け要約筆記者を派遣し、ノートテイクなどの要約筆記を実施し、聴覚障害者のコミュニケーションの支援や情報保障を行っている。また、毎年要約筆記者の養成講座を開講し、要約筆記の基礎知識・聴覚障害者の基礎知識など全 14 回（84 時間）の研修を行っている。 ○ 要約筆記の普及啓発事業 毎月例会を持ち、要約筆記の技術の向上を目指して練習会を開催するとともに、要約筆記の研究を行うなどにより、要約筆記者の育成やその資質の向上を図っている。また、毎月、広報誌を発行し、香川県要約筆記サークルゆうあいの活動内容や今後の予定などを広報するほか、毎週「難聴者との交流会」を開く。映画・落語・歌舞伎に字幕を付けるなど、要約筆記の普及活動も行っている。 要約筆記の字幕付けの取組例 【映画】「折り梅」（平成 14 年度）、「風の舞」（平成 15 年度）、「母のいる場所」（平成 16 年度） 【歌舞伎など】 桂文珍字幕寄席（平成 12 年度）、四国こんびら歌舞伎（平成 15 年度）
②活動体制	依頼事業を受ける総合窓口、派遣部、養成講座部、事務局（総務・会計・広報）、監査の体制で運営。
③活動の効果等	○これまでに養成した 104 名（平成 28 年度末現在）の要約筆記者の活動により、増加しつつある要約筆記派遣依頼にも対応でき、聴覚障害者の社会参加の促進の一助を担えている。 ○要約筆記者の資質向上を図ることが、聴覚障害者のよりよい意思疎通に繋がっている。 ○継続的な広報活動により、要約筆記についての認知度が増している。

活動の様子	
	
耳の日記念講演会	要約筆記者養成講座

プロフィール

所在地	福岡県春日市
団体名	福岡県障がい者スポーツ協会
活動名称	障がい者スポーツの普及・振興
こんな活動です	エンジョイ・スポーツ！
連携している団体等	福岡県、福岡県教育委員会、市町村、特別支援学校、各福祉関係団体、各スポーツ関係団体、各障がい者スポーツクラブ

活動分野
スポーツ
主な対象
身体・知的・精神障害
団体の規模（団体の場合のみ）
事務局 6 名、 会員クラブ 23 団体

活動の説明

① 活動内容	福岡県障がい者スポーツ協会は、主に「福岡県スポーツ推進計画（平成 26 年 3 月策定）」に基づく県事業の受託により活動しています。 ① 障がいのある人のスポーツ活動の発表機会を提供するため、毎年、身体障がい者体育大会、ときめき（知的障がい者）スポーツ大会等、各種障がい者スポーツ大会を開催しています。 ② 障がいのある人のスポーツ活動を支援するため、各種用具の貸出しや活動の場づくりとしてスポーツ・レクリエーション教室の企画・運営を行っています。また、障がいの有無に関わらず参加できるパラリンピック競技種目の体験イベントを実施しています。 ③ 障がい者スポーツを支える指導者の育成事業として、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会やトップコーチ養成研修会を実施しています。 ④ 障がい者アスリート発掘・育成として、障がい者アスリートの強化測定会や研修会を実施しています。 ⑤ （公財）日本障がい者スポーツ協会の地域における障がい者スポーツ振興事業として、福岡県における障がい者スポーツ振興事業を実施（H23～27 年度）しました。
② 活動体制	福岡県障がい者スポーツ協会職員 6 名 ○内訳 事務局長（常務理事）1 名、障がい者スポーツ指導員 4 名（うち嘱託指導員 2 名）、事務員 1 名
③ 活動の効果等	① 障がいのある人に適したスポーツの普及 ② 障がいある人の心身の健康の維持、体力の増強、残存能力の向上 ③ 障がいある人の社会参加の促進と社会的更生

活動の様子



車いすスポーツ教室の様子



パラスポーツ体験イベント（ブラインドサッカー）

プロフィール		活動分野
所在地	福岡県朝倉市	学習
団体名	朝倉市手話の会 愛音の会	主な対象
活動名称	情報保障（手話通訳・要約筆記）等	聴覚障害
こんな活動です	いつも笑顔で謙虚に厚かましく、継続は力なり！	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している団体等	社会福祉法人、行政（教育委員会、その他の部局）	37名

活動の説明	
①活動内容	聴覚障がいのある人への理解を深め、情報保障や社会保障の向上を図るために会員の情報保障技術（手話・要約筆記技術）向上に努める。 ・ 手話通訳、要約筆記活動（情報保障技術活動） ・ 情報保障技術向上のための学習や聴覚障がいのある人との研修や交流会。 ・ 行政や社協からの依頼により各種講演会、情報教室等での情報保障活動。 ・ 研修内容：・ 笑いヨガ体験 ・ 防災（気象庁ホームページ ワークショップ）等
②活動体制	朝倉市聴覚障がい者福祉協会、朝倉市社会福祉協議会やボラ連の各登録団体と連携をとりながら市民の方が聴覚障がいのある人を理解し、誰もが住みやすい街づくりを実現できるように努めている。 ・ 朝倉市社会福祉協議会の福祉ボランティア団体として登録。 ・ 朝倉市ボランティア連絡協議会（ボラ連）に登録。 ・ 朝倉市福祉事務所に専任手話通訳者（手話の会から推薦）として1名設置。 ・ 手話班（昼の部、夜の部）、要約筆記班に分かれ、聴覚障がいのある人の情報保障活動の実施。 ・ 手話・要約筆記技術の向上に努めるため、定例会にて勉強会の実施。
③活動の効果等	研修（定例会）を毎週開催、また、講演会等での情報保障を行う事により、情報障がい者ともいわれる聴覚障がいのある人が、手話による学びができ、情報取得ができています。 家庭・会社・地域で手話が通じ、聴覚障がいのある人が思う存分、手話で話すことが出来る場ともなっている。

活動の様子	
	

プロフィール

所在地	佐賀県佐賀市
氏名	飯盛 清彦
活動名称	視覚障害のあるマラソンランナー（柳川春己氏）の伴走
こんな活動です	夢を追い、共に走る
連携している団体等	小学校、中学校、高等学校、公民館、PTA

活動分野
スポーツ
主な対象
視覚障害

活動の説明

①活動内容	アトランタパラリンピックマラソン競技の金メダリストである柳川春己氏が練習を行う際のガイドランナーとして、23年間にわたり活動を継続している。 アトランタパラリンピックの2年前である平成6年から取組を開始し、毎週2回ずつの練習を共に行ったことで、柳川氏の実績獲得に大きく貢献した。平成17年からは週1回の練習を行っており、平成29年11月時点で伴走回数は1,230回に上る。 練習時以外にも、平成10年の佐賀空港開港マラソン、平成26・27年のさが桜マラソンでガイドランナーを務めている。 さらに、競技外においても県内の小・中学校や高等学校、公民館で柳川氏と共に教育講演会を行ってきたことにより、障害者の活動支援の周知・普及啓発に努めた。
②活動体制	柳川氏と協議・調整しながら、マンツーマンで週1～2回の伴走を行っている。
③活動の効果等	<u>○柳川氏の実績</u> ・平成8年 アトランタパラリンピックマラソン競技 金メダル受賞 ・平成12年 シドニーパラリンピックマラソン競技 6位入賞 <u>○県内における効果</u> 柳川氏と共に走る姿を新聞等で広く紹介されたことに加え、県内の小・中学校、高等学校、公民館等で柳川氏と共に「夢を持ち頑張り続けることの大切さ」「差別のない社会を目指して」等のテーマで教育講演会を行ってきたことにより、県内全域で障害者の活動支援についての周知及び普及の促進がなされた。

活動の様子

	
さが桜マラソンでの伴走（平成26年）	小学校での教育講演会（平成28年）

プロフィール		活動分野
所在地	長崎県雲仙市	文化
団体名	障がい者長崎打楽団 瑞宝太鼓 (社会福祉法人南高愛隣会)	主な対象
活動名称	障がい者・夢大使活動、チャレンジ・ドンたいこ講習 粋活き太鼓教室等	知的障がい
こんな活動です	①障がい者・夢大使活動 ②チャレンジ・ドンたいこ講習 ③粋活き太鼓教室 ④太鼓フィットネス ⑤瑞宝会クラブ活動	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している 団体等	保育所、小学校、中学校、特別支援学校、公民館、文化芸術活動 を行う団体、社会福祉法人、行政（教育委員会、保健・福祉部局）	団員 16 名

活動の説明	
①活動内容	①小中学校、特別支援学校、施設等への講話、演奏、ワークショップ。 ②障がい児・未就学児を対象とした講習。和太鼓を用いたリズム遊びや音のかけ合い、身体を動かすプログラム等を取り入れ、子どもの基礎体力と感性を伸ばす。 ③高齢者を対象としたリハビリ太鼓講習。認知症予防など心と身体の健康を促進する。 ④障がい者対象の講習。音楽とダンスと太鼓をミックスしたフィットネスで、健康づくりやストレス発散で楽しい時間を過ごす。 ⑤余暇活動としての趣味と交流を支援する会員制クラブ活動。 ・工夫している点…とにかく楽しく！わかりやすく！寄り添って！をモットーに取り組みます。
②活動体制	行政（国、県、市）の教育委員会や生涯学習課、障害福祉課などとの連携を始め、教育関係では現場職員との関わりが広がって新たな出会いが生まれ、地域では瑞宝太鼓サポーター等の協力を得ながら地元企業や福祉施設、病院関係、高齢者施設との新規交流が始まっている。また、そのつながりの中から音楽関係者とも出会い、良き指導、新たな目標も頂いている。
③活動の効果等	・障がい者の啓発啓蒙 障がい者・夢大使活動、瑞宝太鼓公演等を通じ、あらゆる世代の方に「あきらめなければならないことはないということを学んだ」、「価値観が大きく変わった」等の感想を頂いた。 ・障がい者へのキャリア教育 特別支援学校高等部等では、メンバーの人生や夢、実際の演奏を披露することによって、未来への夢や希望を与えている。 ・障がい者・保護者の希望 公演などを通して「ぜひ我が子も」と希望され、実際に入団（雇用）に繋がったケースも多い。障がい児の保護者には特技や特性を活かした将来像を描き、希望を与えている。 ・障がい者の余暇活動の充実 クラブ参加者は活動を楽しみにしており、それが仕事の意欲となり生きる力につながっている。また、発表する機会があることで地域とつながりも生まれる。 ・障がいの枠を超えた交流・共感 全国各地にも実行委員会や応援団等多くの瑞宝太鼓サポーターができ、瑞宝太鼓メンバーを囲んで交流の輪と絆が広がり、インクルージョンな場面が広がつつある ・太鼓を通じた心身のリハビリ効果 子どもには集中力アップ、高齢者に関しては身体機能の効果が表れた。

活動の様子	
	

プロフィール

所在地	大分県大分市	活動分野
団体名	学校法人後藤学園 楊志館高等学校 ボランティア部	学習
活動名称	楊志館高等学校ボランティア部	主な対象
こんな活動です	障害のある人との交流	聴覚障害
連携している団体等	特別支援学校、社会福祉法人、行政（保健・福祉部局）	団体の規模（団体の場合のみ）
		部員数 15 名

活動の説明

①活動内容	【活動内容】 ①大分県障がい者スポーツ大会で卓球大会の運営補助（30年継続） ②手話スピーチコンテストで大分県聾学校と交流（25年継続）、点字本の寄贈 ③大分国際車いすマラソン大会でトイレ案内係、車いす乗換案内係、選手荷物案内係、弁当配布係の運営補助（30年継続） ④心身障がい者（児）秋の交歓会でのボランティア（20年継続） ⑤身体障害者施設で文化祭のボランティア（10年以上） ⑥全国高校生の手話によるスピーチコンテストへの応募と出場（20回）（30年継続）
②活動体制	【活動体制】 顧問1名、部員15名
③活動の効果等	【活動の効果】 「仕事を最後までやりきる責任感」「障害の有無に関わらず積極的に社会参加することの大切さ」「障害者に対する差別意識や先入観が悪いことの気づき」「自己中心的なことが薄れ、他人へ配慮ができる」等参加した生徒が実感できる。 【地域全体への普及状況】 「ボランティアの楊志館高等学校」と誰もが認める存在となっている。地域の高齢者との交流も行われており、お互いが地域の活性化を図る努力をし、地域に密着した活動を続けている。

活動の様子

	
大分県障がい者スポーツ大会ボランティア	大分県立聾学校との交流会

プロフィール

所在地	大分県大分市
氏名	河津 知子
活動名称	かわづ寺子屋『ふくろう』
こんな活動です	笑顔いっぱい、元気いっぱい 一人ひとりが「ありのまま」でいられる環境で活動
連携している 団体等	特別支援学校、聴覚障害センター

活動分野
学習
主な対象
聴覚障害児

活動の説明

①活動内容	【活動のねらい】 『一人ひとりの個性を尊重し、楽しく遊べる環境をつくる』 【活動内容】 絵本読み聞かせ ゲーム・スポーツ交流 場所：大分県立聾学校 体育館 「絵本読み聞かせ」「スポーツ交流」「ピクニック」など季節に合わせた活動を企画し、楽しく手話で話しながら一日活動する。 「絵本読み聞かせ」はろう者の言語である『日本手話』で語り、子どもたちと一緒に絵本の世界を楽しむ。「スポーツ交流」ではスポーツの秋に、『ぶんごヤングラガーズ（大分県内の中学生によるラグビースクール）』と恒例のタグラグビーの交流をする。
②活動体制	代表、スタッフ、会計 会員：聴覚障害児、保護者、兄弟（聴者）
③活動の効果等	【活動の効果】 手話を中心としたコミュニケーションをとることで、子どもたちの一人ひとりが「ありのまま」でいられる。また、聞こえる親や兄弟が手話を習得し、ろう児とのやりとりには手話が大切であることへの理解が深まる。 【地域全体への普及状況】 聾学校の通級担当者が、地域の学校に通っている難聴児に紹介したり、異動した教職員や退職した教職員に協力していただき、一緒に活動したりしている。

活動の様子

	
手話による絵本読み聞かせ	ぶんごヤングラガーズとの交流

プロフィール

所在地	宮城県串間市	活動分野
団体名	串間市音声訳ボランティア「カナリヤ会」	学習
活動名称	視覚障害者への朗読活動	主な対象
		視覚障害者
こんな活動です	市報を声で伝え！26年で300回超を達成！	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している団体等	小学校、公民館、図書館、病院・保健所、行政（教育委員会、保健・福祉部局）	会員 12 名

活動の説明

① 活動内容	「カナリヤ会」では、毎月、視覚障害者向けに市の広報紙を読み上げて録音するカセットテープ「声のお便り」を届ける活動を行っています。 現在、市内の利用者10名に直接配送するほか、市立図書館や福祉施設など12か所に届けています。 平成3年（1991年）7月の第1号の発行から平成29年7月で26年が経過し、「声のお便り」として312回を達成し、今後の活動に意欲を見せています。 また、朗読ボランティアのメンバーは、「やわらかい話を楽しみにしている視覚障害者の方々も多い」ことから、広報の内容だけでなく季節の話題や新聞記事も一緒にテープに収める工夫をしています。 これからも長く活動が続けたいと、ボランティアメンバーの募集も行っています。
② 活動体制	活動は、月3回、録音を行うため市保健福祉センターにメンバーが集まって収録を行っています。活動のための経費は、市社会福祉協議会の助成金（3万円）により運営しています。
③ 活動の効果等	目の不自由な方に大切な情報をしっかりと伝えることをとおして、視覚障害者の方々が過ごしやすい環境づくりにつながっています。また、メンバーは各種研修に積極的に参加し、今後さらに音声訳の技術向上を目指す意欲が高まっています。

活動の様子

	
読み合わせの様子	録音テープへの収録の様子

プロフィール

所在地	鹿児島県指宿市
団体名	特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブ
活動名称	サウンドテーブルテニス
こんな活動です	耳を澄ましてボールに集中！
連携している団体等	公民館、行政（教育委員会、保健・福祉部局）

活動分野
スポーツ
主な対象
視覚障害
団体の規模（団体の場合のみ）
事務局員数 23 名、会員数 340 名

活動の説明

①活動内容	週に2回、1回3時間程度、サウンドテーブルテニスを実施しています。サウンドテーブルテニスはその名のとおり、音で判断しプレイします。会場はなるべく周りの音が聞こえにくい施設を確保し、雑音がプレイの妨げにならないよう注意しています。 活動のきっかけは、総合型地域スポーツクラブ設立の際、理念として掲げた「いつでも・どこでも・だれでも・だれとでも」を目指し、障害者にも楽しんでもらえるサークルを開設する為、障害者団体と話し合い、サウンドテーブルテニスサークルを開設しました。指宿市社会参加促進事業と提携し、会員を募ったところ、すぐに会員が集まり活発な活動が始まりました。 現在も、県内大会はもちろんのこと、県内大会で優勝し、県外で行われる九州大会に出場する参加者もいます。また大会参加の段取りは参加者自身が行い、職員やヘルパーは相談役や頼まれたことを手配する等のフォローに徹し、自主性を尊重しています。
②活動体制	当団体の職員は活動場所の確保と卓球台準備等の会場設営を行い、社会福祉協議会のヘルパーが活動時の補助を行なっています。参加人数が多いときなどは、職員も補助に入り、参加者が時間を有効に活用できるような体制づくりに努めています。
③活動の効果等	年代、性別に関係なく誰でも参加できるスポーツとして、幅広い年代の方々が集い、世代間を越えた交流の場となっています。また、大会等へ参加することで他団体との交流も増え、コミュニケーションの場がさらに広がってきました。汗をかくことで、健康面の効果も上がっています。また、家に引きこもりがちだった方々が、積極的に外出するきっかけにもなっています。

活動の様子

	
ボールの音に耳を澄ませます	手前に座っているヘルパーが補助をしています

プロフィール

所在地	沖縄県那覇市	活動分野
団体名	NPO 法人 日本バリアフリーダイビング協会	スポーツ
活動名称	バリアフリーダイビング	主な対象
こんな活動です	障害者の生涯スポーツ支援として、バリアフリーダイビング体験や大会運営、指導者養成等を実施。	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害
連携している団体等	社会教育関係団体、スポーツ団体、大学、専門学校	団体の規模（団体の場合のみ）
		職員 4 名、会員 200 名（指導員を含む）

活動の説明

①活動内容	「バリアフリーダイビング（体験ダイビング、大会、指導者養成等を通して）」 活動内容： ①安全なプログラムの実施…ハンデを持っている個々の能力に合わせ、安全で楽しいダイビングができるようプログラムの構築をしている。 ②サポートダイバーの育成…障害者をバディとして支援するサポートダイバーを育成（約 120 名） ③指導員の育成…全国でも少ない専門的な知識・技能を有した指導員を育成（約 60 名） ④ハンディキャップ所持者指導員の育成…バリアフリーダイビング指導者として活躍できる場を作る（現在 1 名） ⑤全国大会の実施…平成 10 年から全国大会を実施。（これまで 3,500 名あまりが交流した）平成 12 年からは地方大会も実施、運営にあたっている。 ⑥海外ツアーの実施… あるレベルに達した障害者の皆さんに平成 13 年からは海外ツアーを提供。（バリ島、サイパン、モルディブなどの海で約 200 名）
②活動体制	障害の種類は多種多様であり、場合によっては併発する場合もあり、海のスポーツにとっては危険な障害もある。このような中、多くの障害者が安全・安心にバリアフリーダイビングを体験していただくには、万全な活動体制が不可欠である。そこで、当組織においては専門委員会や実施本部をおき、関係機関との連携を密に行うとともに、活動地域に顧問ドクター、バリアフリーダイビング指導員を配置し万全を期して活動を実施している。
③活動の効果等	①障害者の生涯スポーツの支援 ②障害者のノーマライゼーション社会の実現 ③青少年の健全育成、福祉の増進、海環境の保全、地域の活性化等 に寄与している。

活動の様子

	
海外ツアー in フィリピン（2015 年）	サポートダイバーとともに（第 9 回全国大会の様子）

プロフィール

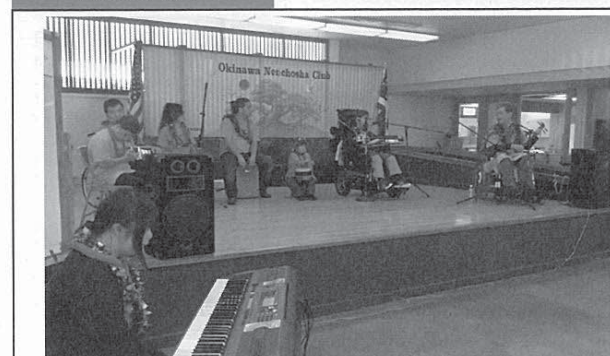
所在地	沖縄県うるま市
団体名	特定非営利活動法人サポートセンターケントミ
活動名称	ケントミファミリーによる訪問ライブ活動等
こんな活動です	障がい者と健常者とが共になり、音楽を通した訪問ライブや音楽祭などの交流を行っている。
連携している団体等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、公民館、図書館、PTA、スポーツ団体、NPO 法人、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、企業・事業所、病院・保健所、行政（沖縄市教育委員会・文化芸能課・障がい福祉課、沖縄県 障害福祉課）

活動分野
文化
主な対象
知的障害、様々な障害
団体の規模（団体の場合のみ）
会員数 10 名（役員）、 ケントミファミリー 14 名

活動の説明

①活動内容	1. 「ケントミファミリーによる訪問ライブ活動」 障がい者と健常者とで結成したケントミファミリーというバンドで毎週土曜日を基本として介護施設、障がい者支援施設、公民館等を訪問し沖縄の音楽を中心にしたライブ活動とその練習を行っている。（前年度ライブ実績 52 回、個人活動 40 回、音楽指導・練習 35 回） 人前に出て歌を歌い演奏することで、今まで人前に出ることが出来なかった障害のある人や引きこもっていた人たちが、自分たちでもできるという自信がつき前向きな気持ちになることで、社会に出ていくことができるようになっていく。また、近隣地域だけでなく、宮古島市などの離島や東京、埼玉、北海道、仙台、神戸、ハワイ、カンボジアなど多くの地域に訪問しており、訪問ライブで飛行機などの移動手段を積極的に使い沖縄から出ること、さらに前向きな気持ちを醸成している。 2. 「愛音楽（アネラ）音楽祭の運営と演奏（毎年 2 回実施）」 障がい者主体の音楽祭。ケントミファミリーを中心に会場設営、運営、演奏すべてに障がい者が携わり開催している。 ケントミファミリーの活動に賛同し、練習を始めている様々な障がいを持った人たちが沖縄県全島から集まり、多い時で 500 人近くの観客を前に演奏したり、歌を披露したりすることもある。音楽祭を通じて、CD をリリースするなど本格的な活動を行っているグループもある。
②活動体制	10 名の役員とケントミファミリー（14 名）を中心に訪問ライブを実施している。音楽祭（アネラ音楽祭）においては、活動の趣旨に賛同した方々が運営や演奏に参加している。
③活動の効果等	年間 140 回もの発表の場の提供を受けて演奏しており、障がい者が主体となる音楽祭を通じて、多くの障がい者の社会参加に貢献している。

活動の様子



シニアセンター訪問（ハワイ/沖縄県人会）2016. 12 月



県障がい者スポーツ大会優勝祝勝会 2016. 11 月

プロフィール

所在地	北海道札幌市
団体名	札幌市特別支援教育研究連絡協議会
活動名称	レインボーピック、レインボーフェスティバル、札幌連バスケットボールチーム等
こんな活動です	みんな なかよく たくましく！
連携している団体等	小学校、中学校、特別支援学校、NPO 法人、行政（教育委員会）、一般社団法人

活動分野
学習
主な対象
知的障害、その他の障害
団体の規模（団体の場合のみ）
会員数 1,635 名（平成 29 年度）

活動の説明

①活動内容	【レインボーピック】 特別支援学級に通う児童生徒の活動の成果を発表する場として、市内特別支援学級の合同体育大会を開催しています。昭和 38 年度より開催しており、今年度は 55 回目の大会を実施しました。 【レインボーフェスティバル】 児童生徒の発表の場づくり、及び特別支援教育の現状や地域社会の中で生活する障がいのある児童生徒への正しい理解を図ることを目的に、児童生徒の絵画や工作、習字などの展示や製作した物品の即売も行っています。昭和 30 年度より開催しており、今年度は 61 回目の開催を 2 月に予定しています。 【札幌連バスケットボールチーム】 中学校・特別支援学校高等部の生徒から社会人でチームを結成し、現在、約 100 名が所属し活動しています。平成 8 年に全国障害者スポーツ大会「ゆうあいピック」が札幌市で開催されたときに、市内の中学校特別支援学級の生徒が中心となって、チームが結成されました。チームには、シドニーパラリンピックに出場した選手や世界大会に出場し海外遠征をした選手、全日本の候補になった選手もいます。
②活動体制	本協議会は市立特別支援学校、市立小中学校特別支援学級、通級指導教室を担当している教員及び、設置校の校長等を会員として構成しています。各行事等については、実行委員会を組織して運営していますが、その取組を通じて、担当者間の交流や互いの研鑽の場としても機能しています。
③活動の効果等	本協議会の活動を通じて、児童生徒や会員相互の交流が図られるとともに、障がいのある方の余暇の充実にもつながっています。また、行事等の運営などを通じて、特別支援教育担当者の指導力の向上にも役立っているほか、広く市民等にも活動を周知することにより、障がいのある児童生徒に対する理解啓発を図っており、障がい者の生涯学習や社会参加への支援につながっています。

活動の様子



レインボーピック



札幌連バスケットボールチーム

プロフィール

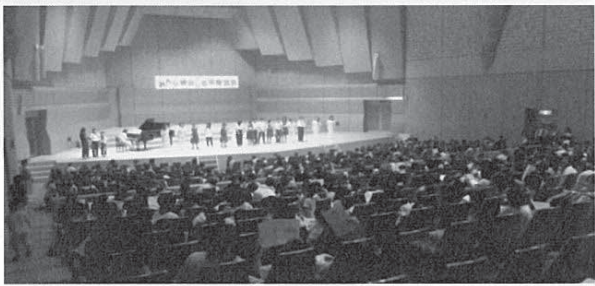
所在地	宮城県仙台市
団体名	障害児（者）を守る日実行委員会
活動名称	みんな仲よし音楽交流会、子どもと市民のつどい運動会、私たちの作品展
こんな活動です	「子どもたちに元気と笑顔を！」
連携している団体等	小学校、中学校、特別支援学校、社会福祉法人、行政（教育委員会）、放送局、新聞社

活動分野
学習
主な対象
肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害、その他の障害
団体の規模（団体の場合のみ）
委員数 16 名

活動の説明

①活動内容	仙台市立小・中学校の特別支援学級、特別支援学校の児童生徒を対象に、生き生きと楽しく交流できる場、力や活動を表現できる場として、次の3事業を開催している。 「みんな仲よし音楽交流会」（平成28年度737人参加）は、音楽を聴いたり、一緒に歌ったり身体表現することを通して楽しく音楽に触れる機会となっている。子どもたちに様々な体験をさせるため、幅広いジャンルから企画・検討を重ねて出演者の交渉等を行っている。 「子どもと市民のつどい運動会」（平成28年度432人参加）では、参加する子どもたちが市民ボランティアや他校の子どもと交流をしながら全種目に参加し、仲間と協力しながら楽しく競技を行っている。 「私たちの作品展」（平成28年度173校から2,020点出品、一般市民等4,054人来場）には、多数の児童生徒の作品を展示しており、多くの参加校では校外学習として他校の作品を鑑賞する機会を設定している。また、テレビ局や新聞社等への働きかけ、地域情報紙への掲載、パンフレットやポスターの配布等広報活動にも努めており、一般の見学者も多数見られる。
②活動体制	平成29年度は16名の委員がすべてボランティアで運営している。また、在仙の大学生や、小学校区ごとに開設されている社会学級の学級生等に対しボランティア募集の声かけを行い、平成28年度は、「みんな仲よし音楽交流会」7名、「子どもと市民のつどい運動会」22名、「私たちの作品展」42名の方々に当日のスタッフとしてご協力いただいた。
③活動の効果等	障害のある児童生徒にとっては、他校との交流を通して活動の幅が広がるだけでなく、将来にわたり音楽やスポーツ、芸術に親しみ、自ら楽しもうとする意欲の喚起につながっており、学校の教員にとっても情報交換や指導力向上に結びつく交流の場となっている。「私たちの作品展」では、来場者と校外学習の子どもたちが交流・親睦を図る様子も見られ、障害のある子どもや特別支援教育に対する市民の理解を深める啓発的な役割も担っており、毎年楽しみに来場する方も多く、年度を追うごとに増加する来場者数が関心の高さを示している。

活動の様子

	
「みんな仲よし音楽交流会」	「私たちの作品展」

プロフィール

所在地	神奈川県相模原市
氏名	中澤 吉裕
活動名称	車いすテニスサークル「Smile」
こんな活動です	車いすテニスを通じて、 「笑顔」で自分自身を表現しよう！
連携している 団体等	スポーツ団体、企業・事業所

活動分野

スポーツ

主な対象

肢体不自由

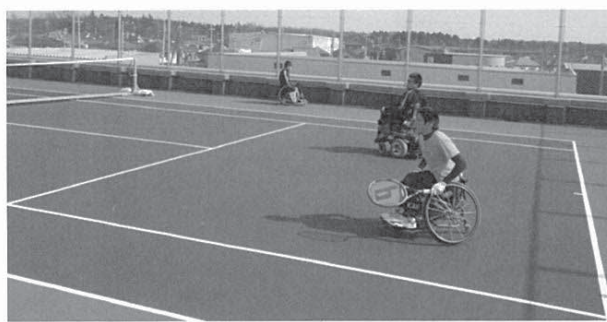
活動の説明

①活動内容	初心者や車いすテニスに興味のある障害者を対象として、月に1回のペースで車いすテニス体験会（講習会）を行っているほか、納涼祭や餅つき大会などのイベントを開催しており、毎回7～8人の障害者が参加している。
②活動体制	候補者が中心となって、障害者の保護者やボランティアと協力し、車いすテニスサークルを運営している。ボランティアについて相模原市テニス協会から、テニスコートの提供について相模原市内の民間企業と連携している。
③活動の効果等	障害者に体を動かす場や仲間づくりの場を提供しているとともに、サークル活動に参加した障害者が、車いすを自分でプッシュすることができるようになったり、養護学校へ一人で通学することができるようになるなど、障害者の自立支援にも繋がっている。

活動の様子



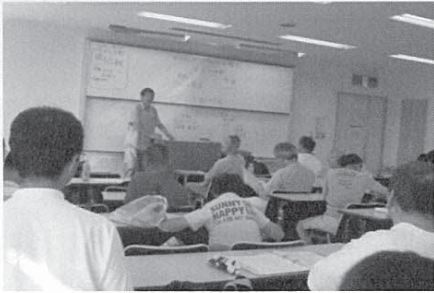
コーチの指導に耳を傾ける参加者たち



練習の様子

プロフィール		
所在地	静岡県静岡市	活動分野
団体名	「静岡市あおい講座」運営委員会	学習
活動名称	静岡市あおい講座	主な対象
		知的障害
こんな活動です	よく働き、よく学び、よく遊ぶ	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している団体等	特別支援学校、生涯学習センター、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、企業・事業所、行政（静岡市教育委員会、静岡市市民局生涯学習推進課）、静岡手をつなぐ育成会、静岡市特別支援教育進路指導協議会、静岡大学	事務局・運営委員数 14 名、講師数 12 名（一部運営委員兼） 受講者数 58 名（平成 29 年度）

活動の説明	
①活動内容	知的障害がある人たちの学校卒業後における生涯学習の一環として実施する講座の企画・運営に当たるとともに、講師として講座の担当と受講者の学習活動支援を行う。 本講座は、50 年前に市内中学校特殊学級（現特別支援学級）の卒業生と保護者の願いに応えてスタートした。その後青年学級（青年学級振興法による認可）を経て、現在に至る。 活動日は毎月 2 回を基本に、1 日 6 時間、年間 25 日、延べ 150 時間程度の学習活動を実施する。内容は、仕事とくらし方やスマホ・ケイタイ安全教室など知識・教養、室内スポーツなど運動・レクリエーション、クラフト教室など趣味的活動、調理実習と献立・食事マナー、見学・旅行等と多様である。受講者の年齢層は 20 歳代から 60 歳代、就労形態も企業から自立支援等事業所と幅広い。一斉学習のほかに、年代別のグループ編成や自主的なクラブ活動を取り入れるなどして、受講者の主体性の向上と学習活動の充実を目指している。
②活動体制	受講者、講師、保護者、学生ボランティアの各代表及び生涯学習センター担当で運営委員会を組織する。委員会に代表、庶務、会計を置き事務を行う。4 半期ごとに開催する運営委員会のもと、毎月の具体的な学習計画を立案し講座の運営に当たる。各講座は学習内容や活動に応じてそれぞれの講師が担当する。内容によってその分野の関係機関等に依頼する。また、大学との連携のもと毎回数名の学生ボランティアが受講者の学習活動を支援する。
③活動の効果等	受講者のおよそ 2 割が年間を通じ皆出席、欠席日数 3 日以内は 7 割ほどである。継続して参加することで、学習活動への見通しや要望・意見をもつなど積極的、自主的な取組みが見受けられる。仲間づくりや余暇活動の広がりと同時に、日常生活や就労面での安定化にも寄与している。また、地域の関係者に講師を依頼したり他グループとの交流活動を行ったり学習活動展を開催したりして地域社会の理解促進に努めている。

活動の様子	
	
一斉学習での受講風景	グループごとの調理学習

プロフィール

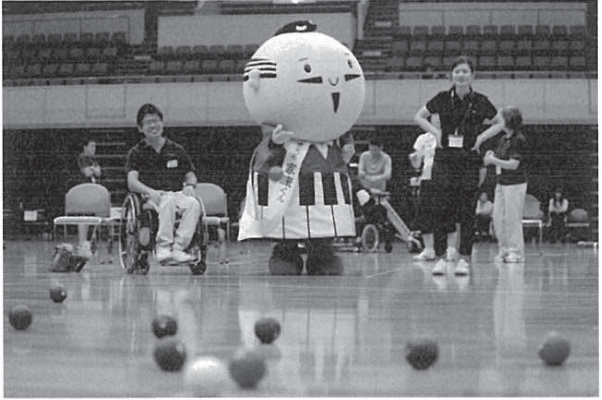
所在地	静岡県浜松市
団体名	浜松ボッチャ倶楽部 C00L
活動名称	浜松ボッチャ大会の開催等
こんな活動です	ボッチャで楽しく自己実現！！
連携している団体等	小学校、中学校、特別支援学校、公民館、スポーツ団体

活動分野
スポーツ
主な対象
肢体不自由
団体の規模（団体の場合のみ）
36 名（うち、障がい者 21 名、家族親戚 6 名）

活動の説明

① 活動内容	2003 年に初代会長、故鈴木三枝子が静岡ボッチャ協会主催の講習会で出会った「ボッチャ」の魅力に惹かれて倶楽部を設立。翌年から多くの障がい者に自己実現の場を提供するために「浜松ボッチャ大会」を開催し、現在まで 14 回続いている。審判員の技術など運営面にも妥協せず、単独倶楽部が主催する大会としては全国にも例を見ない規模の大会を運営し、その大会レベルが評価され全国各地から選手が集まり、毎年ハイレベルな熱戦を繰り広げている。第 12 回より「ふれあいボッチャ大会」を同時開催し選手と来場者との交流を図る。 2016 年からは、倶楽部を応援してくださる企業との出会いから、2 つ目の大会「ふじのくにボッチャ選手権大会」もスタートさせ、より高い試合運営を目指し、複数回の審判講習を行うなど、スタッフ育成にも一層力を注いでいる。 統廃合により地域に譲渡された旧小学校の体育館などを拠点に、地域の方々との交流を広げるための体験会「ねえねえ、ボッチャやろうよ！」も開催し、競技や障がいへの理解向上にも努めている。
②活動体制	市内の学校や公民館、スポーツ団体などからの要望に応え、福祉体験の場やスポーツ交流の機会を設け、積極的に関わりを広げるとともに、競技の周知や一緒に活動する会員の獲得にも努めている。 中・高・大学などのボランティア団体へ働きかけ、継続的なサポート提供を受けられる体制づくりにも努めている。 月 2 回をめぐりに定期的な練習会を続けることで、いつでも誰でも参加しやすい環境作りも進めている。
③活動の効果等	創設 15 年を迎え、地道な地域との交流活動が実を結んだことと 2020 年の東京パラリンピック招致も相まって、近年より多くの施設、団体から交流の声がかかるようになって来るとともに、関わってくれる学生や社会人も増えている。 今後も更に充実した大会運営や交流活動を続け、より多くの方々に継続的に倶楽部に関わっていただける体制づくりを進めて行きたい。

活動の様子

	
浜松ボッチャ大会での真剣勝負！！	ふれあいボッチャ大会で「出世大名家康くん」と交流

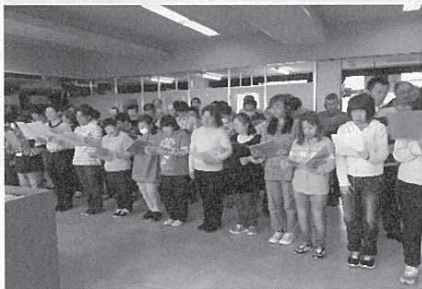
プロフィール

所在地	京都府京都市	活動分野
団体名	一般社団法人 京都手をつなぐ育成会	学習
活動名称	青年学級（日曜教室，学習会，クラブ活動）	主な対象
こんな活動です	仲間で寄り合い，学び合う	知的障害
連携している団体等	小学校，中学校，高等学校，特別支援学校，公民館，社会教育関係団体，NPO 法人，社会福祉法人，企業・事業所，行政（教育委員会，保健・福祉部局）	団体の規模（団体の場合のみ）
		会員 611 名

活動の説明

① 活動内容	昭和 38 年に読み書きの基本を学ぶ場として「夜の学習会」を開始以降，学校を卒業し社会人になってからも，仲間で寄り合い学びあう場所が欲しいとの要望が高まり，昭和 45 年，多くの先生方のご支援を受け，クラブ活動や社会体験等を組み入れた余暇支援学習活動「日曜青年学級」としての取組を開始しました。以来「日曜青年学級」は，原則第 1・3 日曜日に開催し，平成 25 年には 1000 回を数えるなど，継続的に障害のある人の生涯学習活動をしています。学習の対象は音楽，ものづくり，書道，茶道，野外活動，英語，パソコンなど多岐にわたっており，障害のある人の自立と社会参加に大きく寄与しています。
② 活動体制	一般社団法人 京都手をつなぐ育成会は，知的障害者が心身共に健やかに活動し，社会・経済・文化・芸術等の様々な分野の活動に参加する機会が与えられるとともに，その環境，年齢及び心身の状況に応じた必要な福祉サービスが，地域において総合的に提供されることを目的として活動してまいりました。 青年学級部会，相談部会，研修部会の他，京都市内全ての行政区に支部を設け，「ふれあいの絆」の理念の下，地域での支援活動も展開しています。
③ 活動の効果等	青年学級の取り組みは，障害のある人の自立と社会参加に大きく寄与してまいりました。50 年にわたり継続的な取組ができたのは，多くの支援者はもとより，地域の皆様のご理解とご協力の賜物であり，深く感謝しております。今後とも当会の本人活動の中核的な取組として，1500 回，2000 回を目指して継続して取り組んでまいります。

活動の様子

	
コーラスの練習風景です。	春の遠足でカレー作りに挑戦しました。

プロフィール

所在地	東京都中央区
団体名	大同生命保険株式会社
活動名称	全国障害者スポーツ大会特別協賛企業
こんな活動です	四半世紀にわたり、大会に特別協賛するとともに、役職員がボランティアとして参加し、大会の盛上げに協力。
連携している団体等	大同生命が所属するT&D保険グループ各社および同社の関係団体である法人会、納税協会

活動分野
スポーツ
主な対象
肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害、その他の障害
団体の規模（団体の場合のみ）
職員 6,959 名

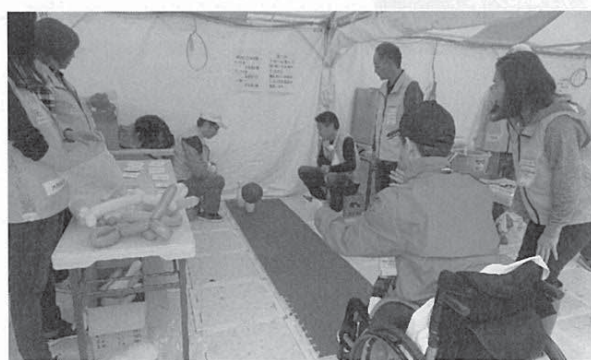
活動の説明

① 活動内容	大同生命は、創業90周年(平成4年)を機に、障がい者スポーツの普及・発展に貢献するため、全国障害者スポーツ大会(※)の前身である全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)の第1回東京大会から、四半世紀にわたり毎年継続して大会への特別協賛を行っている。 また、大会の盛上げに協力するため、開催地の役職員をはじめグループ各社や関係団体の役職者等が、大会式典への参加や競技観戦を通じて選手を応援するとともに、メイン会場に設置する特設ブースの運営ボランティアとして大会に参加。特設ブースでは、全国から集まった選手や応援に来られた方々とゲームやイベントを通じて交流できる「ふれあいの場」を提供している。 なお、特別協賛を開始した平成4年以来、本年10月に開催した第17回全国障害者スポーツ大会(愛顔つなぐえひめ大会)までの協賛金の累計金額は22億円、大会への参加者数はのべ1万人超となっている。 ※全国障害者スポーツ大会とは 障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした国内最大の障がい者スポーツの祭典で、毎年、国民体育大会とともに開催されている。
② 活動体制	大同生命では、特別協賛を開始した平成4年に役職員による自主的な企業市民活動組織として「大同生命社会貢献の会」を設立し、募金・寄付活動のほか、活動交通費の補助など役職員のボランティア活動の参加を支援している。 また、会社も役職員の活動を支援するため、ボランティア休暇制度を整備している。
③ 活動の効果等	障がいのある方との交流を通じて、大同生命の役職員自身が元気や勇気を貰うとともに、障がいや障がい者スポーツに対する理解を深め、ボランティア意識の醸成に繋がっている。 この全国障害者スポーツ大会への支援に加え、大同生命は、日本障がい者スポーツ協会のオフィシャルパートナーとして当協会が主催するジャパンパラ競技大会などへのサポートや、障がい者アスリートの雇用など、障がい者スポーツのさらなる普及・発展にむけた取組みも行っている。

活動の様子



全国から集まった選手や応援の方々と賑わう大同生命ブース



ゲームを通じてふれあう選手と大同生命のボランティア

プロフィール

所在地	和歌山県和歌山市
氏名	田島 文博
活動名称	障がい者スポーツにおける医科学サポート
こんな活動です	メディカルチェックをすればスポーツは万能薬
連携している団体等	スポーツ団体、病院・保健所、行政（保健・福祉部局）

活動分野
スポーツ
主な対象
障がい者・高齢者

活動の説明

①活動内容	1994年 産業医科大学医学部卒業、医師免許取得 同年-現在 大分国際車いすマラソン大会出場選手の研究に従事 1992-1994年 ニューヨーク州立大学バッファロー校リハビリテーション医学教室 Assistance prefeffor として障害者の運動生理学など研究 1994-1999年 日本リハビリテーション医学会障害者スポーツ委員会委員 1995-1999年 大分国際車いすマラソンクラス分け委員 2000-現在 日本障がい者スポーツ協会医学委員会委員 2002年 障害者スポーツ用メディカルチェックシート作成に参加 2003年 和歌山県立医科大学リハビリテーション医学講座教授 2004-現在 日本障がい者スポーツ協会医学委員会メディカルチェック部会部会長 2008-現在 和歌山県立医科大学スポーツ・温泉研究所所長 2009-現在 和歌山県立医科大学みらい医療推進講座げんき開発研究所所長 文部科学省認定特色ある先端科学研究施設に選ばれる 2012-現在 文部科学省認定障がい者スポーツ研究拠点に選ばれる 2014-2017年 和歌山県立医科大学附属病院副院長 2015年 皇太子殿下の御行啓を賜る。御先導役を拝命。日本体力医学会会長 2016-現在 日本パラ陸連医学委員会委員長 2017年 日本リハビリテーション医学会副理事長（障がい者スポーツ担当を含む）
②活動体制	・和歌山県立医科大学リハビリテーション医学講座教授として障がい者スポーツ医学研究体制整備 ・日本障がい者スポーツ協会医学委員会副委員長として日本代表選手のメディカルチェック体制整備 ・日本リハビリテーション医学会副理事長として障がい者スポーツの普及発展に寄与 ・みらい医療推進センター長および那智勝浦町附置スポーツ温泉医学研究所所長としてパラアスリートの基礎生理学的研究と競技力向上に寄与。
③活動の効果等	・障がい者スポーツ関連研究英文論部50編 ・文部科学省認定障がい者スポーツ研究所としてS評価をいただいた。 ・日本人パラリンピック代表戦選手が医学的問題で参加困難となる事例がなくなった。 ・障がい者スポーツ関連国際シンポジウムと国内学会を5回開催

活動の様子



プロフィール		活動分野
所在地	愛知県名古屋市	スポーツ
団体名	日本車いすツインバスケットボール連盟	主な対象
活動名称	文部科学大臣杯争奪 日本車いすツインバスケットボール選手権大会等開催	四肢に障がいや麻痺のある方
こんな活動です	重度障がい者でもできる、工夫された競技スポーツ	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している 団体等	高等学校、スポーツ団体、NPO 法人、企業・事業所、 病院・保健所、行政（開催県・開催市）、大学	約 380 名 （連盟役員・登録選手・審判員・ クラス分け分類部等）

活動の説明	
① 活動内容	車いすツインバスケット競技は、重度の障がい者でもできるスポーツとして、日本で発祥した競技で、35年の歴史があり、国内では36都府県50チームのほか、チーム登録はしていないが余暇活動やリハビリ訓練の一環として各地で実施されている。 毎年、地方大会、ブロック大会、日本選手権、全スポ等でのデモンストレーションゲーム等の開催 日本選手権の場合は、36都府県50チーム（1チーム約20名の選手・コーチ等と介助者等約10名）が地区予選を行い、12チームが日本選手権に出場する。 また、四肢に障がいや麻痺があることにより、スポーツをすることや社会参加することなど、諦めている障がい者が、同じ障がいを有している者の勇姿を見ることにより、前向きな姿勢に変える動機付けとなる。 競技活動をするにともない生活力に自信がつき、地域行事への参加や就労などへ進展していくもので、重度障がい者の自立・社会復帰を果たす役割も担っている。
② 活動体制	日本選手権の場合は、日本車いすバスケットボール連盟・公益財団法人日本バスケットボール協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が主催となり、開催地域の団体（行政・企業・スポーツ団体・大学・高校等）が支援団体となり実施
③ 活動の効果等	大会等を通して、最重度の障がい者のスポーツの普及拡大、国民に対する障がいの理解促進、当事者の健康の維持向上・ADLの向上・QOLの拡大などが増進され、ADLの自立や社会的自立が困難な四肢に障がいや麻痺のある重度障がい者の社会参加の促進に繋げている

活動の様子	
	
【円内シューターのシュート】 平成29年6月に第30回記念大会を開催！	【上シューターのシュート】 2組の上バスケットと下バスケットがあります。

プロフィール		
所在地	東京都港区	活動分野 スポーツ 主な対象 肢体不自由 団体の規模（団体の場合のみ） 登録選手数 約 700 名
団体名	一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟	
活動名称	内閣総理大臣杯争奪 日本車椅子バスケットボール選手権大会等開催	
こんな活動です	クラブチーム日本一を決める、国内の車いすバスケットボール競技最高峰の大会	
連携している団体等	スポーツ団体	

活動の説明	
① 活動内容	全国 70 チーム、約 700 人の選手が日本車いすバスケットボール連盟に登録している。その中から全国 10 ブロックの地方予選を勝ち抜いた 16 チームにより日本一のクラブチームを決定する車いすバスケットボールにおける日本最高峰の大会である。大会期間中、同会場で体験講座も実施している。来場した一般観客に競技用車いすに乗ってもらったり実際に車いすバスケットボールを体験してもらったりすることで、障がい者への理解、競技の振興にも努めている。
② 活動体制	大会実行委員会を組織し、運営本部、審判、T0、クラス分け、ボランティア、運営施工などの各部門が大会にかかわっている。
③活動の効果等	40 年以上にわたり日本選手権を開催することで、車いすバスケットボール競技における風物詩として定着している。年々、チーム関係者ではない一般の観客者数が増加している。また取材に訪れるメディアの数も増加しており、それに伴いテレビのスポーツニュースで取り扱われる機会も増えている。車いすバスケットボールを通じて地域で自立して生活する障がい者が一般の目に触れる機会が増えることで、さらなるバリアフリー社会構築のきっかけとなることが期待される。

活動の様子	
	

プロフィール

所在地	東京都台東区	活動分野
団体名	日本障害者フライングディスク連盟	スポーツ
活動名称	全日本障害者・高齢者フライングディスク競技大会 開催、全国での指導者養成講習会開催 等	主な対象
こんな活動です	フライングディスクを通して、すべての人に感動を！	すべての障害者
連携している 団体等	日本障がい者スポーツ協会	団体の規模（団体の場合のみ）
		会員 約 2,000 名

活動の説明

①活動内容	1992 年～2000 年 全国知的障害者スポーツ大会（ゆうあいピック）で正式種目として実施（大会運営補助）。 1998 年～現在 全日本障害者・高齢者フライングディスク競技大会を開催（当連盟主催）。 毎年 950 名を超える様々な障がいの選手が参加し、盛大に開催されている。 2001 年～現在 全国障害者スポーツ大会で正式種目として実施している（大会運営協力）。 1998 年～現在 当連盟公認指導者制度を制定し、公認指導者養成講習会を開催。現在まで合計 375 回開催し、合計 10451 名が受講している。公認指導者は、現在約 6382 名（H29.3 月末現在）。 その他、各地域障害者フライングディスク協会設立（49 ヶ所）補助、各種障害者スポーツ関連の講習会への講師派遣等、障害者フライングディスク競技の普及活動を行っている。
②活動体制	各地域障害者フライングディスク協会と連携し、大会運営、指導者養成講習会の開催にあたっている。 また、大会運営にあたっては、ボランティアの協力が欠かせないため、ボランティア向け審判講習会なども行っている。
③活動の効果等	これまでの普及活動により、全国で選手数が増加している。全国障害者スポーツ大会においては、陸上競技の次に出場選手が多い競技となった。また、若年層から高齢者まで幅広い愛好者がおり、生涯スポーツとしても認知されてきている。

活動の様子

	
全日本障害者・高齢者フライングディスク競技大会	指導者養成講習会

プロフィール

所在地	京都府京都市
氏名	桑原 教彰
活動名称	「京都府下の認知症他の障害を有する方の才能の発掘支援事業」
こんな活動です	誰もが持っている優れた才能を発掘して輝こう！
連携している団体等	社会福祉法人、企業・事業所、病院・保健所、行政（保健・福祉部局）

活動分野
文化
主な対象
知的障害

活動の説明

①活動内容	京都府向日市にあるグループホーム「てらど」に於いて、たとえ高齢者であっても、また認知症で記憶障害を有していても、昔に嗜んだお茶やお華を本格的に学べる場や、自分の人生を介護スタッフや家族と振り返る場を提供することでQOLの高い生活が送れること、また認知症ケアの質が向上することを、当時のグループホーム代表の土井輝子氏と共に示してきた。認知症の方はエピソードとしての記憶は残らなくても、情動の記憶は残ることに着目し、その人にとっての非日常、特別感を演出することで、学んだことを情動のレベルで積み重ねていくことで、認知症の方の人生を豊かにすることができるのである。 京都府丹後保健所とは、丹後圏域の2市2町にある23施設の福祉作業所からなる「はあとショップたんご連絡会」を通して、知的障害や精神障害を有する作業所の利用者の方と、デザインを学ぶ京都工芸繊維大学の学生が共に学び教えあう中で、利用者の方の創作物からデザインの才能を発掘する「たんごアート&デザイン」という事業を推進してきた。利用者の方の創作物が新たな価値となり得ることを知ることで、利用者の方自身や支えるスタッフ、家族に自己肯定感、満足感が得られ、コミュニティにウェルビーイングがもたらされることを示した。
②活動体制	京都府向日市：グループホーム・てらど、機能強化型在宅療養支援診療所・土井医院 京都府丹後圏域：丹後保健所、京丹後市、はあとショップたんご連絡会、京丹後市障害者事業所製品販売連絡協議会
③活動の効果等	認知症になっても、一生涯学び続けることで生き生きとした生活が送れる、また軽作業に従事するのも難しい知的な障害がある方でも隠れた才能が発掘されることで本人が嬉しく思い、また家族を始めとする支える人たちの喜びに繋がる、ウェルビーイングに溢れる社会の実現に繋がる活動である。

活動の様子

	
グループホームでの本格的ないけばなレッスン	障害を有する方と学生とのデザイン価値共創

プロフィール

所在地	神奈川県相模原市
氏名	川口 吾妻
活動名称	『障害児のためのマルチメディア療育支援ソフト』の開発
こんな活動です	芸術と ICT の力で障害児者を支援
連携している団体等	杉並区立こども発達センター、(株)キャドセンター、東京女大学、国立障害者リハビリテーションセンター、各地の特別支援学校、知的障害教育校 PTA 連合会

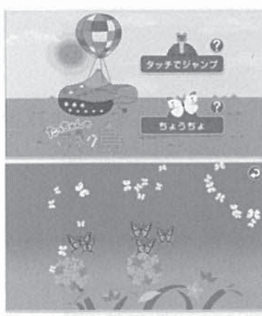
活動分野

文化
主な対象
知的障害
その他の障害

活動の説明

① 活動内容	平成 15 年より女子美術大学での教育・研究活動の一環として、「芸術と情報先端技術」を活用しての、障害者支援、療育支援、特別支援教育のためのアプリケーション（以下アプリ）開発に取り組んできました。産官学連携で、大型タッチパネルディスプレイを使った障害児療育用システム「たっちゃんのコネク島」の開発。また平成 26～28 年度にかけては、文部科学省から研究開発の委託を受け、知的障害、自閉症など発達障害の児童生徒を対象に、防災教育、科目教育に活用できるタブレット型端末用アプリを開発などを行ってきました。 具体的には就学前のお子様向け『たっちゃんのコネク島』シリーズ、防災教育用アプリ『スキナのセレク島』シリーズ「まるばつクイズメーカー」、「バウンドボックス」、「すききらいカメラ」。防災&コミュニケーションツール「チップス」を無料でリリース。その他、数々のプロジェクト活動を通して、障害児者の自立支援、障害の理解、療育支援のためのアプリ開発を中心に活動しています。
② 活動体制	女子美術大学川口吾妻が取組責任者として中心となり、発達障害や知的障害の支援を専門とする大学・研究機関。杉並区立こども発達センターといった障害者施設と連携協力。さらに ICT プログラム開発に実績のある(株)キャドセンターとの産官学協働で、障害特性に対応した教材開発を行なっています。連携協力校として全国各地の特別支援学校、教育委員会、全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会にもご協力頂いています。
③ 活動の効果等	1. 新たなコミュニケーション手段の提供 障害者自らが災害から身を守る意識を育み、簡便な操作で周囲の人に理解してほしい自分を表現できるアプリを開発することができ、特別支援学校の先生方を中心に活用頂いています。 2. 効果の高い学習教材開発用ツールの提供 児童生徒の個性や興味に合わせて画像を取り込み、教材作成できるため、これまで難易度が高かった教師による電子教材作成と共有が可能となりました。iPad 用アプリとして無料で公開しており、広く全校に普及し始めています。活用事例も報告されています。

活動の様子

				
『たっちゃんのコネク島』シリーズ 「直感的な操作」「失敗がない」「共感する経験」 子どもを伸ばしていく3つのコンセプトで作られています。		『スキナのセレク島』シリーズ 「まるばつクイズメーカー」、「バウンドボックス」、「すききらいカメラ」 (※iPad 専用のアプリです。)		

プロフィール

所在地	大阪府大阪市東淀川区
氏名	大手 裕子
活動名称	「BA+Cプロジェクト」 (ボーダレスアート+コミュニケーション プロジェクト)
こんな活動です	知的障害のある方の表現活動に学生が関わり、展示や、ワークショップの実施、共働による制作など多様な形の展開を14年にわたり継続して行っています。
連携している団体等	社会福祉法人

活動分野
文化
主な対象
知的に障害のある方

活動の説明

① 活動内容	障害者福祉施設の利用者の皆さんと大阪成蹊大学学生が表現活動を通して関わることにより、創作の場作り、造形的に新しい試み、商品としてのデザイン、制作や展覧会、ワークショップの実施等、多様な活動を展開してきた。支援対象人数は、年度ごとに8～10名程度。2017年度は14年目となり、その間主に3施設と連携してきた。関わりがあった障害のある皆さんの約50名。 2004年～2007年 社会福祉法人一羊会 武庫川すずかけ作業所（兵庫県西宮市） 2008年～2011年 社会福祉法人あらぐさ福祉会 障害福祉センター あらぐさ（京都府長岡京市） 2012年～現在 社会福祉法人ノーマライゼーション協会 社会就労センター西淡路希望の家（大阪市東淀川区）
② 活動体制	活動の枠組みとしては大阪成蹊大学芸術学部の学部共通科目「プロジェクト演習」（学部の理念である「芸術による社会貢献を目指す」を授業内で実践するための独自の取り組みとして開学以来、多数の内容により開講を続けている。BA+C プロジェクトは当初より現在に至るまで継続して開講している）の授業として活動を行っている。受講対象者は、芸術学部の全コースの3、4年生のうち希望者。現在は、3年次と4年次の2期にわたって継続しての活動も可能。活動にかかる費用は、授業で実施していることから、学部の予算の中で枠が設定、確保されている。
③ 活動の効果等	①授業枠の中で、大学を活動場所として定期的に表現活動が行えることは、施設では、利用者の日常外の特徴ある活動として位置づけることができ、一定の評価を示すことができる。また施設によっては、以前はこのような表現活動を定期的に行うことができていなかったところもあり、本プロジェクトとの関わりがきっかけとなって表現活動が定着した施設もある。 （例：あらぐさ福祉会（京都府長岡京市）、特定非営利法人ほっと（吹田市）等） ②障害のある人本人にとっては、普段の日常と離れた環境で、学生と共に活動を行うということが大きな刺激となって、精神的にも身体的にも活発になり、生活面でも意欲的になられたという効果がある。また、表現活動の面においても家や施設において普段制作されているものと、学生との関わりの中で制作される作品とに顕著な違いがある方もあり、隠れた可能性を引き出すことにも繋がっている。

活動の様子



教室前の地面にチョークで巨大な街の絵を共同制作。



描かれたカラフルな絵を元にプリント生地を制作。

プロフィール

所在地	東京都江東区	活動分野
団体名	株式会社りそなホールディングス りそなグループ Re:Heart 倶楽部	文化
活動名称	全国特別支援学校文化祭	主な対象
こんな活動です	真心込めた手作り表彰式で、めいっぱい楽しんでもらう	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、 知的障害、病弱
連携している 団体等	全国特別支援学校長会、全国特別支援学校文化連盟、 行政（文部科学省）	団体の規模（団体の場合のみ）
		16,860 名

活動の説明

①活動内容	・ 1994 年の全国特別支援学校文化連盟の設立にあたり文化振興のため第一回から現在まで継続して文化祭（全国の特別支援学校の幼児、児童、生徒の日頃の文化活動の成果を発表する場）の開催を支援しています。本文化祭には各都道府県より推薦された造形・美術、書道、写真の 3 部門の作品が出品され、優秀賞が選出されます（文部科学省の後援を 2016 年度から頂き文部科学大臣賞が新たに創設されました）。 ・ 2008 年から、本文化祭への支援活動の一環として、りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行の本社において入賞作品の展示会を開催し、来社される多くの方たちにご覧いただいています。 ・ 2013 年から、りそなグループ役員・従業員のボランティア団体「Re:Heart 倶楽部」の発足を機に、受賞者の皆さんにりそなグループ 東京本社にお越し頂き、ボランティア有志による手作りの表彰式を開催しています。 ・ 表彰式では、ご家族など関係者が見守る中、全国から集まった受賞者お一人おひとりに表彰状や盾、記念品をお渡しします。表彰式の後には、社員食堂で交流会を開催、作品を見ながらお話をお聞きし、楽しいひと時を過ごします。その後、役員室や会議室等、銀行本社内の見学を実施しています。
②活動体制	・ 表彰式は、りそなグループの役員・従業員ボランティアが運営しています。 ・ 駅から会場までの案内や受付、会場での誘導などをボランティアが担い、緊張の面持ちで来場した受賞者やご家族の皆さんにリラックスして表彰式を楽しんで頂けるよう明るくご案内します。 ・ 受賞者の皆さんや保護者、学校関係者の皆さんに安心して参加していただけるよう、ボランティアメンバーは事前講習会で車いすの介助方法や手話などを学んでいます。車いすで実際に動き回るために必要なスペースや坂道を下りるときの恐怖心を知ることや、手話での自己紹介や分かりやすい案内などを学ぶことで、より適切な対応が可能となり、参加した皆さんとの交流も深まっています。
③活動の効果等	・ 受賞者のご家族や先生からは「一生の思い出になった。子どもたちの自信につながった」とのお声を頂いたり、春には進学の報告を新たに描いた絵とともに送ってくれた受賞者もいらっしゃったり、ボランティアスタッフのモチベーション向上にもつながっています。

活動の様子

	
表彰状の授与	交流会の様子

プロフィール

所在地	青森県青森市
団体名	青森県立保健大学「発達保障研究会」サークル
活動名称	飛び出せ!オープンカレッジ in 青森
こんな活動です	学生と交流を通して、様々なことにチャレンジしよう!
連携している団体等	社会教育関係団体、参加者の家族、グループホームの世話人、障害者就業、生活支援センター、大学

活動分野
学習
主な対象
知的障害
団体の規模（団体の場合のみ）
発達保障研究会サークル 現在 9 名所属

活動の説明

①活動内容	18 歳以上の知的障害者を対象に、学習だけではなく、大学生との交流を通して相互理解を育むことをねらいとした活動である。学びの場として、年に 2 回、日常生活に活かせる実践的な講座とリフレッシュを目的とした講座を行っている。参加者 2 名に対して、学生 1 名のボランティアをつけ、参加者全員が楽しく学ぶことができる工夫を行っている。学習だけではなく、近隣の公園でのお花見交流会（4 月）、大学祭に招待（10 月）、クリスマス会（12 月）など、学生との交流を目的とした活動も行っている。 本活動は、知的障害のある参加者が、自分の苦手なことやできないことは、学生ボランティアと一緒に行うことによって、達成できることを知り、様々なことにチャレンジしながら豊かに生きていくことを目的に行っている。そのため、プログラムを企画する際には、参加者の要望を取り入れながら、講座を担当する講師との事前打ち合わせにも力を入れている。
②活動体制	①基本的な活動体制は、発達保障研究会サークルの学生 9 名（顧問：西村愛）である。 ②講座の講師は、社会教育センターからの紹介や学内の教員である。 ③活動への理解や参加者を広げるために、顧問が、障害者就業・生活支援センターのワーカーと連携をとりながら、活動内容を紹介した冊子を配布してもらい、適宜、見学に来てもらっている。 ④参加者が安心してプログラムに参加する体制として、参加申込欄に支援者や保護者が本人の様子や体調について記載する欄を作成し、活動に参加するうえでの留意点について相互確認を行っている。
③活動の効果等	①参加者からの積極的な発言や要望が増えてきたこと。（学んで楽しい!） ②参加者の楽しみの場であること（学生と仲良くなりたい!!） ③共に生きる活動の実践（障害者の支援をする側としての学生と支援してもらおう立場の参加者という固定した関係性の変化。参加者に会いたいからボランティアを希望する学生もいる）

活動の様子



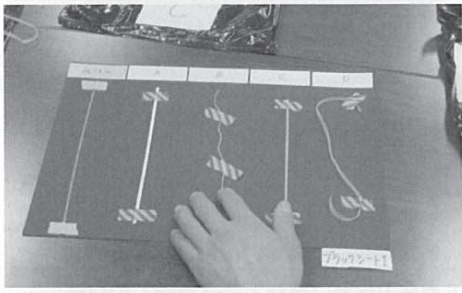
参加者に大人気の音楽の講座



自分にできることを学ぼう（救急救命講座）

プロフィール		
所在地	東京都小金井市	活動分野
団体名	オープンカレッジ東京運営委員会	学習
活動名称	オープンカレッジ東京	主な対象
こんな活動です	日常生活に必要な“考えるわざ”を学ぼう	知的障害
連携している団体等	社会福祉法人、大学	団体の規模（団体の場合のみ）
		スタッフ約 40 名 受講生、毎年約 60 名

活動の説明	
①活動内容	東京学芸大学で開催している主に知的障害のある人々を対象にした大学公開講座です。1995 年からスタートし、今年で 23 年目です。最初は東京学芸大学附属養護学校（現特別支援学校）の卒業生を対象とした継続教育の一環としてスタートしましたが、現在では、神奈川、千葉、埼玉といった近隣各県だけでなく、福島、新潟、京都、北海道などからも参加する受講生もいます。 例年、9 月から 12 月にかけて講座を 4 回、同じ年度の 3 月に講座の再学習機会である活動発表会を開催しています。受講生は毎年、変動はありますが、60 名程度が登録し、1 回の講座には 40 名程度が参加しています。受講生には知的障害のある人々だけでなく、大学生や定型発達の人々も含まれています。 現在の講座テーマは「考える“わざ”を学ぶ」であり、日常生活で、特に自己決定に関わる力を身に付けることを目的に講座を行っています。2017 年度の講座は、身近にあるものの性質について科学実験を通して明らかにしていく「サイエンスラボ」、食材の比較を通して地域の特徴を知る「ディスカバーWorld」、日常生活で起きる問題（電車が遅れた時どうする等）を自分で解決する方法を身に付ける「日常生活の“考えるわざ”」、働く場所、生活する場所などの選び方を知る「大事なものを選択する“わざ”」といった 4 講座を実施しました。
②活動体制	オープンカレッジ東京運営委員会は大学教員、特別支援学校教員、社会福祉法人職員、特例子会社社員、学生など、約 40 名で構成されています。月に 1 度運営委員会を東京学芸大学で開催し、講座の作成に取り組んでいます。講師は基本的には運営委員会に所属しない大学教員に依頼しています。受講生の参加費のみで運営しています。
③活動の効果等	全ての講座で、受講生が設定した学習課題に自ら取り組んでいるか、評価しています。また、全講座、講座の最後にアンケートをとり、講座そのものの評価（楽しかったか等）と、次に何を学びたいかを調査しています。 「いつでも学べる、どこでも学べる」という生涯学習の理念を基に、大学だけでなく、地域の公民館などで取り組めるよう、学習内容のパッケージ化を進めています。

活動の様子	
	
講座の様子：グループに分かれて活動しています。	「ディスカバーWorld」講座の教材：麺の比較を行っています。

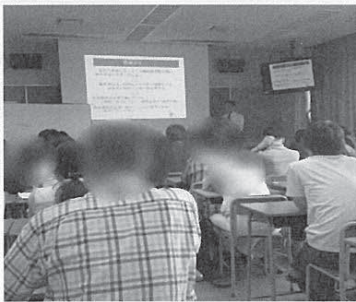
プロフィール

所在地	大阪府堺市	活動分野
団体名	大阪府立大学研究推進機構 21 世紀科学研究センター 教育福祉研究センター 大阪府立大学オープンカレッジ	学習
活動名称	大阪府立大学オープンカレッジ	主な対象
こんな活動です	学生主体で運営している知的障害者の通う大学です！	18 歳以上の知的障害者
連携している 団体等	社会福祉法人、企業・事業所	団体の規模（団体の場合のみ）
		学生スタッフ 9 名 顧問教員 1 名

活動の説明

① 活動内容	知的障害者の大学進学率が低いという理由から、1998 年より知的障害者のための大学（教育を受ける場）としてオープンカレッジ（通称：オプカレ）を実施している。①人権（教育）を保障し、②当事者の変化（発達）を保障することにより、③大学として地域社会貢献する、という 3 つの理念に基づき、大阪府内に居住する 18 歳以上の知的障害者に向けて、現在は 2 年間のプログラムを行っている。オプカレの講義はおおむね毎月第一日曜日に、大阪府立大学中百舌鳥キャンパスで開講しており、午前午後それぞれ 1 コマずつ（90 分）実施している。講義内容は、「学生」（オプカレでは、知的障害のある受講生を「学生」と呼ぶ）の希望に基づいて、福祉、美術、歴史など幅広い分野となっている。講師は大学教員や当該テーマに精通した社会人であり、スタッフ（大阪府立大学学生有志）との事前打ち合わせにより、「学生」に合わせた講義を提供している。また、座学だけでなく遠足、修学旅行、学園祭参加などの各種イベントでの交流や社会参加を行っている。これまでに参加した学生数は、140 名である。（1 期生：24 名、2 期生：29 名、3 期生：25 名、4 期生：25 名、5 期生：16 名。現在（2016-2017 年度）は、第 6 期生：21 名）
② 活動体制	スタッフが、教職員と連携しながら企画・運営を行っている。スタッフは、現在「総括」「講師係」「サポーター係」の 3 つの係に分かれている。講座開催時には「サポーター」と呼ばれるボランティア（大阪府立大学学生、他大学学生、社会人）が参加している。「学生」それぞれにサポーターがついて、学習をはじめ、活動全般を支援する体制をとっている。
③ 活動の効果等	オプカレに参加した「学生」は、高校卒業以降も学ぶことの楽しさを知り、オプカレ以外の場で、オプカレで学んできたことを生かすことや、新たな学びの場を見つけるなど学びの幅を広げている。また、スタッフやサポーターも「大学で学ぶ」ことの意味を考え、知的障害のある「学生」とともに成長している。そして、本学の活動に賛同した大学関係者を中心に、1999 年度には武庫川女子大学、2000 年度には桃山学院大学 が続いて開講し、その後全国的な広がりを見せている。

活動の様子

	
6 期生の講義（健康と病気予防）の様子	6 期生の修学旅行（和歌山）での集合写真

プロフィール

所在地	島根県松江市	活動分野
団体名	島根大学 知的に障がいのある人のオープンカレッジ in 松江実行委員会	学習
活動名称	知的に障がいのある人のオープンカレッジ in 松江	主な対象
こんな活動です	知的障がいのある人の教育の機会や発達の可能性を保障する取り組みです。	知的障害者
連携している団体等	行政（教育委員会）、松江市社会福祉協議会、松江市手をつなぐ育成会	団体の規模（団体の場合のみ）
		学生スタッフ 13 名 社会人スタッフ 6 名 (2017 年 12 月現在)

活動の説明

①活動内容	2008 年 10 月から 2 年を 1 期とした「知的に障がいのある人のオープンカレッジ in 松江」を島根大学松江キャンパスにて開催している。毎年開催時期は 10 月と 3 月であり、それぞれ 2 日間ずつ開講している。オープンカレッジの受講生の条件は、18 歳以上の知的に障がいのある人であり、かつ島根大学の正門まで公共交通機関等を利用して来ることのできる人（家族や支援者の協力は問わない）である。 オープンカレッジは、全体講義と選択講義を組み合わせしており、1 日目は午前が全体講義、午後は選択講義、2 日目の午前は全体講義、午後は交流会という流れを基本としている。また毎年 3 月には工場見学や博物館見学などの課外学習に出かける。講義は座学と演習を用意しており、選択講義は受講生自らが選択して受講することができる。講義や交流会等を通じて、受講生同士、受講生と学習サポーター、受講生と学生・社会人両スタッフ等がつながりを持てるように心がけている。講義の内容や課外学習の訪問先の選定の際は、毎回オープンカレッジの際に実施する受講生アンケートに記載されている希望を参考にしている。
②活動体制	実行委員会は、島根大学福祉社会コース学生らによる学生スタッフと、松江市社会福祉協議会、松江市手をつなぐ育成会の社会人スタッフにより構成されている。全体の企画は学生スタッフが中心となり、受講生募集、学習サポーター募集、講師探し、講義内容の調整まで幅広く取り組んでいる。実行委員会では、社会人スタッフから学生スタッフの活動に対する助言等がある一方で、講師探しや学習サポーター募集等の協力を依頼する場になっている。当日の運営は実行委員会のメンバー全員で行っている。
③活動の効果等	就学猶予・就学免除により義務教育の機会が制限されていた受講生や、卒業後に学ぶ機会がほとんど無かった受講生にとって、実現が難しかった「学ぶ」ことに対するニーズの充足につながっている。活動を通じて、受講生同士、受講生と学習サポーター、受講生と学生スタッフ等の人と人とのつながりができるため、受講生が地域生活を送る上でのネットワークに広がりができている。学生スタッフや講師、学習サポーターらにとっては、障害理解を深める機会になっている。

活動の様子

	
参加者全員での集合写真	全体講義の様子

～お知らせ～

文部科学省HPでは、障害者の生涯学習の推進に関する情報を公開しています！

是非ご覧ください！

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm

障害者の生涯学習

検索

or



国土交通省住宅局

○居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）に対する居住支援について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）の施行については、平成 29 年 10 月 25 日付け事務連絡（関連資料 1）においてお示ししたところであるが、障害者を含む住宅確保要配慮者への居住支援については、国のみならず各地方自治体においても、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図るとともに、居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施する必要がある。

障害福祉担当部局（課）においても、住宅部局と緊密に連携するとともに、改正法に基づく制度を十分に活用・推進されたい。

事務連絡
平成 29 年 10 月 25 日

都道府県
各 政 令 市 障害福祉担当部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
に基づく居住支援との連携について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）については、本日施行されたところである。

改正法においては、住宅セーフティネット機能を強化するため、一定の基準を満たす空き家等を活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者の入居を拒まない賃貸住宅）の登録制度に加え、住宅確保要配慮者の住宅相談や入居中の生活支援などの居住支援を行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が創設された。

福祉行政が対象とする高齢者、障害者、生活困窮者等においても、住まいの確保に困難を伴う者が多く、居住支援の取組の強化が必要となっている。改正法に基づく制度を効果的に活用していくためにも、居住支援のニーズを日常の業務から把握し得る地方公共団体の福祉部局や、入居中の生活支援を行う福祉関係団体の役割が極めて重要となる。

このため、都道府県及び市区町村の障害福祉部局におかれては、以下のような取組を行うことにより、住宅部局と緊密に連携するとともに、改正法に基づく制度を十分に活用・推進されたい。

- （１） 地方公共団体の住宅部局及び福祉部局、不動産関係団体、福祉関係団体等からなる居住支援協議会について、市区町村の協議会の設立や既に設立された居住支援協議会の活動の充実に向けて、積極的に参加すること
- （２） 地方公共団体の福祉部局において、住宅要配慮者を把握した場合など、新たな住宅セーフティネット制度について周知するとともに、その窓口である住宅部局に案内するなど、連携して制度の活用に努めること
- （３） 居住支援協議会等の場も活用し、福祉施策を通じて把握している居住支援のニーズを住宅部局との間で共有するとともに、住まいを必要とする者の情報を住宅部局に提供するなど、協力して住宅の確保に努めること
- （４） 地域の社会福祉法人や非営利活動法人等に対して居住支援法人への指定の申請や居住支援協議会への参画を働きかけるとともに、居住支援法人の指定事務が円滑に運ぶよう、指定を行う都道府県への推薦等に協力すること
- （５） 指定を受けた居住支援法人との積極的な連携を図ること

居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）に対する居住支援について

居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）

居住に課題を抱える人とは

- ・低額所得者、高齢者、障害者 など
- ・住宅セーフティネット法では「住宅確保要配慮者」と定義されている

現状と課題

- ・低家賃の住宅が少なく、住宅確保要配慮者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある。
- ・連帯保証人、緊急時の連絡体制の確保や一定の生活支援が必要な住宅確保要配慮者もいる。

必要な対応

- ・連帯保証人や緊急時の連絡先の確保、訪問などによる見守り支援などといったソフト面での対応
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない低家賃の住宅の確保などといったハード面での対応
- ⇒ソフト面とハード面での連携した対応が必要

居住支援の全体像

国のみならず自治体においても、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図るとともに、以下に記載している居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施するなどにより、居住に困難を抱える者へ必要な支援が届くよう取り組んでいく。

ソフト面の支援例

【高齢者の安心な住まいの確保に資する事業】

空き家等の民間賃貸住宅や集合住宅等に入居する高齢者を対象に、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。 ※地域支援事業の1メニュー

【生活困窮者地域居住支援事業】

地域に単身等で居住し、親族等の支援が見込めない「孤立した生活」を送る生活困窮者等に対し、住居の確保といった居住支援や訪問などによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくりを行う。 ※30年度から予算事業として実施。31年度からは困窮法の一時的な生活支援事業として実施を目指す(法改正事項)

【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対し、支援員が定期的に居室を訪問して日常生活における課題を確認し、必要な助言や関係機関との連絡調整を行う。

※障害者総合支援法に基づくサービス(平成30年4月1日施行)

【社会的養護自立支援事業等】

里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者に対して、必要に応じて措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住するための支援などを提供するとともに、生活・就労相談や、賃貸住宅の賃借時等に身元保証を行う。

ハード面の支援例

【新たな住宅セーフティネット制度】

高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者などの住宅確保要配慮者などの住宅確保要配慮者に対し、民間の空き家・空き室を活用した入居を拒まない賃貸住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)の供給を促進する。併せて、専用住宅の改修費や家賃低廉化等への支援や、入居相談や見守りなどの生活支援を行う居住支援協議会や居住支援法人への活動支援等を行う。

【障害者】地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

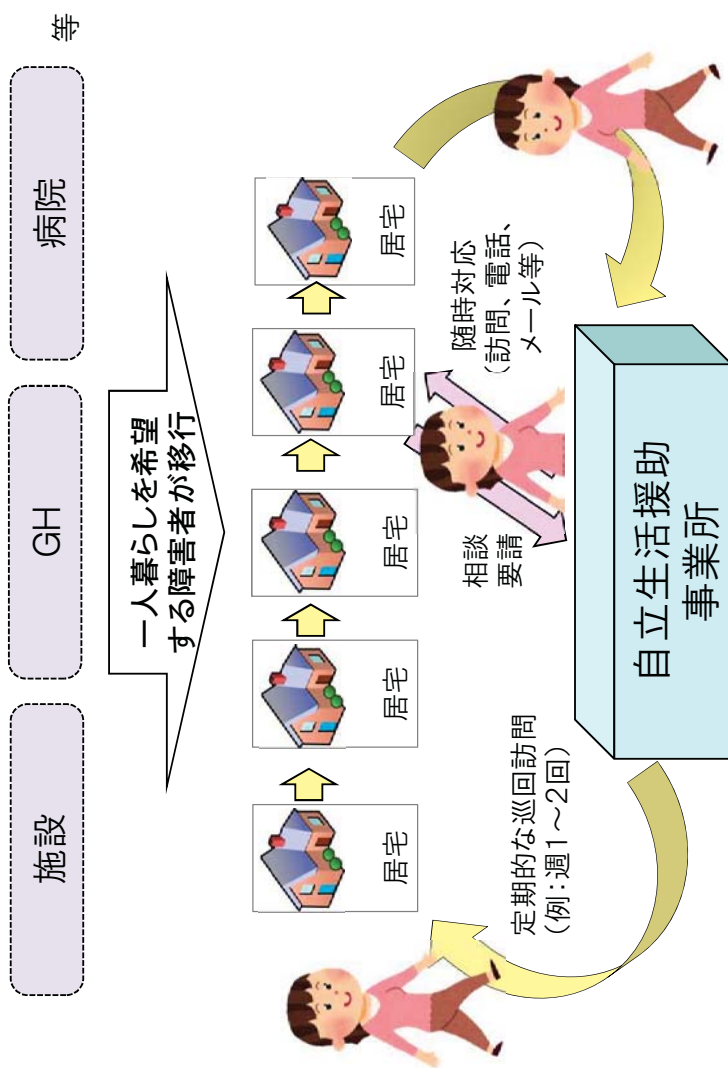
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが行われているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。平成30年4月1日施行。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居室を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 利用期間は原則として1年間



地域生活支援拠点等の機能強化

○ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

○ 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
（全国：1,718市町村、352 圏域）

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
- ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
- ・ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 120単位／日 → 180単位／日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
- ・ 体験利用支援加算 300単位／日 → 500単位／日（初日から5日目まで）
+ 50単位／日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

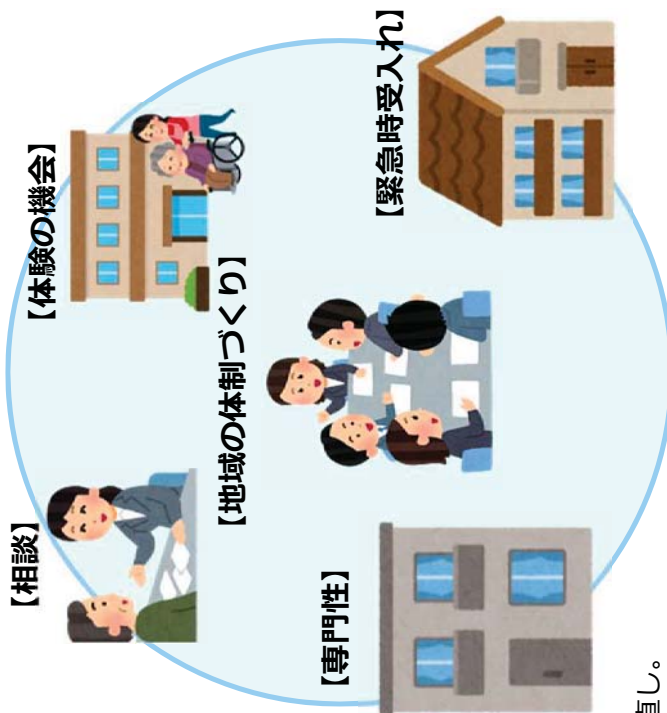
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
- ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位／日（体制加算）等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
- ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位／月（月1回限度）

地域生活支援拠点等



障害者に関する居住支援策に係る研究事業について

事業名	障害者の住まいに関する調査研究 (平成29年度障害者総合福祉推進事業)
実施自治体	東京都杉並区
調査研究内容	<u>1 区内障害者グループホームの現状把握と課題の確認</u> ○ 既存の区内グループホームの現状把握（入居者の実態や施設の現況など） ○ 設立の経緯、建設時の課題など（建築・改修等の内容、運営法人の選定、補助金使用の有無など） ○ コーディネート機能の確立に向けた課題整理 <u>2 既存の住宅を活用したグループホーム等の整備促進に向けた事例研究</u> ○ 既存の住宅を活用し、グループホーム等を整備する際の課題となる事項について、現状の把握と課題整理を行う。 <u>3 障害者の民間賃貸住宅の利用拡大に向けた課題整理</u> ○ 障害者が民間賃貸住宅を利用する際の困難事例（入居・更新、保証人の確保など）や、不動産業者やオーナーが不安に感じている事項など、利用拡大に障壁となっている課題を明らかにし、現状の把握と課題整理を行う
実施予定期間	平成29年8月1日から平成30年3月31日まで
今後の予定	平成30年度内に、障害者がグループホームへの入居を検討する場合や運営法人がグループホームを整備する場合の「マニュアル・手引き」、障害者が民間賃貸住宅を利用する際の課題の「事例研究」等を取りまとめた報告書を作成し、周知する

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

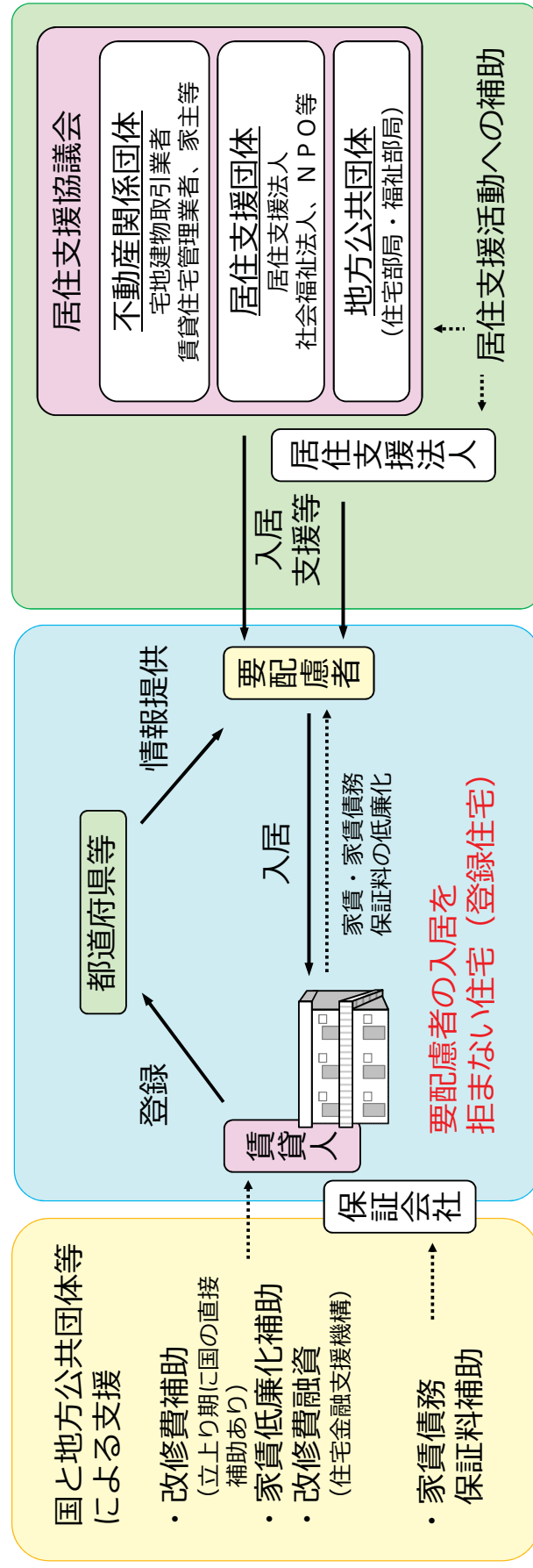
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 専用住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（要配慮者の範囲と登録基準）

住宅確保要配慮者の範囲

- ① 低額所得者
（月収15.8万円（収入分位25％）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等
（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
（発災後3年以上経過）
 - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
- ※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被害者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

住宅の登録基準

- 規模
 - ・ 床面積が一定の規模以上であること
 - ※ 各戸25㎡以上
ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上
 - ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準
- 構造・設備
 - ・ 耐震性を有すること
 - ・ 一定の設備（台所、便所、洗面、浴室等）を設置していること
 - 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失いないこと
 - 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

共同居住型住宅の基準

- 住宅全体
 - ・ 住宅全体の面積 $15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2$ 以上（N:居住人数、 $N \geq 2$ ）
- 専用居室
 - ・ 専用居室の入居者は1人とする
 - ・ 専用居室の面積 9 m^2 以上（造り付けの収納の面積を含む）
- 共用部分
 - ・ 共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける
 - ・ 便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

- ※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能
- ※ 1戸から登録可能

専用住宅の改修・入居への経済的支援制度（支援措置の概要と活用例）

支援措置の概要

1. 専用住宅等の改修に対する支援措置

（補助を受けた住宅は専用住宅化）

① 専用住宅に対する改修費補助【予算】

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金】 ：国 1 / 3 （制度の立上り期、国の直接補助） 【交付金】 ：国 1 / 3 + 地方 1 / 3 （地方公共団体が実施する場合の間接補助）
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準（特に補助金）について一定要件あり

②（独）住宅金融支援機構による登録住宅に対する改良資金融資等【法律・予算】

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置【予算】

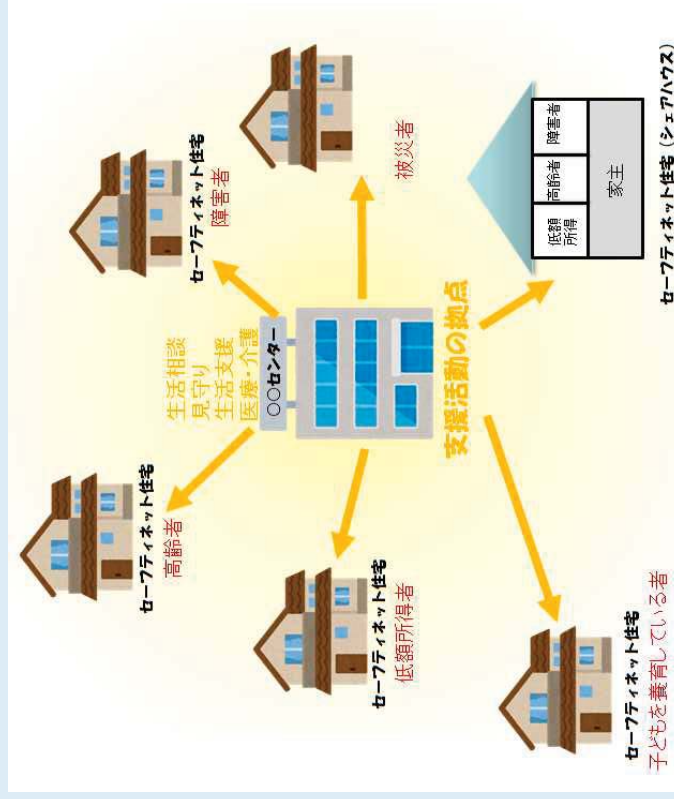
（専用の住宅として登録された住宅の場合）

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 ② 入居時の家賃債務保証料 （国費上限 2 万円 / 月・戸）（国費上限 3 万円 / 戸）
補助率	国 1 / 2 + 地方 1 / 2（地方が実施する場合の間接補助）
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり

セーフティネット住宅を活用したまちづくり例

まちなか

ごちゃまぜ



＜専用の登録住宅改修補助＞

- ・1/3補助
- ・上限100万円×室数

※改修後、専用住宅として、
10年間に以上使用が条件

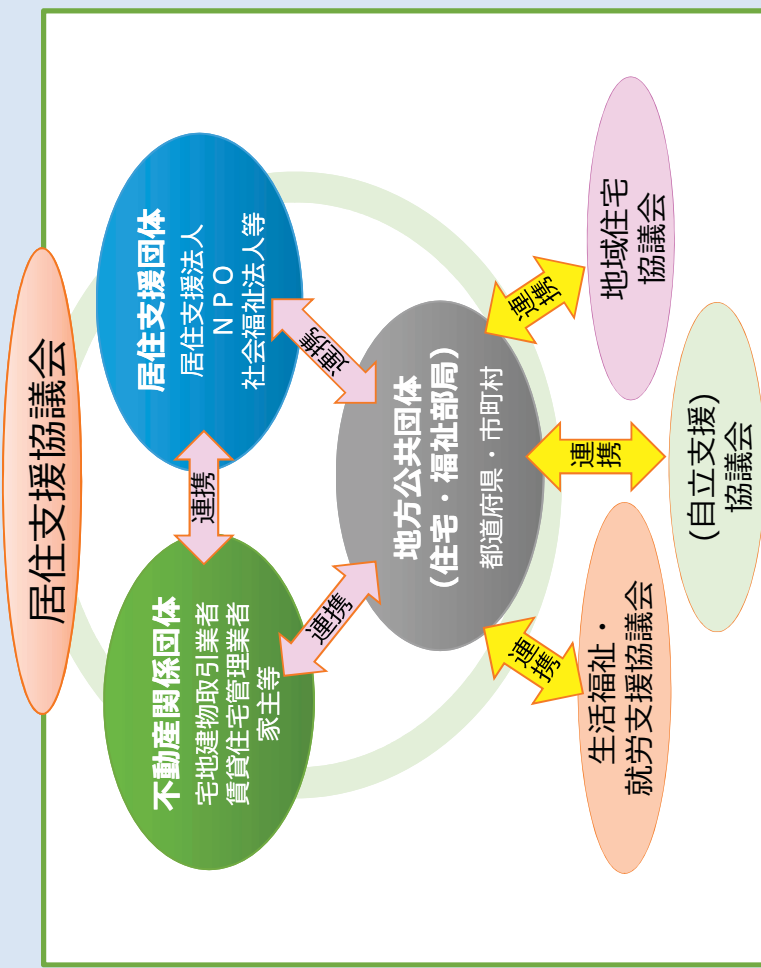
＜補助対象＞

- ・調査・設計
- ・バリアフリー化工事
- ・耐震化工事
- ・用途変更に伴う工事
（スプリングラー工事を含む）

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援（居住支援協議会と居住支援法人の概要）

居住支援協議会の概要

- 居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立
- 要配慮者向けの住宅情報の提供や相談、紹介等の支援を実施
- 平成29年12月末現在69協議会が設立（47都道府県、22区市町）



支援措置

居住支援協議会や居住支援法人が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組を支援
〔H30年度予算案〕重層的住宅セーフティネット構築支援事業（6.5億円）の内数（定額補助、補助限度額 1,000万円）

居住支援法人の概要

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
(公益社団法人・財団法人を含む)
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る
情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

今後の取り組み

- 各ソフト面の施策の実施促進
- 新たな住宅セーフティネット制度の普及促進（賃貸住宅の登録促進、代理納付（住宅扶助）の推進の手続等）
- 福祉・住宅行政の連携の強化
 - ・居住支援協議会の設置促進（住宅サイド、福祉サイド共通のプラットフォームづくり）
 - ・居住支援法人の指定促進（特に福祉サイドでの社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO等への働きかけ）

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係部局長等による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

厚生労働省 社会・援護局長、社会・援護局審議官（福祉連携、社会、障害保健福祉、児童福祉担当）
 社会・援護局 保護課長、地域福祉課長、地域福祉課 生活困窮者自立支援室長
 障害保健福祉部長、障害保健福祉部 障害福祉課長
 老健局長、老健局 高齢者支援課長
 子ども家庭局長、子ども家庭局 家庭福祉課長、家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

国土交通省 住宅局長、住宅局審議官
 住宅局 住宅政策課長、住宅総合整備課長、住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長、安心居住推進課長
 土地・建設産業局長、土地・建設産業局 不動産業課長

開催状況

- 第1回連絡協議会（平成28年12月22日）
 - ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
 - ・施策の現状・課題等について両省より報告等
- 第2回連絡協議会（平成29年2月27日）
- 第3回連絡協議会（平成29年6月29日）
- 第4回連絡協議会（平成29年11月8日）

農林水産省農村振興局

農福連携について

農林水産省農村振興局都市農村交流課

農福連携について

農林水産省における農福連携の支援施策としては、平成 29 年度より「農山漁村振興交付金」において「農福連携対策」として支援を行っているところ。

平成 30 年度についても、「2. 農山漁村交流対策」の中で、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組に対する「農福連携対策」として、引き続き支援を行う。

平成 30 年度は、平成 29 年度の支援内容と同様に、福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組への支援を行うこととしている。

具体的な拡充内容としては、障害者が作業内容を理解するための手順の図化や独自の作業マニュアルを作成する取組に係る経費への支援や、障害者が農作業などを行う上で安全性の確保や衛生管理のために必要となる施設整備への支援となっている。

農業分野における障害者就労を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク（協議会）を、地方農政局等の単位で設立している。

平成 26 年（第 1 回選定）からスタートした「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」は、平成 29 年選定（第 4 回選定）として、女性や高齢者、障害者が活躍している優良事例であるアクティブ賞に、「社会福祉法人 こころん」（福島県泉崎村）が選定されている。

この他に、「木更津市観光ブルーベリー園協議会」（千葉県木更津市）、「特定非営利活動法人 愛和報恩会」（富山県富山市）、「特定非営利活動法人 ピアファーム」（福井県あわら市）の 3 団体も農福連携に関わる医療・福祉の取組事例として、選定されている。

農山漁村振興交付金

【10,070(10,060)百万円】
(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景／課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、都市と農山漁村を人々が行き交う社会を実現し、すべての住民が農山漁村で生き生きと暮らしていける環境を創り出すことが重要です。
- ・そのため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

- 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させる
- 平成37年度の農村部の人口が2,151万人を下回らないよう人口減を抑制する

<主な内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援します。

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援します。

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

（事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等）
（交付率：定額、1／2等）

お問い合わせ先：

1 に関すること	農村振興局農村計画課	(03-6744-2203)
2 に関すること	農村振興局都市農村交流課	(03-3502-5946)
3 に関すること	農村振興局地域整備課	(03-3501-0814)

農山漁村振興交付金

【平成30年度予算概算決定額：10,070（10,060）百万円】
（平成29年度補正予算：345百万円）

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

普及啓発

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体：地域協議会
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限500万円等）



活動計画づくり



庭先集出荷

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限200万円等）



マルシェの開催

交流

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援。

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備等を一体的に支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額、1/2等



農作物収穫体験



古民家等の改修

農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限1年等
交付率：定額、1/2



障害者による
玉ねぎ収穫



高齢者のいきがい
農園の整備

定住促進

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限3年等
交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

事業実施主体：都道府県、市町村等
実施期間：上限5年等
交付率：定額、1/2等



農産物直売施設



味噌加工施設

農林水産省における農福連携の支援制度(30年度)

従来の福祉農園(附帯施設含む)及び加工・販売施設の整備や農産物の生産・加工技術等の習得に必要な技術支援等に加え、障害者が農作業等に取り組む場合に必要となる衛生設備、安全設備の整備や、分業体制の構築、作業内容を理解するためのマニュアル作成等を支援します。

対 策 名	内 容	補助率	実 施 主 体
農山漁村振興交付金 農山漁村交流対策 農福連携対策	(※ <u>下線部</u> は、平成30年度の拡充内容)		
○農福連携整備事業 (ハード)	障害者等の雇用及び就労を目的とする農園、高齢者の生きがい農園等の福祉農園又は、それらの附帯施設(休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、 <u>衛生設備、安全設備等</u>)の整備、及び福祉農園で生産する農産物の加工又は販売を行う施設の整備。 農業経営体が労働力として障害者を受け入れるための施設(休憩所、作業場、更衣室、 <u>衛生設備、安全設備等</u>)の整備。	1/2 以内	地域協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等
○農福連携支援事業 (ソフト)	福祉農園での農産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等並びに <u>分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成</u> 。 障害者の受け入れに当たっての農作業等の支援サポーター育成・派遣、就農等を希望する障害者に対する農業経営体における研修並びに <u>分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成</u> 。	定額	同上
○普及啓発等推進対策事業	農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組並びに農業と新たな福祉分野との連携及び農福連携の推進に係る調査、研究等(全国対策)。	定額	社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等



福祉農園(水耕栽培)



福祉農園(玉ねぎ収穫)



農産物加工



附帯施設(資材置き場)

(参考) 地方ブロック毎のネットワーク

農業分野における障害者就労の促進ネットワーク(協議会)

- 農業分野における障害者就労を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク(協議会)を、地方農政局等の単位で設立しています。
- 全国で展開する優良事例の紹介や、関係者が集うセミナーの開催等を行っていますので、気軽にお問い合わせください。

農業分野における障害者の就労促進

(全体のお問い合わせ)

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

事務局: 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL: 03-3502-5948

北海道地域の農福連携推進ネットワーク

(対象地域: 北海道)

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/index.html>

事務局: 北海道農政事務所企画調整室 TEL: 011-330-8801(内線211,212,213)

東北地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/syurou/network/syurou_net.html

事務局: 東北農政局農村振興部農村計画課 TEL: 022-263-1111(内線4125,4065)

関東ブロック障害者就農促進協議会

(対象地域: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>

事務局: 関東農政局農村振興部農村計画課 TEL: 048-600-0600(内線3402,3407)

北陸障がい者就農促進ネットワーク

(対象地域: 新潟県、富山県、石川県、福井県)

<http://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/challenge.html>

事務局: 北陸農政局農村振興部農村計画課 TEL: 076-263-2161(内線3425)

東海地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域: 岐阜県、愛知県、三重県)

<http://www.maff.go.jp/tokai/noson/keikaku/shogai/index.html>

事務局: 東海農政局農村振興部農村計画課 TEL: 052-201-7271(内線2522,2519)

近畿ブロック「農業と福祉の連携による就労・雇用促進ネットワーク」

(対象地域: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

<http://www.maff.go.jp/kinki/keiei/sien/nouhuku/nouhuku.html>

事務局: 近畿農政局農村振興部農村計画課 TEL: 075-451-9161(内線2417,2421)

中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク

(対象地域: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

<http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/fukusi/index.html>

事務局: 中国四国農政局農村振興部農村計画課 TEL: 086-224-4511(内線2522,2521)

九州地域農福連携促進ネットワーク

(対象地域: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/noufuku/noufuku1.html>

事務局: 九州農政局農村振興部農村計画課 TEL: 096-211-9111(内線4616,4611)

沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク

(対象地域: 沖縄県)

<http://www.ogb.go.jp/nousui/nousin/016729.html>

事務局: 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 TEL: 098-866-0031(内線83323,83336)

「デイスカバー農山漁村の宝」の概要

趣旨

「デイスカバー農山漁村の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国に発信するもの

対象となる取組

- 美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承
- 幅広い分野・地域との連携による農林水産業・農山漁村の再生
- 国内外の新たな需要に即した農林水産業の実現

選定証授与式・交流会

選定地区の代表者を首相官邸に招いて選定証を授与し、内閣総理大臣、農林水産大臣等からの直接の激励や地域リーダー同士の交流を行う。

(参考) 選定証授与式・交流会 (平成29年11月22日に開催)



内閣総理大臣による激励・意見交換



齋藤農林水産大臣からの特別賞の贈呈

有識者懇談会委員

あん・まくだなど	上智大学大学院教授、慶應義塾大学特任教授
今村 司	日本テレビ放送網(株) 事業局長
織作 峰子	大阪芸術大学教授、写真家
田中 里沙	事業構想大学院大学学長
永島 敏行	俳優、(有)青空市場 代表取締役
林 良博(座長)	国立科学博物館館長
藤井 大介	(株)大田原ツーリズム代表取締役社長
三國 清三	オテル・ドウ・ミクニ オナーシェフ
向笠 千恵子	フードジャーナリスト、食文化研究家
横石 知二	(株)いろいろり 代表取締役社長
	(五十音順、敬称略)

ロゴマーク



農山漁村の原風景をモチーフに、知恵と工夫で地域の特徴を生かした地域住民の絆、たゆまぬ向上心、やさしい手、温かい手づくりで支えるパワーが、キラリと光る「農山漁村(むら)の宝」として輝きを増している様子を表しています。

(製作者：松岡 英男 様 (グラフィックデザイナー))

グランプリ及び特別賞について（第4回選定）

グランプリ及び特別賞の決定

平成26年（第1回選定）からスタートした「ディスカバー農山漁村の宝」は、平成29年選定（第4回選定）として、本年6月中旬から約3ヶ月間公募し、合計844件の応募の中から31地区を選定。第4回選定においては、選定された31地区の中からさらにグランプリ及び特別賞（フレンドシップ賞、ジビエグルメ賞、チャレンジ賞、アクティブ賞、プロデュース賞）を決定

グランプリ

各ブロック1位（9地区）のうち、最も
優良な事例

<NPO法人 ASO田園空間博物館>

道の駅に多言語対応可能な観光窓口を設置し、訪れた外国人旅行者は、平成27年までの4ヶ年で、約1,800人から約2,900人に増加



フレンドシップ賞

インバウンドに対応した農泊に取り組む
優良事例

<大歩危・祖谷いってみる会>

香港やシンガポールの裕福層の誘客に取り組み、外国人宿泊者数は、直近5ヶ年で約2千人から約1万5千人に増加



ジビエグルメ賞

捕獲鳥獣をジビエ等に有効活用している
優良事例

<古座川ジビエ振興協議会>

ジビエ料理の普及のため、地元小中学校の給食でジビエ料理を提供するとともに、シカ肉を活用した「里山ジビエバーガー」を開発し、年間3万個を販売



チャレンジ賞

輸出に取り組む優良事例

<有限会社 飛驒山椒>

高齢者による山椒収穫と女性による商品開発に取り組み、フランスの商談会等への出席により、平成29年の輸出額は約2百万円となる見込み



アクティブ賞

女性や高齢者、障害者が活躍している
優良事例

<社会福祉法人 ごころん>

障がい者の社会参加、就業支援のため地域の農産物や加工品を販売する直売所を運営し、直近5ヶ年で売上が約2千万円から約5千8百万円と約3倍に増加



プロデュース賞

6次産業化の推進に取り組む優良事例

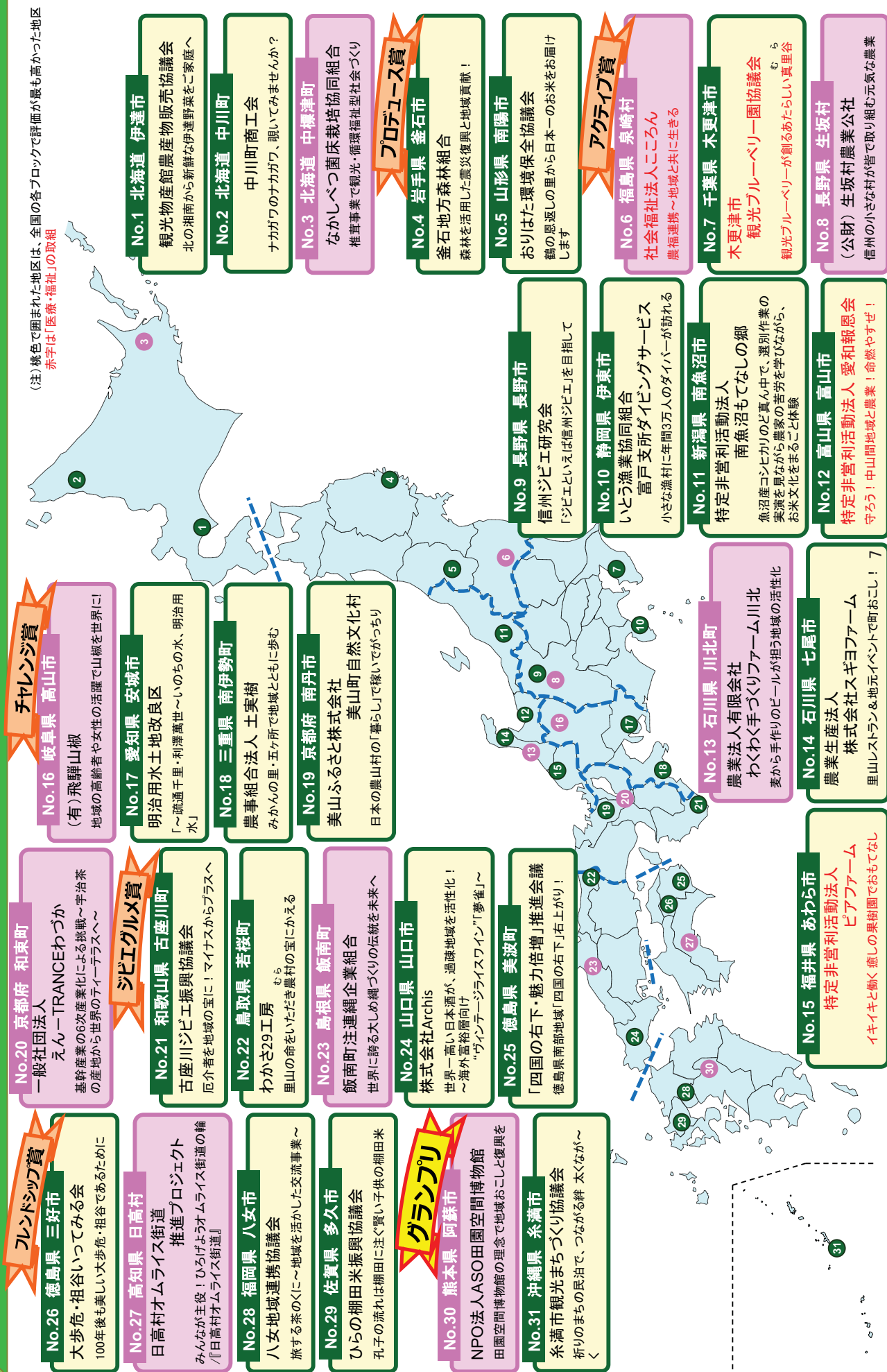
<釜石地方森林組合>

東日本大震災をきっかけに、他業種との連携による新たな木製品を開発し、直近2ヶ年で売上が約4百万円から約6百万円に増加



「デイスカバー農山漁村の宝」(第4回選定) 選定地区一覧

(注) 桃色で囲まれた地区は、全国の各ブロックで評価が最も高かった地区
赤字は「医療・福祉」の取組





6次産業化

医療・福祉

復興

いずみぎむら
福島県 泉崎村



アクティブ賞

No.6 社会福祉法人 こころん

農福連携～地域と共に生きる

直売所こころや



養鶏場で採卵した鶏卵



仮設住宅への移動販売

概要

- 障がい者の社会参加、就業支援のため、地域の農産物や加工品を販売する直売所を運営。
- 耕作放棄地を再生利用し、無農薬、無化学肥料で農産物を栽培。
- 継続できなくなった養鶏場を引き継ぎ鶏卵養鶏を実施。
- 高齢化が進む団地や東日本大震災の仮設住宅へ野菜や加工品を移動販売。

成果

- 直売所の売上は、約2,000万円から約5,800万円に増加（H24-H28）。
- 売上増加により、工賃も向上し、障がい者の経済的自立に寄与。
- 自家生産の農産物の売上は、約120万円から約330万円に増加（H24-H28）。
- 障がい者への理解が進み、利用者が地域にとけこむことができた。

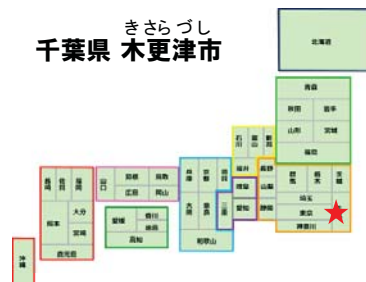


自然・景観

医療・福祉

女性の活躍

きさらづし
千葉県 木更津市



No.7 木更津市観光ブルーベリー園協議会

観光ブルーベリーが創るあたらしい真里谷

きれいに整備された農園



様々な加工品の開発・販売



障がい者が活躍する観光農園



概要

- 全農園が統一した無農薬、有機肥料中心のブルーベリー栽培方法を採用。
- 女性の視点による加工品の開発やカフェの開店などに取り組む。
- 障がい者の自立した生活実現のため、20名の障がい者を雇用。
- 観光農園だけでなく、景観美化などの地域づくりに取り組む。

成果

- 会員農園が5園から10園に増加（H19-H28）。
- 来園者は、約4,800人から約12,000人に増加（H22-H28）。
- 加工品の売上は、約1,000万円から約1,900万円に増加（H24-H28）。
- 駅や小学校にもブルーベリーが植栽され、地域づくりに貢献。



6次産業化

医療・福祉

中山間地域の発展

とやまし
富山県 富山市



No.12 特定非営利活動法人 愛和報恩会

守ろう！中山間地域と農業！命燃やすぜ！

製造した加工品の移動販売



収穫したコシヒカリでおだんごの製造



収穫した野菜の選別作業

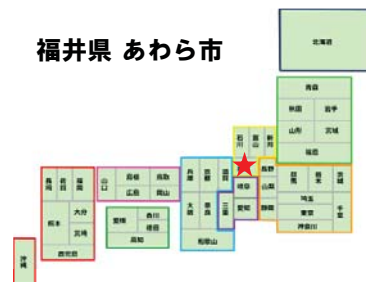


概要

- 中山間地域の担い手がない畑や水田を障がい者の力で耕作。
- 製造した加工品の移動販売車での販売や、高齢者宅への弁当宅配を実施。
- 地元和紙製造所と連携して^{こうぞ}楮和紙の復活に取り組む。
- 国内外の被災地等への支援に取り組む。

成果

- 農村地域社会の維持に貢献。
- 耕作面積は、4.0haから5.5haに増加（H25-H28）。
- 農産物や加工品などの売上は、約2,100万円から約2,400万円に増加（H25-H28）。
- 農業や被災地支援が障がい者の生きがいに繋がっている。



No.15 特定非営利活動法人 ピアファーム

イキイキと働く 癒やしの果樹園でおもてなし

耕作放棄地の開墾作業



梨の栽培、収穫をするメンバーとスタッフ



6次化商品の梨ジュースが好評

概要

- 耕作放棄地や廃園した梨園を、障がい者の就業の場として、果樹を栽培。
- 引退した農園主の指導の下で栽培。ジュース等への加工も実施。
- 直売所を開設し、生産した農作物、加工品のほか、契約した農家の農産物も販売。
- ブドウ農園での摘み取り体験を開始し、外国人旅行者も受入れ。

成果

- 生産した農作物の売上は、約1,600万円から約2,200万円に増加（H24-H28）。
- 直売所の売上は、約2,500万円から約2.1億円に増加（H24-H28）。
- 障がい者の取組が、耕作放棄地の再生や地域の活性化に貢献。

内閣府成年後見制度利用促進担当室

1. 成年後見制度利用促進法に基づく国の基本計画推進に向けて（内閣府）

（内閣府から厚生労働省への事務移管等について）

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）の施行に伴い、内閣府において、関係行政機関（促進法上、法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいうとされる）及び裁判所を含めた関係機関と緊密な連携をとりつつ、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、総合的な取組を推進しているところである。また、促進法第23条第1項に基づき、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

平成29年度現在、内閣府が担っている事務は、促進法の附則に基づき、平成30年度より厚生労働省へ移管されることになる。具体的には、平成30年4月より、社会・援護局地域福祉課に「成年後見制度利用促進室（仮称）」を設置し、高齢者・障害者に対する制度利用促進施策を所管する老健局、障害保健福祉部と連携しつつ、関連施策の一体的な推進を図る体制を整備することとしている。

（国の基本計画推進に向けての財政措置及び技術的支援について）

国の基本計画においては、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。」ことが施策目標として掲げられている（基本計画p.4参照）。この目標を達成するためには、すべての市町村において、

○必要に応じ市町村圏域を超えた広域対応も視野に入れつつ、権利擁護支援のニーズを把握し成年後見制度の利用が必要な人を確実にその利用につなげる地域連携ネットワーク・中核機関の整備 及び

○そのニーズに対応する観点から、市民後見人・法人後見の担い手等の育成等の施策を推進することが求められる。

こうしたことを踏まえ、平成30年度においては、地方交付税措置として、市町村の計画作成に要する費用、及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う

中核的な実施機関の運営に要する費用に当てていただくための成年後見等実施機関運営事務費が新設される方向で政府部内の調整が進められており、各自治体においては、上記取組を本格化することが強く求められることとなる。

上記の財政的な支援措置の調整に加え、国としては、各自治体への技術的な支援措置として、中核機関の設置等の業務がスムーズに進められるよう、平成29年度厚生労働省老健局の老人保健健康増進等事業において、全国の先進事例の調査結果などを踏まえた「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（仮称）を検討してきたところであり、作成でき次第、公表される予定である。

（基本計画における都道府県の役割について）

中核機関や地域連携ネットワークの整備は、国の基本計画上は市町村の業務と位置づけられているが、これらの業務は都道府県を基本単位とする家庭裁判所や司法・福祉の専門職団体との密接な連携の下進める必要があること等から（基本計画p. 22参照）、促進法第24条（都道府県の講ずる措置）を踏まえ、都道府県による援助が非常に重要である。

国の基本計画においても、都道府県は、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、

○各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する

○特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等を進める

○各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う

○都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置を検討する

などの対応が求められているところである（基本計画p. 22参照）が、促進法施行後、都道府県としての取組には大きな差がみられるところである。

(都道府県における当面の取組について(平成30年度における施策推進に向けて))

当面、都道府県におかれては、上述した平成29年度及び平成30年度における国の動きに即応し、平成30年度において各市町村における取組が着実に推進されるよう、以下の取組を進めていただくようお願いする。

①都道府県内・市町村内における施策推進体制等の整備

都道府県内における施策取りまとめ・各事業推進の役割分担等が未だ決まっていない都道府県にあつては、速やかに、施策取りまとめ等の役割分担（施策推進体制）を決定いただきたい。

また、各都道府県下の市町村に対しても、早期に各市町村内における役割分担を調整し、施策推進体制を整備するよう、ご指導をお願いしたい。

②中核機関の設置に向けた市町村の取組の側面支援

上述した国の財政措置及び技術的支援（「手引き」）を踏まえ、各都道府県下の市町村に対し、できる限り速やかに中核機関の設置の方針（市町村直営か委託か、市町村単独設置を目指すか複数市町村による共同設置を目指すか等）につき検討を進めるよう、ご指導をお願いしたい。

なお、中核機関設置準備会の運営費用等についても、厚生労働省老健局の補助事業（認知症総合戦略推進事業）において補助対象とされているので、了知ありたい。

また、複数市町村による共同設置を目指す市町村に対しては、上述の「手引き」も参考に、また家庭裁判所の管轄をも考慮しつつ、近隣自治体間の調整が円滑に進むよう、必要な助言等をお願いしたい。

③都道府県下における施策推進状況の把握等

各都道府県におかれては、都道府県下の市町村の施策の推進状況を継続的に把握・評価するとともに、都道府県を基本単位とする司法関係機関・専門職団体・社会福祉協議会等との連携推進を含め、都道府県下の施策の着実な推進に配慮いただき、必要に応じ、国に報告・相談いただくようお願いしたい。

国としては、基本計画（平成29年度から平成33年度まで）中間年度である平成31年度に課題の整理・検討を行うこととしており（基本計画p.7参照）、平成

30年度における各都道府県内の施策の進捗状況及び都道府県としての取組についても、必要な調査等を行っていく考えであり、ご協力をお願いしたい。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年を念頭（平成29年度～33年度）
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

（１）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

（２）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」（注１）による本人の見守り
- ・「協議会」等（注２）によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等）
- ・相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）
- ・利用促進（マッチング）機能
- ・後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）
- ・不正防止効果

（３）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
（預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み）

注１：福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注２：福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭（平成29年度～33年度）。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすいさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1)

利用者がメリットを実感で
きる制度・運用の改善
ー制度開始時・開始後に
おける身上保護の充実ー

- 高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。
- 本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。
- 本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。
- 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

(2)

権利擁護支援の地域連
携ネットワークづくり

○以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

○地域連携ネットワークの基本的仕組み

- ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
 - ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)
- ➡地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。

◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

◎中核機関の設置・運営形態

- ・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
- ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
- ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)

※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 — 安心してできる環境整備 —	○ 現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策（預貯金の適切な管理、私戻方法等）を検討する。 ○ 今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。 ○ 移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。
(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項	○ 任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。 ○ 成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。（例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い） ○ 市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。
(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割	○ 市町村の役割：中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等 ○ 都道府県の役割：広域的見地からの市町村の支援等 ○ 国の役割：財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など ※関係団体（福祉関係者団体・法律関係者団体）の積極的な協力が重要
(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	○ 医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくようなできる限り速やかに検討する。
(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し	○ 成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。
(8) 死後事務の範囲等	○ 平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知		パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II	市町村計画の策定		国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ		
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定の支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進 診断書の在り方等の検討	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備 相談体制・地域連携ネットワーク構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすいとの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況を踏まえたとより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進 専門職団体等による自主的な取組の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたとより効率的な不正防止の在り方の検討		
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理	参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで			

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

内閣府政策統括官（共生社会担当）

第4次障害者基本計画(案) 概要

I 第4次障害者基本計画とは

【位置付け】 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）

【計画期間】 平成30(2018)年度からの5年間

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、本年2月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

III 基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(※)向上の視点を取り入れていく
(※) アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

- (※) 障害者権利条約：我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。
- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

V 各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
 - ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
 - ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進
 - ・ICTを活用した歩行者移動支援

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 - ・聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
 - ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 - ・障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
 - ・Eメール等での緊急通報、障害特性に配慮した消費者相談
 - ・障害者支援施設の安全体制確保

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
 - ・障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
 - ・相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止

第4次障害者基本計画(案) 概要

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○ 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施 ○ 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築 ・ 障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援 ・ 発達障害者等へのピアサポートの推進 ○ 地域生活への移行の支援 ・ 一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入 ○ 障害のある子供への支援の充実 ・ 医療的ケアが必要な障害児への包括的支援 ○ 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発 ○ 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保	6. 保健・医療の推進 ○ 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・ 退院後の精神障害者の支援 ○ 地域医療体制 ・ 身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実 ○ 研究開発等の推進 ・ 最新技術を活用した自立支援機器の開発 ・ 難病治療法の研究開発	7. 行政等における配慮の充実 ○ 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実 ○ アクセシビリティに配慮した行政情報の提供 ・ 行政機関の窓口での配慮 ・ ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮
---	--	---

8. 雇用・就業・経済的自立の支援 ○ 総合的な就労支援 ・ 雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・ 精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進 ○ 多様な就業機会の確保 ・ テレワーク等の柔軟な働き方の推進 ・ 福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上） ・ 農業分野の就労支援	9. 教育の振興 ○ 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備 ・ 個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実 ○ 障害のある学生の支援 ・ 各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援 ○ 障害者の生涯を通じて多様な学習活動の充実 ・ 障害者の各ライフステージにおける学びの支援	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○ 障害者の芸術文化活動への参加 ・ 特別支援学校での質の高い文化芸術の体験 ○ 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化 ・ パラリンピック等のアスリートの育成強化	11. 国際社会での協力・連携の推進 ○ 国際的協調の下での障害者施策の推進 ○ 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信
--	--	--	--

第4次障害者基本計画(案) 主な成果目標

< 安全・安心な生活環境の整備 >

指 標	現状値 (直近値)	目 標 値
一定の旅客施設のバリアフリー化率 ^(注1)	86.1% (段差解消) (2015年度)	約100% (同左) (2020年度)
ノンステップバスの導入率 ^(注2)	50.1% (2015年度)	約70% (2020年度)
福祉タクシーの導入台数	15,026台 (2015年度)	約28,000台 (2020年度)

(注1) 1日当たりの平均的な利用客数が3000人以上である全ての旅客施設のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合

(注2) 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

< 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 >

指 標	現状値 (直近値)	目 標 値
対象番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	97.4% (NHK総合) 99.5% (民放キ-5局) (2016年度)	100% ^(注3) (NHK総合・民放キ-5局) (2022年度)

(注3) 対象時間を1日当たり17時間から18時間に拡大した上で100%

< 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指 標	現状値 (直近値)	目 標 値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	37.8% (一般市町村) (2017年4月)	70%以上 (同左) (2022年度)

< 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 >

指 標	現状値 (直近値)	目 標 値
発達障害者支援地域協議会の設置率	87% (都道府県・政令市) (2016年度)	100% (同左) (2022年度)
地域生活支援拠点 ^(注4) を整備している市町村又は障害福祉圏域の数は	37市町村9圏域 (2017年4月)	全ての地域 (2020年度)

(注4) 居住支援のための機能 (相談、緊急時の受入等) を担う拠点

< 保健・医療の推進 >

指 標	現状値 (直近値)	目 標 値
精神病棟での1年以上の長期入院患者数	約18.5万人 (2014年度)	14.6~15.7万人 (2020年度)
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	〔2018年4月から新たな医療提供体制を整備〕	100% (2022年度)

< 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指 標	現状値 (直近値)	目 標 値
一定規模以上の企業で雇用される障害者数	47.4万人(50人以上) (2016年6月)	58.5万人(43.5人以上) (2022年度)
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	171億円 (2016年度)	前年度比増 (~2022年度)

< 教育の振興 >

指 標	現状値 (直近値)	目 標 値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	81.9% (指導計画) 75.7% (教育支援計画) (2016年度)	おおむね100% (2022年度)
障害学生の就職先開拓、就職活動支援を行う大学等の割合	21% (2016年度)	おおむね100% (2022年度)

< 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

指 標	現状値 (直近値)	目 標 値
パラリンピック競技大会における金メダル数	0個 (2016年度)	過去最高の金メダル数 (2020年度)

日本医療機能評価機構

● 産科医療補償制度の周知について

【制度の概要】

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的に平成 21 年 1 月に創設された制度であり、(公財) 日本医療機能評価機構が運営している。

補償対象と認定されると、準備一時金と補償分割金をあわせ総額 3,000 万円の補償金が支払われるとともに、医学的観点から原因分析が行われ原因分析報告書が保護者と分娩機関へ送付される。

また、本制度の透明性を高めることと再発防止や産科医療の質の向上を図ることを目的として、原因分析報告書の「要約版」を公表している。さらに、原因分析された複数の事例をもとに再発防止策などを提言した「再発防止に関する報告書」を分娩機関や関係学会・団体、行政機関などに提供している。

直近の制度の運営状況を関連資料 1「産科医療補償制度ニュース第 5 号」に掲載しているので、ご確認いただきたい。

【補償申請期限】

補償申請期限は児の満 5 歳の誕生日までであり、平成 25 年 3 月以降に出生した児は、順次、補償申請期限を迎えることとなる。補償対象と考えられる脳性麻痺児が、満 5 歳の誕生日を過ぎたために補償申請ができなくなる事態が生じないように、補償申請に関する周知活動を継続的に行っている。

具体的には、市区町村の障害者手帳申請窓口のほか、産科医療関係者をはじめ小児科医、小児神経科医、リハビリテーション科医などの医療関係者、脳性麻痺児に関わる機会の多い福祉関係者、および脳性麻痺児が入通所する施設などに、補償対象となる範囲や補償申請期限等に関するチラシ・ポスターを配布している。

今後も本制度、特に補償申請期限について、市区町村の障害者手帳申請窓口等において、関連資料 2「重度脳性まひのお子様とご家族の皆様へ 産科医療補償制度の申請期限は満 5 歳の誕生日までです」のチラシ・ポスターを活用するなどにより、引き続き周知いただくようお願いしたい。

また、多くの都道府県や市区町村のホームページに本制度の周知文書等を掲載いただいております、この場を借りて厚く御礼申し上げますとともに、引き続きの協力をお願いしたい。

なお、チラシ・ポスター等が届いていない場合や追加で必要な場合は、産科医療補償制度専用コールセンターにご連絡いただきたい(随時無料にて送付)。

● 産科医療補償制度専用コールセンター

フリーダイヤル 0120-330-637

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝・年末年始除く）

● 産科医療補償制度ホームページ

産科医療

検索

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>